

官報 号外

平成二十九年六月八日

○第百九十三回 衆議院會議録 第三十二号

平成二十九年六月八日(木曜日)

議事日程 第二十六号

平成二十九年六月八日

午後一時開議

第一 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

第二 平成二十六年一般会計歳入歳出決算
平成二十六年特別会計歳入歳出決算
平成二十六年国税収納金整理資金受払計算書

第三 平成二十六年政府関係機関決算書
平成二十七年一般会計歳入歳出決算
平成二十七年特別会計歳入歳出決算
平成二十七年国税収納金整理資金受払計算書

第四 昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和二十年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算

第五 平成二十六年国国有財産増減及び現在額総計算書
平成二十六年国国有財産無償貸付状況総計算書

第六 平成二十六年国国有財産無償貸付状況総計算書

第七 平成二十七年国国有財産増減及び現在額総計算書

第八 平成二十七年国国有財産無償貸付状況総計算書

第九 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)

第十 公職選挙法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出)

第十一 農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十二 刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

日程第二 平成二十六年一般会計歳入歳出決算
平成二十六年特別会計歳入歳出決算
平成二十六年国税収納金整理資金受払計算書

平成二十六年政府関係機関決算書
平成二十七年国国有財産増減及び現在額総計算書
平成二十七年国国有財産無償貸付状況総計算書

日程第三 平成二十七年一般会計歳入歳出決算
平成二十七年特別会計歳入歳出決算
平成二十七年国税収納金整理資金受払計算書

平成二十七年政府関係機関決算書
昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和二十年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算

日程第四 昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和二十年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算
日程第五 平成二十六年国国有財産増減及び現在額総計算書

日程第六 平成二十六年国国有財産無償貸付状況総計算書
日程第七 平成二十七年国国有財産増減及び現在額総計算書

日程第八 平成二十七年国国有財産無償貸付状況総計算書
日程第九 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)

日程第十 公職選挙法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出)

日程第十一 農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十二 刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時二分開議
○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

○議長(大島理森君) この際、御紹介申し上げます。

ただいま丁世均大韓民国国会議長一行が外交官傍聴席にお見えになっておりますので、諸君とともに心から歓迎申し上げます。

(起立、拍手)

○議長(大島理森君) 御報告することがあります。

永年在職議員として表彰された元議員中井治君は、去る四月二十二日逝去されました。痛惜の念にたえません。謹んで御冥福をお祈りいたします。

中井治君に対する弔詞は、議長において去る二日既に贈呈いたしております。これを朗読いたします。

(総員起立)

衆議院は、多年憲政のために尽力され、特に院議をもつてその功労を表彰され、さきに商工委員長、予算委員長、国会等の移転に関する特別委員長、要職につき、またしばしば国務大臣の重任にあたられた正三位旭日大綬章 中井治君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます。

○議長(大島理森君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

は、出口において長期金利が上昇し、日銀当座預金の超過準備額に係る適用利率の引上げ等により、収益が減少することが見込まれることから、債券取引損失引当金を十分に確保するなど、財務の健全性の維持に努めるべきである。

預金保険機構の金融機能早期健全化勘定については、多額の利益剰余金が生じていることから、余裕資金の有効活用のため、適時に国庫納付したり、預金保険機構の財務の健全性維持に活用したりできるよう制度を整備することも含め、その取扱いを早急に検討すべきである。

税制については、租税特別措置における研究開発税制等を適用するに当たり、実態調査等により制度の公平性・中立性等について検証し、特定の業界・法人に偏っている状況を見直すべきである。また、当該制度によって促進された研究開発投資等の効果について検証すべきである。

また、本院は国における決算の意義と重要性を踏まえ、その審議を進めてきたところである。政府においても、本院の議決を次年度以降の予算編成に反映できるよう決算審議の充実と迅速化に向けた取組に協力すべきである。

2 待機児童対策に関しては、地方公共団体間で待機児童の定義が統一されていないことやいわゆる「三歳の壁」問題等が生じている現状を踏まえ、これらの早期の解決を図るとともに、それぞれの状況に応じた丁寧な支援に努めるべきである。

地方の医師不足対策については、都市部と地方の医師の偏在を改善するための施策を検討し、地方の医師不足の解消に努めるべきである。

的に整備されている死体腎移植が進んでいない現状を踏まえ、一層の推進に努めるべきである。

3 高速道路については、企業立地や広域観光の促進、防災機能の強化といった多様なストック効果が見込まれることを踏まえ、高速度道路ネットワークの整備及び機能強化を効果的・効率的に実行すべきである。

駅ホームにおける安全対策については、鉄道事業者と緊密に連携し、利用者十万人未満の駅についてもホームドア整備等の転落事故防止に向けた取組を視覚障害者等の意見を踏まえて一層促進すべきである。

4 国有財産については、国民共有の貴重な財産であることから、大阪府に所在する学校法人への国有地売却を踏まえ、法令等に基づき適切に管理処分を行うとともに、地方公共団体等に公的な用途で売却する場合に、相手先や売却価格を原則開示するなど、情報開示に努めるべきである。

5 公文書管理については、国の諸活動の経緯等を検証するための事実の記録である行政文書の重要性に鑑み、対象文書の範囲や保存期間の基準の見直しを含めた各府省における公文書管理の質を高めるための取組について早急に検討すべきである。

6 文部科学省の組織的な再就職等問題については、同省が再就職等規制違反とその後の隠れ行為により、国民の信頼を著しく損なったことは極めて遺憾である。

政府は、同問題の調査結果を踏まえ、再発防止のため、国家公務員の再就職に係る届出の徹底を図るとともに、実効性のある措置を検討すべきである。

7 朝鮮総督府特別会計ほか九特別会計(旧外地特別会計)の昭和十九年度及び昭和二十年度の歳入歳出決算については、その処理が長期間延期されてきたことは遺憾である。

り、政府は、提出された歳入歳出の科目の内訳の記載が不完全なものであることを真摯に受け止めるべきである。また、一般会計に帰属することとなった旧外地特別会計に係る債権については、問合せ先、照会方法等の周知を図るとともに、問合せについては誠実に対応するなどして、発生する可能性のある債権債務の処理に万全を期すべきである。

二 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それは正の措置を講じるとともに、綱紀を肅正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

三 決算のうち、前記以外の事項については不法又は不当な収入支出は認められないため異議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行財政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じた効果的かつ効率的な行政を推進し、もって国民の信託にこたえるべきである。

以上が、議決案の内容であります。

次に、討論 採決を行った結果、平成二十六年及び平成二十七年決算並びに昭和十九年度及び昭和二十年度の朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算は賛成多数をもって議決案のとおり議決すべきものと決し、平成二十六年及び平成二十七年年度の国有財産増減及び現在額総計算書並びに国有財産無償貸付状況総計算書は、いずれも賛成多数をもって是認すべきものと議決いたしました。

なお、決算審査のおくれを解消するため、今国会においては、平成二十四年度から四年度分の決算について並行して審査を行ってまいりました。本委員会におきましては、今後は、各年度ごとに審査を行い、次年度決算が提出されるまでに審査を終了するよう努める旨を確認しておりますので、今後の各会派の御協力をよろしくお願いいたします。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) これより採決に入ります。まず、日程第二ないし第四の各件を一括して採決いたします。

各件を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、各件とも委員長報告のとおり議決いたしました。

次に、日程第六及び第八の両件を一括して採決いたします。

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、両件とも委員長報告のとおり議決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、両件とも委員長報告のとおり議決いたしました。

次に、日程第六及び第八の両件を一括して採決いたします。

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、両件とも委員長報告のとおり議決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、両件とも委員長報告のとおり議決いたしました。

日程第九 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)

○議長(大島理森君) 日程第九、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長長の趣旨弁明を許します。内閣委員長秋元司君。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

(秋元司君登壇)

○秋元司君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、青少年によるインターネットの利用状況の変化に鑑み、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービスの利用の促進を図るため、携帯電話インターネット接続役務提供者等の青少年確認義務、説明義務及び青少年有害情報フィルタリング有効化措置実施義務を新設するとともに、インターネット接続機器の製造事業者の義務の対象となる機器の範囲の拡大等の措置を講ずるものであります。

本案は、昨七日の内閣委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

○議長(大島理森君) 日程第十は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

日程第十 公職選挙法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出)

○議長(大島理森君) 日程第十、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長長の趣旨弁明を許します。政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長竹本直一君。

公職選挙法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

(竹本直一君登壇)

○竹本直一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、都道府県または市の議会の議員の選挙において、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、選挙運動用のビラの頒布を認めようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、都道府県または市の議会の議員の選挙において、候補者は一定の範囲内で選挙運動用のビラを頒布することができることとしております。

第二に、ビラの作成費用については、都道府県または市は、それぞれ、条例で定めるところにより、無料とすることができることとしております。

なお、この法律は、平成三十一年三月一日から施行することとしております。

本案は、昨七日、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

以上であります。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

日程第十一 農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第十一、農業災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。農林水産委員長北村茂男君。

農業災害補償法の一部を改正する法律案及び同

報告書

(本号末尾に掲載)

(北村茂男君登壇)

○北村茂男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における農業をめぐる状況の変化に鑑み、農業経営の安定を図るため、農業者の農

業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和するための農業経営収入保険の事業を創設することにも、農業共済事業について農作物共済の当然加入制の廃止その他の見直しを行うこと等とし、法律の題名を農業保険法に改めようとするものであります。

本案は、去る五月三十日本委員会に付託され、翌三十一日山本農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、六月一日から質疑に入り、六日に参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行い、昨七日質疑を終局いたしました。

質疑終局後、本案に対し、自由民主党・無所属の会、民進党・無所属クラブ、公明党及び日本維新の会の四党派共同提案により、国は、農業者の農業保険への加入が促進されるよう、農業者の適切な選択に資する情報の提供等に努めるものとする規定を追加すること、行政庁は、農業保険の実施主体に対し、その効率的かつ円滑な実施に関し必要な情報の提供または指導もしくは助言を行うよう努めるものとする規定を追加すること等の修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(大島理森君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

日程第十二 刑法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第十二、刑法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長鈴木淳司君。

刑法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(鈴木淳司君登壇)

○鈴木淳司君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年における性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、強姦罪の構成要件及び法定刑を改めて強制性交等罪とともに、監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪を新設するなどの処罰規定の整備を行い、あわせて、強姦罪等を親告罪とする規定を削除しようとするものであります。

本案は、去る六月二日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、六日金田法務大臣から提案理由の説明を聴取しました。

翌七日、質疑を行い、質疑を終局したところ、本案に対し、自由民主党・無所属の会、民進党・無所属クラブ、公明党、日本共産党及び日本維新の会の共同提案により、政府において、この法律の施行後三年を目途として、性犯罪における被害の実情、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策のあり方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする旨の検討規定の追加を内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取しました。

平成二十九年六月八日 衆議院会議録第三十二号

次いで、採決した結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十二分散会

出席國務大臣

財務大臣	麻生太郎君
総務大臣	高市早苗君
法務大臣	金田勝年君
厚生労働大臣	塩崎恭久君
農林水産大臣	山本有二君
國務大臣	加藤勝信君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

港灣法の一部を改正する法律

地方自治法等の一部を改正する法律

刑法の一部を改正する法律案 議長の報告

一、昨七日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

一、昨七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

医療法等の一部を改正する法律

中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律

(報告書及び文書受領)

一、去る二日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

科学技術基本法第八条の規定に基づく「平成二十八年科学技術の振興に関する年次報告」

水産基本法第十条第一項の規定に基づく「平成二十八年水産の動向」に関する報告

水産基本法第十条第二項の規定に基づく「平成二十九年水産施策」についての文書

エネルギー政策基本法第十二条の規定に基づく「平成二十八年エネルギーに関する年次報告」

一、去る二日、内閣を経由して原子力規制委員会委員長田中俊一君から、次の報告書を受領した。

原子力規制委員会設置法第二十四条の規定に基づく平成二十八年原子力規制委員会年次報告書

一、去る六日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

犯罪被害者等基本法第十条の規定に基づく「平成二十八年犯罪被害者等施策」に関する報告

ものづくり基盤技術振興基本法第八条の規定に基づく「平成二十八年ものづくり基盤技術の振興施策」に関する報告

環境基本法第十二条第一項の規定に基づく「平成二十八年環境の状況」に関する報告

環境基本法第十二条第二項の規定に基づく「平成二十九年環境の保全に関する施策」についての文書

循環型社会形成推進基本法第十四条第一項の規定に基づく「平成二十八年循環型社会の形成の状況」に関する報告

循環型社会形成推進基本法第十四条第二項の規定に基づく「平成二十九年循環型社会の形成に関する施策」についての文書

生物多様性基本法第十条第一項の規定に基づく「平成二十八年生物の多様性の状況」に関する報告

生物多様性基本法第十条第二項の規定に基づく「平成二十九年生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」についての文書

一、去る六日、内閣を経由して個人情報保護委員会委員長堀部政男君から、次の報告書を受領した。

個人情報の保護に関する法律第七十九条の規定に基づく平成二十八年個人情報保護委員会年次報告書

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員	辞任	補欠
宮路 拓馬君		金子万寿夫君
金子万寿夫君		宮路 拓馬君
厚生労働委員	辞任	補欠
赤枝 恒雄君		中谷 真一君
秋葉 賢也君		菅原 一秀君
務台 俊介君		工藤 彰三君
岡本 充功君		小宮山泰子君
長妻 昭君		柿沢 未途君

議院運営委員			
工藤 彰三君	務台 俊介君		
菅原 一秀君	秋葉 賢也君		
中谷 真一君	赤枝 恒雄君		
柿沢 未途君	長妻 昭君		
小宮山泰子君	岡本 充功君		
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			
古川 康君		補欠	
細田 健一君	熊田 裕通君	前田 一男君	
熊田 裕通君	細田 健一君	古川 康君	
農林水産委員			

議院運営委員

辞任

補欠

塩川 鉄也君 穀田 恵二君
穀田 恵二君 塩川 鉄也君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
科学技術・イノベーション推進特別委員

辞任

補欠

青山 周平君 佐々木 紀君
小松 裕君 田畑 裕明君
谷川 弥一君 宮路 拓馬君
佐々木 紀君 青山 周平君
田畑 裕明君 小松 裕君
宮路 拓馬君 谷川 弥一君

一、昨日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辞任

補欠

古川 康君 大見 正君
篠原 孝君 宮崎 岳志君
馬淵 澄夫君 水戸 将史君
國重 徹君 真山 祐一君
塩川 鉄也君 田村 貴昭君
大見 正君 古川 康君
水戸 将史君 馬淵 澄夫君
宮崎 岳志君 篠原 孝君
真山 祐一君 國重 徹君
田村 貴昭君 塩川 鉄也君

(議案提出)

一、去る二日、委員長から提出した議案は次のとおりである。
ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)
一、昨日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)
公職選挙法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出)

(議案受領)

一、去る六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
国有財産法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)
法務委員会 付託

(議案送付)

一、去る二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
天皇の退位等に関する皇室典範特例法案
電子委任状の普及の促進に関する法律案
一、去る五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

(議案通知書受領)

一、去る二日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
港湾法の一部を改正する法律案
地方自治法等の一部を改正する法律案
一、昨日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
一、昨日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
医療法等の一部を改正する法律案

中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案
(議案撤回通知書受領)
一、昨日、参議院から、三月十六日予備審査のため送付した次の議案は、提出者が撤回した旨の通知書を受領した。
公職選挙法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外一名提出、参法第六三三号)

(質問書提出)

一、去る二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
日本に情報監視システムを提供したというスノーデン発言に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)
官房副長官に対する加計学園の運営する大学からの役職提供に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)
アメリカのバリ協定からの離脱表明に対する日本政府の取り組みに関する質問主意書(逢坂誠二君提出)
一、去る五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
政府のTOC条約の解釈に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)
国鉄の分割・民営化三十年に関する質問主意書(宮崎岳志君提出)
安倍昭恵内閣総理大臣夫人の学校法人加計学園に関係するイベントへの出席に関する質問主意書(宮崎岳志君提出)

政府の方針に異を唱えたとされる金山総領事の交代に関する質問主意書(宮崎岳志君提出)
学校法人森友学園側と政府側の交渉記録について、安倍晋三内閣総理大臣が公文書管理法に基づいて行政文書ファイル等について廃棄の措置をとらないように求める考えがあるかどうかに関する質問主意書(宮崎岳志君提出)
公道カーットの安全対策強化に関する質問主意書(宮崎岳志君提出)

国立美術館に展示されている著作権切れの絵画等の撮影に関する質問主意書(宮崎岳志君提出)
一、去る六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
治安維持法に対する政府の認識に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)
「印象操作」に関する質問主意書(大西健介君提出)

国家戦略特別区域を活用した獣医学部の新設に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)
東京外かく環状道路(関越・東名間)の地中拡幅部工事の談合情報への対応に関する質問主意書(宮本徹君提出)
一、昨日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
公営ギャンブルの収益の使途の制限に関する質問主意書(高井崇志君提出)

(答弁書受領)
一、去る二日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員逢坂誠二君提出質問主意書への答弁作成に関する質問に対する答弁書
衆議院議員辻元清美君提出民泊及び違法民泊に関する質問に対する答弁書
衆議院議員逢坂誠二君提出統合幕僚長の政治的発言に関する質問に対する答弁書
衆議院議員緒方林太郎君提出公益社団法人日本獣医師会会長の見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎君提出保存期間一年未満の公文書に関する質問に対する答弁書
衆議院議員逢坂誠二君提出衆議院本会議におけるテロ等準備罪法案の採決における法務副大臣ならびに法務大臣政務官の投票なしに関する質問に対する答弁書
衆議院議員逢坂誠二君提出一般の方々共謀罪の嫌疑対象にならないという金田法務大臣の発言に関する質問に対する答弁書

平成二十九年五月二十三日提出
質 問 第 三 三 四 号

質問主意書への答弁作成に関する質問主意書
提出者 逢坂 誠一

質問主意書への答弁作成に関する質問主意書

五月二十三日の産経新聞では、「国会議員が国政全般に関して政府の見解を文書で尋ねる『質問主意書』で、野党議員が政府への嫌がらせとしか思えないような『下ンデモ質問』を乱発している。しかも、国会での質問が制約される少数政党ではなく、委員会での質問の機会が十分ある政党の議員による提出が目立つ。政府はどんな質問に対しては答弁書の作成に時間を取られ、かなりの負担になっている」との主張がなされている。

また、「各省庁の担当部局は答弁作成に集中的に取り組まざるを得ず、本来業務に支障をきたす場合も少なくない」とも指摘している。

もつとも、国会議員が質問主意書を提出することとは、日本国憲法の諸規定ならびに国会法第七十四条および第七十五条の規定からも保障されていると解すべきであろう。

これらを踏まえて、政府の質問主意書への答弁作成に関して、以下質問する。

一 国会議員が質問主意書を提出することは国会議員の質問権に関わる厳粛なもので、日本国憲法の諸規定ならびに国会法第七十四条および第七十五条の規定からも保障され、その提出量に関わらず、政府は真摯に答弁を作成する義務を負っていると考え、政府の見解を示された。

二 政府は、野党の国会議員が質問主意書を提出することは、「政府への嫌がらせ」と認識したことはないか。見解を示されたい。

三 現在、政府は、各議員からの質問主意書に関して、「各省庁は答弁書の作成に時間を取ら

れ、かなりの負担になっている」との認識を持っているのか。見解を示されたい。

四 現在、政府は、各議員からの質問主意書に関して、「担当部局は答弁作成に集中的に取り組まざるを得ず、本来業務に支障をきたす場合も少なくない」との認識を持っているのか。見解を示されたい。

五 四に関連して、質問主意書への答弁作成は、そもそも「政府の本来業務ではない」との認識があるのか。政府の見解を明らかにされたい。

内閣衆質一九三第三三四号
平成二十九年六月二日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員逢坂誠二君提出質問主意書への答弁作成に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員逢坂誠二君提出質問主意書への答弁作成に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

個々の報道を前提としたお尋ねについて、政府としてお答えすることは差し控えたい。いずれにせよ、政府としては、質問主意書に対して国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の規定等に従い、引き続き適切な対応をしてまいりたい。

平成二十九年五月二十三日提出
質 問 第 三 三 五 号

民泊及び違法民泊に関する質問主意書
提出者 辻元 清美

民泊及び違法民泊に関する質問主意書
近年、民泊サービスが世界各国で展開され、わ

が国でも急速に普及するに伴い、様々な問題点も明らかになってきている。

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会などが、二〇一六年三月に開いた会合(「民泊の真実」)では、「一日に一軒のホテルが廃業が倒産に追い込まれている」「アパートなどの所有者がより利益の上がる民泊営業に物件を回したため、パリ市内の家賃相場は数年で急上昇していきました。民泊物件へ回すために賃貸契約の約二十五%が契約更新されず、住人は住居を失い高額な物件を探してやむなく賃貸し直すか、郊外へと引っ越しを余儀なくされた。特に観光客が多い地域では、住民が減り学級閉鎖に陥る学校も出ている」という、フランスの業界団体代表からの報告があった。また、二〇一五年十一月十三日(日本時間十四日)に発生したパリ同時多発テロでは、その主犯格が潜伏先として民泊を利用していたという報告もあった。

同時に、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会や日本旅館協会などによる「民泊」に対する共同声明が出されている。

声明は以下のような提言を行っている。

一、「民泊」を含め全ての宿泊施設は行政官庁への申告登録を経て、許可を得る必要があるとすべきであり、無許可営業並びに脱税行為を厳しく取り締まる必要がある。

二、テロの脅威を未然に防ぐ為に、「民泊」を含め全ての宿泊施設は宿泊者の対面確認と記録の保存をすることが必要である。

三、「民泊」を営むものは他の宿泊施設と同様に納税、衛生管理、消防の義務を負わなければならない。また近隣住民に対する告知の義務を負う必要がある。

四、「民泊」を仲介するプラットフォーム提供事業者は、「民泊」を含める全ての宿泊施設が正式な許可を得ているか確認しなければいけない。

また、プラットフォーム提供事業者は税務署に対して宿泊施設の所得を開示する義務があり、その他宿泊地の法令を順守する必要がある。

五、「民泊」を含む違法な宿泊業者、プラットフォーム提供事業者の罰則を強化することが観光の発展に必要である。

また、日本中小ホテル旅館協同組合は、二〇一七年一月二十五日に意見広告を出し、「全国に許可された民泊施設は約三十件程度で(当組合調べ)法律を無視した無許可営業(懲役六カ月以下の罰則)をしている違法民泊施設は全国約四万六千カ所(当組合調べ)」と明らかにしている。また同組合は「この民泊は、ほとんどが都内、市内で営業されており、外国人旅行者は郊外、地方に行くことにならず、国が国策として掲げる地方創生政策の全く逆となる結果となっています」と指摘している。さらに、ホテル旅館不足という認識について、立地の良いシティホテルやビジネスホテルチェーンの客室稼働率が高くなっている一方、中小のホテルや旅館の平均稼働率について「都心部でも平日で約五十%、土祝日前日で約八十%、郊外ではそれより十%位低い(二〇一五・二〇一六年度当組合調べ)」のが現実である、と指摘している。

そして、サービス・ツーリズム産業労働組合連合会は、二〇一六年三月四日、二〇一七年三月十三日に見解を発表し、「民泊サービス」に対する旅館業法を適用除外すれば、帳場(フロント)もないため身元が確認できない利用者が部屋を使用することになり、公衆衛生、感染症、火災、テロへの危機管理、近隣住民の日常生活への影響などへの対応がおろそかになることが危惧されます」「住宅宿泊事業を行う場合は、当該地域の住民に対する事前説明を行うなど住民の不安の払しょくに取

り組む必要があると考えます」とするなど、サービス・ツーリズム産業の持続可能な発展や観光立国の実現に向けた提言を行っている。

また、プラットフォーム提供事業者は税務署に

対して宿泊施設の所得を開示する義務があり、

その他宿泊地の法令を順守する必要がある。

五、「民泊」を含む違法な宿泊業者、プラット

フォーム提供事業者の罰則を強化することが観

光の発展に必要である。

民泊をとりまくこうした現状があるなか、政府もまた海外における民泊の実態について、「地域活性化ワーキング・グループ」で検討を行っている。

「パリ市では、一般住宅の『ホテル化』による家賃上昇や物件不足を懸念して、一年で四か月間以上を旅行客向けに貸し出す物件については届出義務を課すとともに、上記A L U R法に沿って、長期の貸し手は、同じ面積のアパートを同じ区内に用意するよう義務づけている(第二十一回地域活性化ワーキング・グループ、二〇一五年十一月九日)。

「海外の動向④フランスパリ市」人気のマレ地区等で、居住者よりもAirbnb利用の短期滞在者が多くなり、パリ市内のアパート供給量の低下、賃料高騰、住環境悪化が深刻な問題に。(「民泊をめぐる現状と法的課題について」矢ヶ崎准教授提出資料、第二十回地域活性化ワーキング・グループ、二〇一五年十月二十九日)

一方、平成二十八年十一月に行われた全国民泊実態調査の結果において、「正確な住所が詳細に記載されている物件がほとんど無く、物件特定不可・調査中の割合が五十二・九%であり、物件の特定すら非常に困難」とされるなど、民泊の実態は明らかになっていない。

以下、質問する。

問一 民泊及び、旅館業法の許可などを得ずに違法に営業する「違法民泊(闇民泊)」の実態把握について

- 1 直近の三カ年について、民泊に対する苦情について、どのように把握しているか。件数と具体的な内容について、自治体からの情報提供も含め明らかにされたい。
- 2 直近の三カ年について、摘発や賠償命令が下された「違法民泊」は何件か。違法行為の具体的な内容も列挙されたい。
- 3 民泊をめぐるトラブルや違法行為の増加

について、どのような原因があると考えているか。

4 現在の違法民泊施設のうち、政府は今後の施策で何件が「合法」になると考えているか。

5 違法民泊施設が都心部に集中している現状、合法化された民泊施設が増えることは、地方の観光客を奪うことにつながりかねないとするが、政府の認識を明らかにされたい。また地方の観光促進のために、どのような施策を検討しているか。

問二 観光先進国であるところのフランスの実態について

1 「パリ市内のアパート供給量の低下、賃料高騰、住環境悪化」の主たる原因は何であると考えられるか。

2 パリ同時多発テロにおいては、その主犯格が潜伏先として民泊を利用していたという事実を了解しているか。

3 民泊がテロや犯罪の滞在先になるのではないか、というリスクを減ずるために、政府は現在どのような対策を検討しているか。

問三 民泊のプラットフォーム提供事業者の実態について

1 現在、主なプラットフォーム提供事業者は何件あり、紹介物件はどの何件か。

2 直近三カ年で、行政から摘発もしくは指導を受けたプラットフォーム提供事業者の数は何件か。

3 今後、プラットフォーム提供事業者に対するどのような規制や罰則強化が必要になると考えているか。

問四 ホテル旅館不足の現状について

1 政府は、中小のホテル・旅館の平均稼働率について、どのように実態を把握しているか。

2 今後、民泊施設が増えていくことで、中小のホテル・旅館の平均稼働率はどのように推移すると予測しているか。

問五 上記のように、各種事業者団体、労働組合から民泊の推進について慎重意見・反対意見が出されていることを承知しているか。こうした懸念に対し、政府は今後どのように対応していくつもりか。右質問する。

内閣衆質一九三第三三五号
平成二十九年六月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員辻元清美君提出民泊及び違法民泊に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員辻元清美君提出民泊及び違法民泊に関する質問に対する答弁書

問一の1について

厚生労働省が平成二十八年に都道府県等を通じて実施した「旅館業法遵守に関する通知に係るフォローアップ調査(以下「厚生労働省調査」という。))によると、直近三年間において都道府県等に寄せられた民泊サービスに関する近隣住民、宿泊者等からの苦情等の件数は、平成二十五年度は三十四件、平成二十六年度は五十四件、平成二十七年度は四百八十二件である。具体的な苦情の内容については、主に騒音の発生、ごみ出しのルールの不遵守等であると都道府県等から聞いている。

問一の2について

お尋ねの「摘発や賠償命令が下された「違法民泊」の意味するところが必ずしも明らかではないが、厚生労働省調査によると、直近三年間において、旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号 第三条第一項の許可(以下「旅館業の許可」という。))を受けないで、宿泊料を受けて、人を

宿泊させる営業を行った事案の件数は、平成二十五年度は六十二件、平成二十六年度は百三十一件、平成二十七年度は千四百十三件である。

問一の3について

近年、安価に日本のライフスタイルを体験できるものとして住宅に宿泊することを希望する訪日外国人旅行者が急増していること、宿泊者と住宅の所有者等をインターネット上でマッチングするビジネスが我が国でも急速に普及していること等から、民泊サービスへの需要が増大しているところである。一方、住宅において人を宿泊させるという民泊サービスの性質に着目したルールの整備が必ずしも十分でないこと等から、騒音の発生、ごみ出しのルールの不遵守等のトラブルが増加するとともに、旅館業の許可を受けないで、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業が増加しているものと考えている。

問一の4について

今国会に提出している住宅宿泊事業法案においては、住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者は、旅館業の許可を受けずに住宅宿泊事業を営むことができることとされているが、お尋ねの「現在の違法民泊施設のうち」「何件が「合法」になると考えているか」については、具体的に回答することは困難である。

問一の5について

今国会に提出している住宅宿泊事業法案は、宿泊需給のひっ迫状況への対応、多様化する宿泊ニーズへの対応等を図るため、地方を含め民泊サービスの普及を推進しようとするものである。「地方の観光客を奪うことにつながりかねない」との御指摘は当たらないものと考えている。また、地方の観光促進策については、広域観光周遊ルートの形成や観光圏の整備を推進するとともに、旅館、ホテル等のホームページの多言語化や環境整備等の宿泊者の受入環境整備のための支援を実施しているところである。

問二の1について

お尋ねの「パリ市内のアパート供給量の低下、賃料高騰」については把握しておらず、「住環境悪化」についてはその意味するところが必ずしも明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

問二の2について

パリ同時多発テロについては、フランス当局による捜査が継続中であると承知しており、政府としてコメントすることは差し控えたい。

問二の3について

今国会に提出している住宅宿泊事業法案においては、住宅宿泊事業について届出制を導入し、届出に係る住宅の所在等を把握できるようにするとともに、住宅宿泊事業者に対して宿泊者名簿の備付けを義務付け、宿泊者を把握できるようにしている。また、住宅宿泊事業者に対して立入検査、業務停止命令等を行うことができる規定や所要の罰則を設けることにより、住宅宿泊事業の適正な運営を確保することとしている。

問三の1及び2について

お尋ねの「プラットフォーム提供者事業者」が具体的にどのような者を指すのか必ずしも明らかではないが、観光庁において把握しているところでは、民泊サービスの提供に係る契約の締結の代理等を行っている事業者の数は十程度であり、直近三年間において行政から摘発又は指導を受けた事業者は存在しない。また、お尋ねの「紹介物件」の数については、集計を行っていないため、お答えすることは困難である。

問三の3について

今国会に提出している住宅宿泊事業法案においては、住宅宿泊仲介業について登録制を導入し、住宅宿泊仲介業者に対して、宿泊者への契約内容の説明等を義務付けるとともに、立入検査、業務停止命令等を行うことができることと

するほか、所要の罰則を設けることとしている。なお、同法案においては、住宅宿泊事業者は、宿泊サービスの提供に係る契約の締結の代理等を他人に委託するときは、住宅宿泊仲介業者等に委託しなければならないこととしており、無登録で住宅宿泊仲介業を営む者の出現の防止を図ることとしている。

問四の1及び2について

お尋ねの「中小のホテル・旅館の平均稼働率」の意味するところが必ずしも明らかではないが、観光庁が実施した「宿泊旅行統計調査」によると、直近三年間の全国の客室稼働率は、旅館については、平成二十六年は三十五・二パーセント、平成二十七年は三十七・〇パーセント、平成二十八年は三十七・九パーセントであり、リゾートホテルについては、平成二十六年は五十四・〇パーセント、平成二十七年は五十六・〇パーセント、平成二十八年は五十七・三パーセントであり、ビジネスホテルについては、平成二十六年は七十二・一パーセント、平成二十七年は七十四・二パーセント、平成二十八年は七十四・四パーセントであり、シティホテルについては、平成二十六年は七十七・三パーセント、平成二十七年は七十九・二パーセント、平成二十八年は七十八・七パーセントである。

また、旅館、ホテル等の平均客室稼働率の推移を事前に予測することは困難であるため、推移の予測についてのお尋ねにお答えすることは困難である。

問五について

御指摘の各種事業者団体等の意見については、報道等により承知している。政府としては、今国会に提出している住宅宿泊事業法案の適切な運用を通じて、住宅宿泊事業の適正な運営が確保されるよう取り組んでまいりたい。

平成二十九年五月二十四日提出
質 問 第三三六号

統合幕僚長の政治的発言に関する質問主意書
提出者 逢坂 誠二

書
統合幕僚長の政治的発言に関する質問主意書

五月二十三日、防衛省の河野克俊統合幕僚長は、東京都内の日本外国特派員協会で記者会見した際、自民党の安倍総裁が自衛隊の存在を日本国憲法第九条に明記する形で加憲した新しい憲法の施行を二〇二〇年に目指すと表明したことについて問われ、「憲法は非常に高度な政治問題で、統幕長という立場から申し上げるのは適当でないと思っている」と断った上、「一自衛官として申し上げるなら、自衛隊の根拠規定が憲法に明記されることになれば、非常にありがたいと思う」(以下、「本発言」という。)と述べた。

この発言に関して疑義があるので、以下質問する。

一 本発言はどのような立場で行われたのか。統合幕僚長として行われたのか。政府の見解を示されたい。

二 一に関連して、本発言は、「一自衛官として申し上げるなら」と前置きされていることから、国家公務員たる自衛官として行われたとの理解でよいのか。

三 本発言は自民党の安倍総裁の憲法改正案に賛意を表明するものであり、「一自衛官として申し上げた」のであれば、自衛隊法第六十一条でいう「隊員は、政令又は政令で定める政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法をもつてするを問わず、これらの行為に関与」することに該当し、違法ではないか。政府の見解を示されたい。

四 自衛隊の制服組のトップである統合幕僚長が

「一自衛官として申し上げるなら、自衛隊の根拠規定が憲法に明記されることになれば、非常にありがたいと思う」と発言することは、自民党の安倍総裁の提唱する憲法改正案の具体的内容に自衛隊という組織が賛意を表明すると国民に予断を与えることにはならないのか。政府の見解を示されたい。

五 安倍総裁の提議は、これまでの国防軍を創設するなどとした自民党改憲草案と異なり、自民党内でも未だ合意されていない提案である。本発言は、このような安倍総裁の提案に乗りかかる形で自衛官としての心情を吐露したわけであり、憲法改正を巡る特定の政治的主張に肩入れしたことになるか。統合幕僚長は、記者から質問されたとしても、現職の自衛官であり、統合幕僚長という自衛隊の最高幹部である立場を踏まえれば、回答を留保すべきだったのではないか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九三第三三六号
平成二十九年六月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員逢坂誠二君提出統合幕僚長の政治的発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員逢坂誠二君提出統合幕僚長の政治的発言に関する質問に対する答弁書

一から五までについて
河野克俊統合幕僚長の御指摘の発言は、記者からの質問を受けて、「憲法という非常に高度な政治問題でありますので、統幕長という立場から申し上げるのは適当ではない」と明確に述べた上で、個人としての見解を述べたものであり、政治的目的をもつて発言したものではない

ことから、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第六十一条第一項の規定により禁止されている政治的行為に該当せず、全く問題は無いものと考えている。

平成二十九年五月二十四日提出
質問 第三三三 七 号

公益社団法人日本獣医師会会長の見解に関する質問主意書

提出者 緒方林太郎

公益社団法人日本獣医師会会長の見解に関する質問主意書

公益社団法人日本獣医師会の蔵内勇夫会長は、今年の新年ご挨拶で以下のような事を述べている。

「さて、昨年の十一月二十八日に地方獣医師会会長の皆様、さらに関係機関の皆様、一国家戦略特区における追加の規制改革事項について」の決定及びそれに伴う告示改正に関する意見募集の協力をお願いさせていただきました。新年のご挨拶にふさわしいお話ではありませんが、改めて述べさせていただきます。

内閣府に設置された内閣総理大臣を議長とする国家戦略特別区域諮問会議で、議論されてきたことの一つに獣医学部新設があります。獣医師の需要動向をみましても、地域偏在や職域偏在はあるものの、全国的観点から獣医師数は不足していませんし、平成十九年に農林水産省で行われた獣医師の需給調査においても、今後、獣医師が過剰となる場合や不足する場合のシミュレーションを行いました。不足するという結論になっていません。過去五十年間、獣医学部が設置されてこなかったのは、その必要がなかったからであります。現在、日本獣医師会では、地域偏在や職域偏在を解決するため、六年制獣医学教育が始まって以来三十六年間、新規獣医師へ魅力ある職場の提供、処遇の改善、女性獣医師の就業支援を全力で

行っています。それと並行して、全国の獣医学系大学は、文部科学省の支援の下で、半世紀に亘り獣医学教育の国際水準達成に向けた自律的改善を計画的に実施してきました。したがって、同諮問会議での有識者委員の発言は、あまりの不見識さに目を覆いたくなります。

十一月九日に開催された国家戦略特区諮問会議において、「広域的に獣医師系養成大学等の存在しない地域に限り獣医学部の新設を可能とするための関係制度の改正を、直ちにを行う。」ことが決定されました。さらに、十一月十八日付けの「文部科学省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件の一部を改正する件(案)」に関する意見募集が一カ月間ありました。本件については、一昨年六月三十日に閣議決定された日本再興戦略改訂二〇一五の獣医師養成系大学・学部の新設に関する検討の中で、既存の獣医師養成とは異なる構想が具体化し、さらにライフサイエンス等の新たな分野での獣医師の需要が明らかになり、それらの需要には既存の大学・学部では対応が困難であり、近年の獣医師の需要動向を考慮することが明記されています。現在の提案主体者による獣医学部新設構想は、これらの条件に合致していませんし、全国的見地から獣医師が不足していないので、なぜ新たに獣医師養成大学を設置するのか理解できません。

このような暴挙というべき国家戦略特区による獣医学部の新設は、これまで関係者が実施してきた国際水準達成に向けた努力と教育改革にまつた逆行するもので、不適切であること、平成二十六年六月二十七日開催の国会第七十一回通常総会で決議したとおり獣医学分野の入学定員の抑制方針の緩和による獣医学部・学科の新設には反対することを、今後も主張してまいります。特に、今回、獣医学教育及び獣医師職域の現状及び将来の在り方について、十分な検証も行わず、本会等関係者が意見を述べる機会もないまま、一方的に獣

医学部の新設が決定されたことはきわめて遺憾であります。養成人数の過剰問題を抱えている弁護士や歯科医師のようになることだけは避けなければなりません。会長として、今後もこれらの課題に全力で取り組んでまいりますので、皆様方のご支援ご協力をお願いいたします。」

これを踏まえ、三月十五日の内閣委員会以下のようなやり取りがなされている。

○緒方委員 (略) それぞれの所掌範囲の中で、この獣医師会会長の見解を共有しておられますか。

(途中略)

○義家副大臣 この獣医師会からの意見については、文部科学省としては確認しております。

(緒方委員) いや、確認しているだけじゃなくて、確認して何なんだということですよ」と呼ぶ。共有しております。

一 文部科学省は、この答弁の通り、その所掌範囲の中で日本獣医師会会長の見解を共有しているか。

二 政府は、日本獣医師会会長の見解を共有しているか。

右質問する。

内閣衆質一九三第三三七号

平成二十九年六月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員緒方林太郎君提出公益社団法人日本獣医師会会長の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員緒方林太郎君提出公益社団法人日本獣医師会会長の見解に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、公益社団法人日本獣医師会の蔵内勇夫会長が御指摘の「新年ご挨拶」で述

べたような見解を同会長が有していることは、文部科学省を含む関係府省において認識されている。

平成二十九年五月二十四日提出
質問 第三三八 号

保存期間一年未満の公文書に関する質問主意書

提出者 緒方林太郎

保存期間一年未満の公文書に関する質問主意書

四月七日の内閣委員会において以下のようなやり取りがある。

○緒方委員 (略) 一年未満の保存期間というのは、極めて軽微な内容の文書であるというふう

に御理解してよろしいですか。

○山本(幸)国務大臣 それは、公文書管理法上、歴史文書に当たらないということでありま

すから、そういうことだというふうに思っています。

保存期間が一年未満の公文書が「極めて軽微な内容の文書」であるとの大臣答弁で述べられた見解を、政府全体として共有しているか。

右質問する。

内閣衆質一九三第三三八号

平成二十九年六月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員緒方林太郎君提出保存期間一年未満の公文書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員緒方林太郎君提出保存期間一年未満の公文書に関する質問に対する答弁書

条第一項の規定においては、行政機関の職員が行政文書を作成し、又は取得したときは、当該行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならぬとされており、公文書等の管理に関する法律施行令(平成二十二年政令第二百五十号)第八条第三項の規定においては、行政機関の長は、同令別表において保存期間が定められている行政文書以外の行政文書が公文書管理法第二条第六項に規定する歴史公文書等(以下「歴史公文書等」という。)に該当する場合には、一年以上の保存期間を設定しなければならないとされている。

御指摘の答弁は、これらの公文書管理法等の規定を踏まえ、一年未満の保存期間が設定される行政文書は、歴史公文書等に該当しないとの趣旨を述べたものであり、これらの公文書管理法等の規定については、政府全体で共有されている。

平成二十九年五月二十四日提出
質問 第三三三九号

衆議院本会議におけるテロ等準備罪法案の採決における法務副大臣ならびに法務大臣政務官の投票なしに関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

衆議院本会議におけるテロ等準備罪法案の採決における法務副大臣ならびに法務大臣政務官の投票なしに関する質問主意書

五月二十三日、衆議院本会議で政府の提出しているテロ等準備罪法案の討論、採決が行われた。この本会議での投票に関して、金田法務大臣は出席し賛成票を投じているものの、盛山法務副大臣と井野法務大臣政務官は、「投票なし」と記録されている。

平成二十九年四月十四日の衆議院法務委員会

は、政府を代表して金田法務大臣は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします」(略)、「何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします」と述べている。

この採決に関する法務省政務二役の姿勢に疑問があるので、以下質問する。

一 五月二十三日の衆議院本会議での採決では、盛山法務副大臣および井野法務大臣政務官は、法務省の政務二役の立場を優先し、衆議院議員としてのテロ等準備罪法案の採決を放棄したという理解でよいのか。

二 この衆議院本会議での記名採決時には、法務副大臣と法務大臣政務官は、参議院法務委員会での答弁を行っていたという理解でよいのか。

三 政府を代表して、法務大臣が「何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします」と述べているにもかかわらず、当該法案の採決に法務副大臣と法務大臣政務官が本会議を欠席し、投票を放棄することとは、道義的にも問題があると思うが、政府の見解を示されたい。

四 金田法務大臣は、五月二十三日の記者会見で、「テロを含む組織犯罪を未然に防止し、これと戦うための国際協力を可能とする国際組織犯罪防止条約の締結は急務です。政府としては、本法案について、今後とも十分な御審議を頂いた上、できる限り早く成立させていただきたいと考えています」と述べているが、責任をもつて法案審議を行い、「できる限り早く成立させるのであれば、本来、法務省の政務二役は揃ってテロ等準備罪法案の採決に臨み、この激しい論争のある法案に、まず率先して自らが賛成票を投じるべきではないか。政府の見解を示されたい。

五 当該法案の採決に法務副大臣と法務大臣政務官が本会議を欠席し、投票を放棄しているのに、「テロを含む組織犯罪を未然に防止し、これと戦うための国際協力を可能とする国際組織犯罪防止条約の締結は急務です。政府としては、本法案について、今後とも十分な御審議を頂いた上、できる限り早く成立させていただきたい」と述べても説得力を欠くもので、本当に当該法案の成立が急務であるとは思われないが、政府の見解を示されたい。

内閣衆質一九三第三三九号
平成二十九年六月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出衆議院本会議におけるテロ等準備罪法案の採決における法務副大臣ならびに法務大臣政務官の投票なしに関する質問に、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員逢坂誠二君提出衆議院本会議におけるテロ等準備罪法案の採決における法務副大臣ならびに法務大臣政務官の投票なしに関する質問に対する答弁書

一から五までについて

盛山法務副大臣及び井野法務大臣政務官は、平成二十九年五月二十三日に衆議院本会議において組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案が採決され、これが委員長報告のとおり修正議決された際、参議院法務委員会からの出席要求に基づき同委員会に出席していたものであり、御指摘のような問題はないものと考えている。

平成二十九年五月二十五日提出
質問 第三三四〇号

一般の方々共謀罪の嫌疑対象にならないという金田法務大臣の発言に関する質問主意書
提出者 逢坂 誠二

一般の方々共謀罪の嫌疑対象にならないという金田法務大臣の発言に関する質問主意書

五月十九日、衆議院法務委員会で金田法務大臣は、政府のいうところのテロ等準備罪(以下、「共謀罪」という。)に関して、「組織的犯罪集団とかかわりのない一般の方々、すなわち、何らかの団体に属しない人はもちろんのこと、通常の団体に属して通常の社会生活を送っている方々にテロ等準備罪の嫌疑が生ずる余地はない、被疑者としても捜査の対象とならないことはもちろん、嫌疑があるかどうかを調べるために、調査、検討の対象とすることもない」と答弁している。

この答弁等について疑義があるので、以下質問する。

一 金田法務大臣のいう「一般の方々」(以下、「一般の方々」という。)が、共謀罪の捜査対象にならない理由を具体的に示されたい。

二 一般の方々が、共謀罪の嫌疑があるかどうかの調査、検討の対象とならない理由を具体的に示されたい。

三 一般の方々が、共謀罪の捜査対象にならないことの法令上の根拠を明示されたい。

四 一般の方々が、共謀罪の嫌疑があるかどうかの調査、検討の対象とならない法令上の根拠を明示されたい。

五 警察法第二条でいう「警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする」ことを果たす場合にも、一般の

方々は、何らかの調査や検討の対象にもならないのか。政府の見解を示されたい。

六五に關連して、一般の方々が、何らかの調査や検討の対象になった場合、その調査や検討の結果、共謀罪の嫌疑が生ずる可能性は皆無であるのか。政府の見解を示されたい。

七 これまでの金田法務大臣の答弁などを踏まえ
ると、「組織的犯罪集団とかかわりのない一般
の方々、すなわち、何らかの団体に属しない人
はもちろんのこと、通常の団体に属して通常の
社会生活を送っている方々にテロ等準備罪の嫌
疑が生ずる余地はない、被疑者としても捜査の
対象とならないことはもちろん、嫌疑があるか
どうかを調べるために、調査、検討の対象とす
ることもない」ものの、共謀罪の嫌疑、捜査の
対象になる者あるいはなり得る者は、当該対象
になった時点で既に一般の方々ではなく、両者
は同一の性格を持つ者ではないという理解でよ
いか。

八 七に關連して、一般の方々が当該対象になつた時点で一般の方々ではなくなるとすれば、嫌疑や捜査の対象になる方々は、そもそも一般の方々ではないことと同義であり、一般の方々が捜査や嫌疑の対象にもなるのかという質問に対して、何の説明にもなっていないと思われるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一九三第三四〇号

平成二十九年六月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出一般の方々が共謀罪の嫌疑対象にならないという金田法務大臣の発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出一般の方々が共謀罪の嫌疑対象にならないという金田法務大臣の発言に関する質問に対する答弁書

一から四まで、七及び八について

現在国会で審議中の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第六条の二第二項又は第一

二項の罪(以下「本罪」という。)は、同法別表第四に掲げる罪に当たたる行為で、「組織的犯罪集団」の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるもの又は組織的犯罪集団に不正権益を得させ、又は「組織的犯罪集団の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で行われるもの」の遂行を二人以上で計画し、「その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われた」と認められる場合

に限り、処罰の対象とするものとしている。

また、刑事訴訟法昭和二十三年法律第百三十一号）第百八十九条第二項が「司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする」と規定していること等から、捜査は、特定の犯罪についての具体的嫌疑がある場合に限り行われるものである。

その上で、お尋ねの二般の方々が当該対象になった時点で一般の方々ではなくなる」の意味するところが明らかではないが、御指摘の平成二十九年五月十九日衆議院法務委員会における金田法務大臣の答弁（以下「本件答弁」という。）は、「組織的犯罪集団とかかわりのない一般の方々」、すなわち、何らの団体にも属しておらず、又は通常の団体に属して通常の社会生活を送っている方々については、故意により

「組織的犯罪集団」に係る犯罪の遂行を計画することがそもそも考えられないことから、本罪について具体的嫌疑が生じて捜査の対象となることはなく、また、仮に告発があった場合にも、本罪の嫌疑が生じることはないため、告発人から告発内容を聴取する等の行為を超えて右に述べた具体的嫌疑の有無についての調査・検討の対象となることもないとの趣旨を述べたものである。

五及び六について

一から四まで、七及び八について述べたとおり、本件答弁における「調査、検討」とは、本罪について告発があった場合において、本罪の疑念の有無について調査・検討をする行為を指して用いたものであり、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第二条に規定する警察の責務を達成するための業務について述べたものではない。

その上で、同条の責務を果たすために行う情報収集等の活動は、公共の安全と秩序の維持のために必要な場合に行っているものであり、その対象となるかどうかは、本件答弁にいう「一般の方々」に当たるかかどうかとは観点が異なり、お尋ねにお答えすることは困難である。

一、去る六日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員初鹿明博君提出安倍総理が実際に
「そもそも」を大辞林で調べたのかに関する再質
問に対する答弁書

衆議院議員宮崎岳志君提出JASSRAC（一般社団法人日本音楽著作権協会）が音楽教室からの演奏著作権料の徴収を打ち出し、これに反対する音楽教室側が取り下げを求めている問題に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員宮崎岳志君提出学校法人森友学園等
が補助金を申請した平成二十七年サステナブル
建築物等先導事業（木造先導型）に関する質問
に対する答弁書

衆議院議員宮崎岳志君提出著作権侵害にあたる二次創作作品を掲載した同人誌を発行しようとした場合において、テロ等準備罪が適用される可能性があるかどうかに関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員宮崎岳志君提出国家戦略特区制度を利用して加計学園に獣医学部の新設が認められることになった経緯のうち、平成三十年度開学のスケジュールが決まるまでの府省間の協議等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員宮崎岳志君提出学校法人加計学園による獣医学部新設を巡る、前川喜平前文部科学事務次官と和泉洋人内閣総理大臣補佐官のやり取りに関する質問に対する答弁書

平成二十九年五月二十九日提出
質問第三四一号

安倍総理が実際に「そもそも」を大辞林で調べたのに関する再質問主意書

提出者 初鹿 明博

安倍総理が実際に「そもそも」を大辞林で調べたのかに関する再質問主意書

内閣衆質一九三第三二一三号で、「安倍内閣総理大臣が自ら御指摘の『大辞林(第三版)』を引いて『そもそも』及び『ごだい』の意味を調べたものではない。」と答弁しているが、本年四月十九日の衆議

院法務委員会で、山尾志榎里委員の質問に対し安倍総理が「そもそも」の意味を念のために調べてみたと言った際に、手に持った紙に書かれている事を確認するような仕草をしていた。その紙に「そもそも」の意味として辞書に「基本的に」という意味があると書いてあったのか。違うのであれば、そこには何と書いてあったのか。

右質問する。

内閣衆質一九三第三四一号

平成二十九年六月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出安倍総理が実際に「そもそも」を大辞林で調べたのかに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出安倍総理が実際に「そもそも」を大辞林で調べたのかに関する再質問に対する答弁書

御指摘の手に持った紙に書かれている事を確認するような仕事をしていた」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いづれにしても、内閣総理大臣の「手に持った紙」の逐一についてお答えすることは困難である。

平成二十九年五月二十九日提出
質 問 第三 四 二 号

JASRAC（一般社団法人日本音楽著作権協会）が音楽教室からの演奏著作権料の徴収を打ち出し、これに反対する音楽教室側が取り下げを求めている問題に関する再質問主意書

提出者 宮崎 岳志

JASRAC（一般社団法人日本音楽著作権協会）が音楽教室からの演奏著作権料の徴収を打ち出し、これに反対する音楽教室側が取り下げを求めている問題に関する再質問主意書

前回質問への答弁（内閣衆質一九三第三〇四号）は、「いわゆる音楽教室における著作物の演奏であることをもって直ちに著作権者の許諾を得ることなく演奏することができるとはされておらず、当該演奏が、公衆に直接聞かせることを目的としてされるものであり、かつ、同法第三十八条第一

項の権利制限規定が適用されない場合には、当該演奏について著作権者の許諾を得る必要があり、対価の支払等のその許諾に係る利用条件等の範囲内において、当該演奏を行いうる」としている。それでは、政府は、音楽教室における著作物の演奏は、そのすべてが直ちに「公衆に直接聞かせることを目的としてされる」ものであると考えているか。それとも、音楽教室における著作物の演奏には、「公衆に直接聞かせることを目的としてされるもの」のほか、「目的とせずされるもの」も存在していると考えているのか。

内閣衆質一九三第三四二号
平成二十九年六月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員宮崎岳志君提出JASRAC（一般社団法人日本音楽著作権協会）が音楽教室からの演奏著作権料の徴収を打ち出し、これに反対する音楽教室側が取り下げを求めている問題に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員宮崎岳志君提出JASRAC（一般社団法人日本音楽著作権協会）が音楽教室からの演奏著作権料の徴収を打ち出し、これに反対する音楽教室側が取り下げを求めている問題に関する再質問に対する答弁書

先の答弁書（平成二十九年五月十九日内閣衆質一九三第三〇四号）における御指摘の部分は、一般論として、いわゆる音楽教室における著作物の演奏について著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）上の考え方を述べたものであり、「音楽教室における著作物の演奏は、そのすべてが直ちに「公衆に直接聞かせることを目的としてされる」ものである」かや、「音楽教室における著作物の演奏

には、「公衆に直接聞かせることを目的としてされるもの」のほか、「目的とせずされるもの」も存在している」かについて言及したのではない。その上で、ある著作物の演奏が「公衆に直接聞かせることを目的としてされるもの」に当たるか否かについては、具体的な事実関係に照らして個別に判断されるべきものであると考える。

平成二十九年五月二十九日提出
質 問 第三 四 三 号

学校法人森友学園等が補助金を申請した平成二十七年サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）に関する質問主意書

提出者 宮崎 岳志

学校法人森友学園等が補助金を申請した平成二十七年サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）に関する質問主意書

一 国土交通省は、平成二十七年サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）に関して、和泉洋人内閣総理大臣補佐官から、面談、電話、ファクス、電子メール等の何らかの方法で、問い合わせ、照会等を受けたことがあるか。また、国土交通省から説明を行ったことがあるか。あるのであれば、日時や問い合わせ、照会等の詳細を明らかにされたい。

二 国土交通省が同事業の募集や評価等の実務を担っている一般社団法人木を活かす建築推進協議会に、和泉洋人内閣総理大臣補佐官は、面談、電話、ファクス、電子メール等の何らかの方法で、問い合わせ、照会等を行ったことがあるか。また、同一一般社団法人から説明を受けたことがあるか。あるのであれば、日時や問い合わせ、照会等の内容の詳細を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一九三第三四三号

平成二十九年六月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員宮崎岳志君提出学校法人森友学園等が補助金を申請した平成二十七年サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員宮崎岳志君提出学校法人森友学園等が補助金を申請した平成二十七年サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「平成二十七年サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）」に関して、国土交通省が和泉内閣総理大臣補佐官から問い合せを受けた事実はなく、同省から同補佐官に対し説明を行った事実もない。

二について
御指摘の「平成二十七年サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）」に関して、和泉内閣総理大臣補佐官が、一般社団法人木を活かす建築推進協議会に対し問い合せを行った事実はなく、同法人から説明を受けた事実もない。

平成二十九年五月二十九日提出
質 問 第三 四 四 号

著作権侵害にあたる二次創作作品を掲載した同人誌を発行しようとした場合において、テロ等準備罪が適用される可能性があるかどうかに関する第三回質問主意書

提出者 宮崎 岳志

著作権侵害にあたる二次創作作品を掲載した同人誌を発行しようとした場合において、テロ等準備罪が適用される可能性があるかどうかに関する第三回質問主意書

ある団体について、その結合関係の基礎としての共同の目的が、「改正後組織的犯罪処罰法」別表第三に掲げる罪五十五 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第百九条第一項又は第二項（著作権等の侵害等）の罪を施行することにあると判断された場合、この団体は「改正後組織的犯罪処罰法」における「組織的犯罪集団」と認定され得るか。

また、この団体が「組織的犯罪集団」として認定された場合、テロ等準備罪の適用対象となり得るか。右質問する。

内閣衆質一九三第三四四号

平成二十九年六月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員宮崎岳志君提出著作権侵害にあたる二次創作作品を掲載した同人誌を発行しようとした場合において、テロ等準備罪が適用される可能性があるかどうかに関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員宮崎岳志君提出著作権侵害にあたる二次創作作品を掲載した同人誌を発行しようとした場合において、テロ等準備罪が適用される可能性があるかどうかに関する第三回質問に対する答弁書

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十九年五月二十六日内閣衆質一九三第三二五号）でお答えしたとおりである。

平成二十九年五月二十九日提出
質問 第三二四 五号

国家戦略特区制度を利用して加計学園に獣医学部の新設が認められることになった経緯のうち、平成三十年開学のスケジュールが決まるまでの府省間の協議等に関する再質問主意書

提出者 宮崎 岳志

国家戦略特区制度を利用して加計学園に獣医学部の新設が認められることになった経緯のうち、平成三十年開学のスケジュールが決まるまでの府省間の協議等に関する再質問主意書

国家戦略特区制度により獣医学部の新設を認めるにあたり、その開学時期を平成三十年度とすることになった府省間の協議等について、以下の質問に答えられたい。

一 文部科学省は平成二十八年九月二十六日、内閣府との間で、国家戦略特区制度を活用した獣医学部の設置の時期について協議を行っているか。行ったとすれば、その出席者と協議の具体的な内容を示されたい。

二 文部科学省は平成二十八年九月二十六日から十月七日までの間に、内閣府に対し、平成三十年四月開学は設置認可に必要な準備を整えるのが困難であることから、平成三十一年四月開学を目指した対応とすべきではないか、との考え方を伝えたことがあるか。あったのなら、その具体的な日程と内容について示されたい。

また、その他の時期であるとすれば、上記の考え方を最初に伝えた日にちを明らかにされたか。右質問する。

内閣衆質一九三第三四五号

平成二十九年六月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員宮崎岳志君提出国家戦略特区制度を利用して加計学園に獣医学部の新設が認められることになった経緯のうち、平成三十年開学のスケジュールが決まるまでの府省間の協議等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員宮崎岳志君提出国家戦略特区制度を利用して加計学園に獣医学部の新設が認められることになった経緯のうち、平成三十年開学のスケジュールが決まるまでの府省間の協議等に関する再質問に対する答弁書

一について

先の答弁書（平成二十九年四月十四日内閣衆質一九三第三〇九号）においてお答えしたように、「日本再興戦略」改訂二〇一五（平成二十七年六月三十日閣議決定）において「獣医師養成系大学・学部の新設」について方針が示され、その後、広域的に獣医師系養成大学等の存在しない地域に限り獣医学部の新設を可能とするための制度改正を行う旨を、平成二十八年十一月九日の国家戦略特別区域諮問会議において決定した。

その上で、お尋ねの「国家戦略特区制度を活用した獣医学部の設置」の意味するところが必ずしも明らかではないが、当該閣議決定において示された方針を前提として検討が続けられていた獣医学部の新設の時期について、文部科学省と内閣府との間で協議は行われてきたが、同年九月二十六日に協議が行われた事実は確認できない。

二について

文部科学省が内閣府に対して御指摘の考え方を伝えた事実は確認できない。

平成二十九年五月二十九日提出
質問 第三二四 六号

学校法人加計学園による獣医学部新設を巡る、前川喜平前文部科学事務次官と和泉洋人内閣総理大臣補佐官のやり取りに関する質問主意書

提出者 宮崎 岳志

学校法人加計学園による獣医学部新設を巡る、前川喜平前文部科学事務次官と和泉洋人内閣総理大臣補佐官のやり取りに関する質問主意書

一 文部科学省は昨秋、和泉洋人内閣総理大臣補佐官に、獣医学部の新設に関して説明を行ったとすれば、その日にち、出席者、話の内容について詳細に明らかにされたい。

二 上記の説明や意見、質問の場に、文部科学省の前川喜平前文部科学事務次官は出席していたか。

三 その際、和泉補佐官側から、平成三十年四月の獣医学部開学に向けて対応を急いで欲しいとの要望はあったか。右質問する。

内閣衆質一九三第三四六号

平成二十九年六月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員宮崎岳志君提出学校法人加計学園による獣医学部新設を巡る、前川喜平前文部科学事務次官と和泉洋人内閣総理大臣補佐官のやり取りに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員宮崎岳志君提出学校法人加計学園による獣医学部新設を巡る、前川喜平前文部科学事務次官と和泉洋人内閣総理大臣補佐官のやり取りに関する質問に対する答弁書

一から三までについて

「日本再興戦略」改訂二〇一五（平成二十七年六月三十日閣議決定）において示された方針を前提として検討が続けられていた獣医学部の新設に関して、御指摘の時期に、文部科学省として和泉内閣総理大臣補佐官に御指摘のように「説明を行ったり、意見や質問を受けた」事実は確認できない。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。
平成二十九年六月二日

提出者

厚生労働委員長 丹羽 秀樹

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成十四年法律第五号）の一部を次のように改正する。
附則第二条中「十五年」を「二十五年」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

ホームレスの自立の支援等に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の有効期限を

十年延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十六年年度一般会計歳入歳出決算、平成二十六年年度特別会計歳入歳出決算、平成二十六年年度国税収納金整理資金受払計算書及び平成二十六年度政府関係機関決算書に関する報告書

一 決算の内容

1 平成二十六年年度一般会計歳入歳出決算
平成二十六年年度の一般会計歳入歳出決算は、歳入決算額百四兆六千七百九十一億二千八百三十三万四千三百三十三円余、歳出決算額百四兆六千七百九十一億二千八百三十三万四千三百三十三円余であり、差引き五兆八千六百五十六億五千四百四十万円の剰余を生じたが、この剰余金は、財政法第四十一条の規定により、平成二十七年年度の一般会計の歳入に繰入れ済みである。

なお、平成二十六年度における財政法第六条の純剰余金は、一兆五千八百八億六千七百八十一万円の余である。

以上の決算額を予算額等と比較すると、

歳入においては、予算額九十九兆三億三千七百六十九万四千三百三十三円余、歳入歳出決算額は九十八兆八千八百三十三億二千八百三十三万四千三百三十三円余、予算補正追加額四兆四千五百一億八千六百五十万四千三百三十三円余に比し、五兆六千七百八十七億八千四百十四万四千三百三十三円余の増加となっている。

歳出においては、予算額九十九兆三億三千七百六十九万四千三百三十三円余（当初予算額九十五兆八千八百二十三億二千八百三十三万四千三百三十三円余、予算補正追加額四兆四千五百一億八千六百五十万四千三百三十三円余、前年度繰越額四兆八千五百五十二万四千三百三十三円余）に前年度繰越額四兆八千

二百九十八億五千六百六十三万四千三百三十三円余を加えた歳出予算額百三兆八千三百一億四千三百三十三万四千三百三十三円余に対し、支出済歳出額は九十八兆八千八百三十三億二千八百三十三万四千三百三十三円余であり、その差額は五兆六千六百六十六億七千五百八十九万四千三百三十三円余である。このうち、翌年度繰越額は三兆六千四百八十八億六千六百三十一万四千三百三十三円余（明許繰越三兆四千四百五十七億五千六百九十六万四千三百三十三円余、事故繰越千四百七十七億五千六百九十六万四千三百三十三円余、継続費の通次繰越三億五千三百三十万四千三百三十三円余）、不用額は一兆四千四百十八億九百五十八万四千三百三十三円余である。

債務負担額（保証債務及び損失補償債務の負担額を除く）は、平成二十六年度末現在七百九十四兆八千九百五十三億六千六百七十七万四千三百三十三円余であり、この債務のうち、公債は七百六十七兆五千八百三十三億七千七百九十二万四千三百三十三円余である。

保証債務及び損失補償債務負担額は、平成二十六年度末現在四十五兆六千七百八十七億二千七百四十五万四千三百三十三円余である。

2 平成二十六年度特別会計歳入歳出決算

平成二十六年年度の特別会計の数は十五であり、その歳入歳出の決算額の合計額は、歳入四百六十六兆七千三百六十三億九千五百二十五万四千三百三十三円余、歳出三百九十九兆二千九百九十九万四千三百三十三円余である。また、翌年度繰越額の合計額は六兆六千二百六十二億三千七百七十五万四千三百三十三円余、不用額の合計額は二十兆八千八百六十五億六千二百九十万四千三百三十三円余である。

債務負担額は、平成二十六年度末現在二百七十五兆六千四百四十八億五千五百七十六万四千三百三十三円余である。この債務のうち、公債は百十三兆九千六百二十三億四千四百十四万四千三百三十三円余、借入金は四十一兆五千七百九十九億二千六百六十六万四千三百三十三円余、政府短期証券は百六十八兆八千八百八十三億四千四百万四千三百三十三円余である。

3 平成二十六年度国税収納金整理資金受払計算書
平成二十六年年度の国税収納金整理資金の受入れ及び支払いは、資金への収納済額六十七兆五千三百九十九億八千八百五十万四千三百三十三円余、資金からの一般会計等の歳入への組入額等六十五兆九千二百九十九億三千七百七十七万四千三百三十三円余であり、差引き一兆五千七百四十億五千四百四十二万四千三百三十三円余が平成二十六年度末の剰余資金となる。これは主として特定地方税に係る還付金の支払決定未済のものである。

4 平成二十六年度政府関係機関決算書

平成二十六年年度の政府関係機関の数は四であり、その収入支出の決算額の合計額は、収入一兆二千二百九十二億三千六百三十六万四千三百三十三円余、支出一兆一億二千三百八十六万四千三百三十三円余である。

二 議決の内容

平成二十六年年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につき、次のとおり議決すべきものと決定した。

本院は、平成二十六年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行ってきたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾である。

1 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

(1) 財政健全化については、行政サービスの情報開示を徹底し、業務のコスト分析を可能とすることで無駄の削減を図ることがで

きることから、社会保障等の分野を含め、個別事業のフルコスト情報の対象事業を拡大すべきである。

日本銀行の量的・質的金融緩和については、出口において長期金利が上昇し、日銀当座預金の超過準備額に係る適用利率の引上げ等により、収益が減少することが見込まれることから、債券取引損失引当金を十分に確保するなど、財務の健全性の維持に努めるべきである。

預金保険機構の金融機能早期健全化勘定については、多額の利益剰余金が生じていることから、余裕資金の有効活用のため、適時に国庫納付したり、預金保険機構の財務の健全性維持に活用したりできるよう制度を整備することも含め、その取扱いを早急に検討すべきである。

税制については、租税特別措置における研究開発税制等を適用するに当たり、実態調査等により制度の公平性・中立性等について検証し、特定の業界・法人に偏っている状況を見直すべきである。また、当該制度によって促進された研究開発投資等の効果について検証すべきである。

また、本院は国における決算の意義と重要性を踏まえ、その審議を進めてきたところである。政府においても、本院の議決を次年度以降の予算編成に反映できるよう決算審議の充実と迅速化に向けた取組に協力すべきである。

(2) 待機児童対策に関しては、地方公共団体間で待機児童の定義が統一されていないことやいわゆる二三歳の壁問題等が生じている現状を踏まえ、これらの早期の解決を図るとともに、それぞれの状況に応じた丁寧な支援に努めるべきである。

地方の医師不足対策については、都市部と地方の医師の偏在を改善するための施策を検討し、地方の医師不足の解消に努めるべきである。

腎不全治療のうち腎移植については、法的に整備されている死体腎移植が進んでいない現状を踏まえ、一層の推進に努めるべきである。

(3) 高速道路については、企業立地や広域観光の促進、防災機能の強化といった多様なストック効果が見込まれることを踏まえ、高速道路ネットワークの整備及び機能強化を効果的・効率的に実行すべきである。

駅ホームにおける安全対策については、鉄道事業者と緊密に連携し、利用者十万人未満の駅についてもホームドア整備等の転落事故防止に向けた取組を視察覚醒障害者等の意見を踏まえて一層促進すべきである。

(4) 国有財産については、国民共有の貴重な財産であることから、大阪府に所在する学校法人への国有地売却を踏まえ、法令等に基づき適切に管理処分を行うとともに、地方公共団体等に公的な用途で売却する場合に、相手先や売却価格を原則開示するなど、情報開示に努めるべきである。

(5) 公文書管理については、国の諸活動の経緯等を検証するための事実の記録である行政文書的重要性に鑑み、対象文書の範囲や保存期間の基準の見直しを含めた各府省における公文書管理の質を高めるための取組について早急に検討すべきである。

(6) 文部科学省の組織的な再就職等問題については、同省が再就職等規制違反とその後の隠ぺい行為により、国民の信頼を著しく損なったことは極めて遺憾である。政府は、同問題の調査結果を踏まえ、再

発防止のため、国家公務員の再就職に係る届出の徹底を図るとともに、実効性のある措置を検討すべきである。

(7) 朝鮮総督府特別会計ほか九特別会計(旧外地特別会計)の昭和十九年度及び昭和二十年度の歳入歳出決算については、その処理が長期間延期されてきたことは遺憾であり、政府は、提出された歳入歳出の科目の内訳の記載が不完全なものであることを真摯に受け止めるべきである。また、一般会計に帰属することとなった旧外地特別会計に係る債権については、問合せ先、照会方法等の周知を図るとともに、問合せについては誠実に対応するなどして、発生する可能性のある債権債務の処理に万全を期すべきである。

2 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それは正の措置を講じるとともに、綱紀を肅正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

3 決算のうち、前記以外の事項については不法又は不当な収入支出は認められないため異議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行財政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じて効果的かつ効率的な行政を推進し、もって国民の信託にこたえるべきである。

右報告する。

平成二十九年六月五日

決算行政監視委員長 玄葉光一郎
衆議院議長 大島 理森殿

平成二十七年一般会計歳入歳出決算、平成二十七年特別会計歳入歳出決算、平成二十七年国保税収納金整理資金受払計算書及び平成二十七年政府関係機関決算書に関する報告書

一 決算の内容

1 平成二十七年一般会計歳入歳出決算
平成二十七年の一般会計歳入歳出決算は、歳入決算額百二兆七千七百五十三億七千二百円余、歳出決算額九兆八千二百三十三億二千四百九十九万四千余、差引き三兆九千四百四十九億八千三百二十二万四千余を生じたが、この剰余金は、財政法第四十一条の規定により、平成二十八年の一般会計の歳入に繰入れ済みである。

なお、平成二十七年における財政法第六条の純剰余金は、二千五百四十四億五千三百七十九万四千余である。

以上の決算額を予算額等と比較すると、歳入においては、予算額九十九兆六千六百三十二億七千四百九十六万四千余(当初予算額九十六兆三千四百四十九億五千九百七十九万四千余、予算補正追加額四兆六千八百六十二億四千四百五十四万四千余、予算補正修正減少額一兆三千六百四十八億八千六百四十五万四千余)に比し、二兆五千二百二十億三千二百五十五万四千余の増加となっている。

歳入においては、予算額九十九兆六千六百三十二億七千四百九十六万四千余(当初予算額九十六兆三千四百四十九億五千九百七十九万四千余、予算補正追加額四兆六千八百六十二億四千四百五十四万四千余、予算補正修正減少額一兆四千四百六十七億三千五百四十四万四千余)に前年度繰越額三兆六千四百八十八億六千六百三十一万四千余を加えた歳出予算現額百三兆二千六百八十一億四千二百二十七万四千余に対し、支出済歳出額は九十八兆二千三百三億二千四百九十九万四千余であ

り、その差額は五兆三百七十八億千七百十七万四千余である。このうち、翌年度繰越額は三兆五千九百十九億千五百五十二万四千余(明許繰越三兆五千六百六十四億九千六百九十万四千余、事故繰越七百五十四億千八百六十一万四千余、不用額は一兆四千四百五十九億六百六十五万四千余である。

債務負担額(保証債務及び損失補償債務の負担額を除く。)は、平成二十七年末現在八百二十八兆三千三百六十三億三千七百四十四万四千余であり、この債務のうち、公債は八百一兆二千八百七十三億二千四百四十六万四千余である。

保証債務及び損失補償債務負担額は、平成二十七年末現在四十四兆八千七百五十億六千六百三十五万四千余である。

2 平成二十七年特別会計歳入歳出決算

平成二十七年の特別会計の数は十四であり、その歳入歳出の決算額の合計額は、歳入四百二兆八千八百四十一億六千六百六十六万四千余、歳出三百八十六兆二千四百四十三億二千四百六十五万四千余である。また、翌年度繰越額の合計額は七兆七千九百九十六億千六百八十九万四千余、不用額の合計額は十五兆二千九百四十億六千六十五万四千余である。

債務負担額は、平成二十七年末現在二百三十七兆七千四百十三億千六百四十二万四千余である。この債務のうち、公債は百九兆五千七百九十億二千八百七十万四千余、借入金は四十二兆四千四百十三億六千六百六十六万四千余、政府短期証券は八十三兆七千四百八十八億六千万四千余である。

3 平成二十七年国稅収納金整理資金受払計算書

平成二十七年の国稅収納金整理資金の受入れ及び支払いは、資金への収納済額七十三兆四千六百六十七億六千九百十五万四千余、資金か

らの一般会計等の歳入への組入額等七十二兆二千九百九十六億六千五百八十八万四千余であり、差引き一兆九百七十一億三千七百七十四万四千余が平成二十七年末の残余資金となる。これは主として特定地方税に係る還付金の支払決定未済のものである。

4 平成二十七年政府関係機関決算書

平成二十七年の政府関係機関の数は四であり、その収入支出の決算額の合計額は、収入一兆九百九十二億三千三百三十七万四千余、支出九千九百九十六億九千七百七十四万四千余である。

二 議決の内容

平成二十七年の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国稅収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につき、次のとおり議決すべきものと決定した。

本院は、平成二十七年決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行ってきたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾である。

1 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

(1) 財政健全化については、行政サービスの情報開示を徹底し、業務のコスト分析を可能とすることで無駄の削減を図ることができることから、社会保障等の分野を含め、個別事業のフルコスト情報の対象事業を拡大すべきである。

日本銀行の量的・質的金融緩和については、出口において長期金利が上昇し、日銀当座預金の超過準備額に係る適用利率の引

上げ等により、収益が減少することが見込まれることから、債券取引損失引当金を十分に確保するなど、財務の健全性の維持に努めるべきである。

預金保険機構の金融機能早期健全化勘定については、多額の利益剰余金が生じていることから、余裕資金の有効活用のため、適時に国庫納付したり、預金保険機構の財務の健全性維持に活用したりできるような制度を整備することも含め、その取扱いを早急に検討すべきである。

税制については、租税特別措置における研究開発税制等を適用するに当たり、実態調査等により制度の公平性・中立性等について検証し、特定の業界・法人に偏っている状況を見直すべきである。また、当該制度によって促進された研究開発投資等の効果について検証すべきである。

また、本院は国における決算の意義と重要性を踏まえ、その審議を進めてきたところである。政府においても、本院の議決を次年度以降の予算編成に反映できるよう決算審議の充実と迅速化に向けた取組に協力すべきである。

(2) 待機児童対策に関しては、地方公共団体間で待機児童の定義が統一されていないこととやいわず「三歳の壁」問題が生じている現状を踏まえ、これらの早期の解決を図るとともに、それぞれの状況に応じた丁寧な支援に努めるべきである。

地方の医師不足対策については、都市部と地方の医師の偏在を改善するための施策を検討し、地方の医師不足の解消に努めるべきである。

腎不全治療のうち腎移植については、法的に整備されている死体腎移植が進んでいない現状を踏まえ、一層の推進に努めるべ

きである。

(3) 高速道路については、企業立地や広域観光の促進、防災機能の強化といった多様なストック効果が見込まれることを踏まえ、高速道路ネットワークの整備及び機能強化を効果的・効率的に実行すべきである。

駅ホームにおける安全対策については、鉄道事業者と緊密に連携し、利用者十万人未満の駅についてもホームドア整備等の転落事故防止に向けた取組を視覚障害者等の意見を踏まえて一層促進すべきである。

(4) 国有財産については、国民共有の貴重な財産であることから、大阪府に所在する学校法人への国有地売却を踏まえ、法令等に基づき適切に管理処分を行うとともに、地方公共団体等に公的な用途で売却する場合に、相手先や売却価格を原則開示するなど、情報開示に努めるべきである。

(5) 公文書管理については、国の諸活動の経緯等を検証するための事実の記録である行政文書的重要性に鑑み、対象文書の範囲や保存期間の基準の見直しを含めた各府省における公文書管理の質を高めるための取組について早急に検討すべきである。

(6) 文部科学省の組織的な再就職等問題については、同省が再就職等規制違反とその後隠ぺい行為により、国民の信頼を著しく損なったことは極めて遺憾である。

政府は、同問題の調査結果を踏まえ、再発防止のため、国家公務員の再就職に係る届出の徹底を図るとともに、実効性のある措置を検討すべきである。

(7) 朝鮮総督府特別会計ほか九特別会計(旧外地特別会計)の昭和十九年度及び昭和二十年度の歳入歳出決算については、その処理が長期間延期されてきたことは遺憾であり、政府は、提出された歳入歳出の科目の

内訳の記載が不完全なものであることを真摯に受け止めるべきである。また、一般会計に帰属することとなった旧外地特別会計に係る債権については、問合せ先、照会方法等の周知を図るとともに、問合せについては誠実に対応するなどして、発生する可能性のある債権債務の処理に万全を期すべきである。

2 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それぞれ是正の措置を講じるとともに、綱紀を肅正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

3 決算のうち、前記以外の事項については不法又は不当な収入支出は認められないため異議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行財政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じた効果的かつ効率的な行政を推進し、もって国民の信託にこたえるべきである。

右報告する。

平成二十九年六月五日

決算行政監視委員長 玄葉光一郎
衆議院議長 大島 理森殿

昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算及び昭和二十年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算に関する報告書

一 決算の内容

朝鮮総督府特別会計等とは、朝鮮総督府、朝鮮食糧管理、朝鮮鉄道用品資金、朝鮮簡易生命保険及郵便年金、台湾総督府、台湾食糧管理、台湾事業用品資金、樺太庁、関東局及び南洋庁の十の各特別会計であり、その決算について

平成二十九年六月八日 衆議院会議録第三十二号

は、会計資料の散逸等により作成が困難な状況において、当時の予算書、日本銀行の国庫金出納記録等を踏まえ作成されたものである。

なお、戦時災害によって受入科目又は支出科目が不明となった金額は、部款項目不明等として整理掲記している。

1 昭和十九年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算

朝鮮総督府特別会計は、歳入決算額二十八億四千二百二十一万四千五百八十二円、歳出決算額二十二億五千九百九十九万四千五百八十二円、歳入歳出剰余金一億八千二百二十一万四千五百八十二円、この剰余金は昭和二十年度の歳入に繰入れ済みである。

朝鮮食糧管理特別会計は、歳入決算額十三億九百六十七万四千五百八十二円、歳出決算額十三億八千四百一十一万四千五百八十二円、歳入歳出剰余金一億二千五百八十二万四千五百八十二円、この剰余金は昭和二十年度の歳入に繰入れ済みである。

朝鮮鉄道用品資金特別会計は、歳入決算額一億八百四十九万四千五百八十二円、歳出決算額一億八百四十九万四千五百八十二円、歳入歳出剰余金一円、この剰余金は昭和二十年度の歳入に繰入れ済みである。

朝鮮簡易生命保険及郵便年金特別会計は、歳入決算額二億七千八百八十六万四千五百八十二円、歳出決算額二億七千八百八十六万四千五百八十二円、歳入歳出剰余金一円、この剰余金は昭和二十年度の歳入に繰入れ済みである。

台湾総督府特別会計は、歳入決算額八億四千八百八十二万四千五百八十二円、歳出決算額六億四千八百八十二万四千五百八十二円、歳入歳出剰余金二億四千八百八十二万四千五百八十二円、この剰余金は昭和二十年度の歳入に繰入れ済みである。

台湾食糧管理特別会計は、歳入決算額五億七千四百八十六万四千五百八十二円、歳出決算額五億七千四百八十六万四千五百八十二円、歳入歳出剰余金一円、この剰余金は昭和二十年度の歳入に繰入れ済みである。

余の不足を生じたが、この不足金は積立金から補足済みである。

台湾事業用品資金特別会計は、歳入決算額八千八百七十七万四千五百八十二円、歳出決算額八千八百七十七万四千五百八十二円、歳入歳出剰余金一円、この剰余金は昭和二十年度の歳入に繰入れ済みである。

樺太庁特別会計は、歳入決算額一億八千三百五十五万四千五百八十二円、歳出決算額一億五千九百九十九万四千五百八十二円、歳入歳出剰余金二億二千五百八十二万四千五百八十二円、この剰余金は昭和二十年度の歳入に繰入れ済みである。

関東局特別会計は、歳入決算額三億四千三百七十八万四千五百八十二円、歳出決算額三億四千三百七十八万四千五百八十二円、歳入歳出剰余金一円、この剰余金は昭和二十年度の歳入に繰入れ済みである。

南洋庁特別会計は、歳入決算額二千六百六十一万四千五百八十二円、歳出決算額二千六百六十一万四千五百八十二円、歳入歳出剰余金一円、この剰余金は昭和二十年度の歳入に繰入れ済みである。

昭和二十年度朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算

朝鮮総督府特別会計は、歳入決算額十一億二千七百九十三万四千五百八十二円、歳出決算額十億九千二百四十九万四千五百八十二円、歳入歳出剰余金二億三千三百四十四万四千五百八十二円、この剰余金は昭和二十年度の歳入に繰入れ済みである。

朝鮮食糧管理特別会計は、歳入決算額二億三千三百五十六万四千五百八十二円、歳出決算額二億六千六百八十万四千五百八十二円、歳入歳出剰余金六千六百八十二万四千五百八十二円、この剰余金は昭和二十年度の歳入に繰入れ済みである。

朝鮮鉄道用品資金特別会計は、歳入決算額千五百七十三万四千五百八十二円、歳出決算額千五百七十三万四千五百八十二円、歳入歳出剰余金一円、この剰余金は昭和二十年度の歳入に繰入れ済みである。

朝鮮簡易生命保険及郵便年金特別会計は、歳入決算額五千八百八十六万四千五百八十二円、歳出決算額四千七百八十八万四千五百八十二円、歳入歳出剰余金一億一百万四千五百八十二円、この剰余金は昭和二十年度の歳入に繰入れ済みである。

台湾総督府特別会計は、歳入決算額三億三千九百七十二万四千五百八十二円、歳出決算額二億二千三百三十九万四千五百八十二円、歳入歳出剰余金一億一千五百八十三万四千五百八十二円、この剰余金は昭和二十年度の歳入に繰入れ済みである。

台湾食糧管理特別会計は、歳入決算額一億二千九百七十七万四千五百八十二円、歳出決算額一億九百四十三万四千五百八十二円、歳入歳出剰余金六千六百八十二万四千五百八十二円、この剰余金は昭和二十年度の歳入に繰入れ済みである。

台湾事業用品資金特別会計は、歳入決算額四百二十九万四千五百八十二円、歳出決算額四百三十三万四千五百八十二円、歳入歳出剰余金四万四千五百八十二円、この剰余金は昭和二十年度の歳入に繰入れ済みである。

樺太庁特別会計は、歳入決算額三千八百八十三万四千五百八十二円、歳出決算額三千八百八十三万四千五百八十二円、歳入歳出剰余金一円、この剰余金は昭和二十年度の歳入に繰入れ済みである。

関東局特別会計は、歳入決算額一億九千七百三十二万四千五百八十二円、歳出決算額三千四百七十九万四千五百八十二円、歳入歳出剰余金一億五千二百五十三万四千五百八十二円、この剰余金は昭和二十年度の歳入に繰入れ済みである。

南洋庁特別会計は、歳入決算額二千六百六十一万四千五百八十二円、歳出決算額二千六百六十一万四千五百八十二円、歳入歳出剰余金一円、この剰余金は昭和二十年度の歳入に繰入れ済みである。

平成二十九年六月八日 衆議院會議録第三十二号

万円余であり、差引き一億六千二百五十二万円余の剰余を生じたが、この剰余金は一般会計の平成二十七年年度の歳入に繰入れ済みである。

南洋庁特別会計は、歳入決算額千七百二十一万円余、歳出決算額千四百四万円余であり、差引き三百七十七万円余の剰余を生じたが、この剰余金は一般会計の平成二十七年年度の歳入に繰入れ済みである。

二 議決の内容

昭和十九年度及び昭和二十年年度の朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算につき、別紙のとおり議決すべきものと決定した。

その主な内容は、次のとおりである。

1 政府は、次の事項について特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

朝鮮総督府特別会計ほか九特別会計(旧外地特別会計)の昭和十九年度及び昭和二十年年度の歳入歳出決算については、その処理が長期間延期されてきたことは遺憾であり、政府は、提出された歳入歳出の科目の内訳の記載が不完全なものであることを真摯に受け止めるべきである。また、一般会計に帰属することとなった旧外地特別会計に係る債権については、問合せ先、照会方法等の周知を図るとともに、問合せについては誠実に対応するなどして、発生する可能性のある債権債務の処理に万全を期すべきである。

2 決算のうち、前記以外の事項については不法又は不当な収入支出は認められないため異議がない。
右報告する。

平成二十九年六月五日
決算行政監視委員長 玄葉光一郎
衆議院議長 大島 理森殿

(別紙)

平成二十六年度及び平成二十七年年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書並びに昭和十九年度及び昭和二十年年度の朝鮮総督府特別会計等歳入歳出決算に関する議決

本院は、各年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行ってきたが、さらに改善を要するものが認められるのは遺憾である。

一 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

1 財政健全化については、行政サービスの情報開示を徹底し、業務のコスト分析を可能とすることで無駄の削減を図ることができるところから、社会保障等の分野を含め、個別事業のフルコスト情報の対象事業を拡大すべきである。

日本銀行の量的・質的金融緩和については、出口において長期金利が上昇し、日銀当座預金の超過準備額に係る適用利率の引上げ等により、収益が減少することが見込まれることから、債券取引損失引当金を十分に確保するなど、財務の健全性の維持に努めるべきである。

預金保険機構の金融機能早期健全化勘定については、多額の利益剰余金が生じていることから、余裕資金の有効活用のため、適時に国庫納付したり、預金保険機構の財務の健全性維持に活用したりできるよう制度を整備することも含め、その取扱いを早急に検討すべきである。

きである。

税制については、租税特別措置における研究開発税制等を適用するに当たり、実態調査等により制度の公平性・中立性等について検証し、特定の業界・法人に偏っている状況を見直すべきである。また、当該制度によって促進された研究開発投資等の効果について検証すべきである。

また、本院は国における決算の意義と重要性を踏まえ、その審議を進めてきたところである。政府においても、本院の議決を次年度以降の予算編成に反映できるよう決算審議の充実と迅速化に向けた取組に協力すべきである。

2 待機児童対策に関しては、地方公共団体間で待機児童の定義が統一されていないことやいわゆる「三歳の壁」問題等が生じている現状を踏まえ、これらの早期の解決を図るとともに、それぞれの状況に応じた丁寧な支援に努めるべきである。

地方の医師不足対策については、都市部と地方の医師の偏在を改善するための施策を検討し、地方の医師不足の解消に努めるべきである。

腎不全治療のうち腎移植については、法的に整備されている死体腎移植が進んでいない現状を踏まえ、一層の推進に努めるべきである。

3 高速道路については、企業立地や広域観光の促進、防災機能の強化といった多様なネットワーク効果が見込まれることを踏まえ、高速道路ネットワークの整備及び機能強化を効果的・効率的に実行すべきである。

駅ホームにおける安全対策については、鉄道事業者と緊密に連携し、利用者十万人未満の駅についてもホームドア整備等の転落事故防止に向けた取組を視察覚障害者等の意見を

踏まえて一層促進すべきである。

4 国有財産については、国民共有の貴重な財産であることから、大阪府に所在する学校法人への国有地売却を踏まえ、法令等に基づき適切に管理処分を行うとともに、地方公共団体等に公的な用途で売却する場合に、相手先や売却価格を原則開示するなど、情報開示に努めるべきである。

5 公文書管理については、国の諸活動の経緯等を検証するための事実の記録である行政文書的重要性に鑑み、対象文書の範囲や保存期間の基準の見直しを含めた各府省における公文書管理の質を高めるための取組について早急に検討すべきである。

6 文部科学省の組織的な再就職等問題については、同省が再就職等規制違反とその後の隠ぺい行為により、国民の信頼を著しく損なったことは極めて遺憾である。

政府は、同問題の調査結果を踏まえ、再発防止のため、国家公務員の再就職に係る届出の徹底を図るとともに、実効性のある措置を検討すべきである。

7 朝鮮総督府特別会計ほか九特別会計(旧外地特別会計)の昭和十九年度及び昭和二十年年度の歳入歳出決算については、その処理が長期間延期されてきたことは遺憾であり、政府は、提出された歳入歳出の科目の内訳の記載が不完全なものであることを真摯に受け止めるべきである。また、一般会計に帰属することとなった旧外地特別会計に係る債権については、問合せ先、照会方法等の周知を図るとともに、問合せについては誠実に対応するなどして、発生する可能性のある債権債務の処理に万全を期すべきである。

二 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。
政府は、これらの指摘事項について、それぞ

れは正の措置を講じるとともに、綱紀を肅正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

三 決算のうち、前記以外の事項については不法又は不当な収入支出は認められないため異議がない。

政府は、今後予算の作成及び執行に当たっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して、行政改革を強力に推進し、財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図るとともに、政策評価等の実施を通じて効果的かつ効率的な行政を推進し、もって国民の信託にこたえるべきである。

平成二十六年年度国有財産増減及び現在額総計算書に関する報告書

一 本件の内容

平成二十六年度中の国有財産の増減額は、総増加額二千六百六十三億七千六百四十二万四千四百九十九円余、総減少額二千一百四十四億七千八百八十九万四千四百九十九円余、差し引き純増加額は四兆八千六百六十九億五千六百六十一万四千四百九十九円余である。

これを平成二十五年末現在額百四兆八千八百三十一億四千五百四十二万四千四百九十九円余に算すると、平成二十六年末現在額は百九兆六千三百億五千四百四十四万四千四百九十九円余である。

平成二十六年度末現在額の内訳を分類別、区分別にみると、分類別では行政財産二十三兆三千三百七十四億三千九百八十八万四千四百九十九円余、普通財産八十六兆四千九百二十六億四千二百三十三万四千四百九十九円余、区分別では政府出資等八兆七千六百九十九億五千五百七十七万四千四百九十九円余、土地十七兆七千二百二十二億七千八百六十七万四千四百九十九円余、建物三兆四千五百四十四億六千五百九十九万四千四百九十九円余、工作物二兆九千七百七十八億四千四百三十三万四千四百九十九円余、立木竹二兆六千六百九十五億六千八百四十五万四千四百九十九円余等である。

平成二十九年六月八日 衆議院会議録第三十二号

なお、区分別の増減の主なもの、増加が政府出資等二十二兆九百八十八億八千五百八十三万四千四百九十九円余、土地一兆六千七百八十八億七千六百八十八万四千四百九十九円余、工作物一兆三千三百九十九億九千九百五十四万四千四百九十九円余、減少が政府出資等十七兆三千三百二十三億五千四百七十九万四千四百九十九円余、土地一兆四千三百四十四億四千六百八十四万四千四百九十九円余、工作物一兆二千六百五十一億六千二百六十六万四千四百九十九円余である。

二 本件の議決理由
本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

平成二十九年六月五日
決算行政監視委員長 玄葉光一郎
衆議院議長 大島 理森殿

平成二十六年度国有財産無償貸付状況総計算書に関する報告書

一 本件の内容

無償貸付を行った国有財産の平成二十六年度中の増減額は、総増加額二千三百三十二億六千六百六十九万四千四百九十九円余、総減少額九百七十七億八千三百七十三万四千四百九十九円余、差し引き純増加額は百五十四億七千九百九十五万四千四百九十九円余である。

これを平成二十五年末現在額一兆二百六十二億九千六百九十六万四千四百九十九円余に算すると、平成二十六年末現在額は一兆四百七十七億四千四百九十九万四千四百九十九円余である。

平成二十六年度末現在額の用途別の内訳は、公園の用に供するもの一兆七千九百九十九億二千六百五十四万四千四百九十九円余、緑地の用に供するもの百三十六億八千四百六十四万四千四百九十九円余等である。

なお、増減の主なものは、公園の用に供するもので、増加が九百九十三億二千五百一十一万四千四百九十九円余、減少が千八百三十四億六千四百九十九万四千四百九十九円余である。

平成二十六年度国有財産増減及び現在額総計算書に関する報告書 平成二十七年年度国有財産無償貸付状況総計算書に関する報告書

二 本件の議決理由
本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

平成二十九年六月五日
決算行政監視委員長 玄葉光一郎
衆議院議長 大島 理森殿

平成二十七年年度国有財産増減及び現在額総計算書に関する報告書

一 本件の内容

平成二十七年年度中の国有財産の増減額は、総増加額九兆四百三十五億七千九百四十四万四千四百九十九円余、総減少額十三兆五千七百五十四億二千七百三十二万四千四百九十九円余、差し引き純減少額は四兆五千三百三十八億四千九百七十八万四千四百九十九円余である。

これを平成二十六年末現在額百九兆九千六百三十三億五千四百四十四万四千四百九十九円余に算すると、平成二十七年末現在額は百五兆九百八十二億二千三百三十五万四千四百九十九円余である。

平成二十七年末現在額の内訳を分類別、区分別にみると、分類別では行政財産二十三兆八千五百五十四億八千九百九十一万四千四百九十九円余、普通財産八十二兆三千三百一十一億三千三百四十四万四千四百九十九円余、区分別では政府出資等七兆六千九百四十八億三千五百六十八万四千四百九十九円余、土地十七兆七千八百七十七億七千九百六十八万四千四百九十九円余、建物三兆三千九百五十億三千七百七十四万四千四百九十九円余、立木竹二兆八千八百八十億六千五百六十一万四千四百九十九円余、工作物二兆八千四百六十六億九千四百二十九万四千四百九十九円余等である。

なお、区分別の増減の主なものは、増加が政府出資等六兆五千六百五十五億五千五百九十二万四千四百九十九円余、土地八千八百八十五億八千九百九十九万四千四百九十九円余、立木竹五千八百十三億四千八百三十七万四千四百九十九円余、減少が政府出資等十一兆二千二百六十六億三千五百九十一万四千四百九十九円余、土地八千二百二十億八千九百九十九万四千四百九十九円余、工作物四千六百六十五億六千五百

五十九万四千四百九十九円余である。

二 本件の議決理由
本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

平成二十九年六月五日
決算行政監視委員長 玄葉光一郎
衆議院議長 大島 理森殿

平成二十七年年度国有財産無償貸付状況総計算書に関する報告書

一 本件の内容

無償貸付を行った国有財産の平成二十七年年度中の増減額は、総増加額二千六百二十七億四千六百二十八万四千四百九十九円余、総減少額二千四百八十一億三千七百八十五万四千四百九十九円余、差し引き純増加額は百四十六億八千四百四十二万四千四百九十九円余である。

これを平成二十六年末現在額一兆四百四十七億四千四百九十二万四千四百九十九円余に算すると、平成二十七年末現在額は一兆五百六十三億二千三百三十五万四千四百九十九円余である。

平成二十七年末現在額の用途別の内訳は、公園の用に供するもの一兆二百二十一億九千九百一十万四千四百九十九円余、緑地の用に供するもの百三十八億六千七百七十七万四千四百九十九円余等である。

なお、増減の主なものは、公園の用に供するもので、増加が二千四百八十三億六千六百一十七万四千四百九十九円余、減少が二千三百四十一億六千八百一十一万四千四百九十九円余である。

二 本件の議決理由
本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

平成二十九年六月五日
決算行政監視委員長 玄葉光一郎
衆議院議長 大島 理森殿

平成二十七年年度国有財産

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成二十九年六月七日

提出者

内閣委員長 秋元 司

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を削り、「第十三条」第十六条を「第九条」第十二条に、「青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務等」第十七条を「青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置」(第十三条)に改める。

第二条第七項中「携帯電話端末又はPHS端末」を「専ら携帯電話端末等(その一端が携帯電話端末又はPHS端末と接続されるための伝送路設備に接続される移動端末設備(電気通信事業法第十二条の二第四項第二号に規定する移動端末設備をいう。)であつて、インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報をその利用者の選択に応じ閲覧することが出来るものをいう。以下同じ。)」に改め、同条第九項中「ものをいう」の下に「第十六条及び第十九条において同じ」を加える。

第六条第二項中「携帯電話端末及びPHS端末」を「携帯電話端末等」に改める。

第八条から第十一条までを削り、第二章中第十二条を第八条とし、第三章中第十三条を第九条とし、第十四条から第十六条までを四条ずつ繰り上げる。

「第四章 青少年有害情報フィルタリングサー

ビスの提供義務等」を「第四章 青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置」に改める。

第十七条第一項中「携帯電話インターネット接続役務を提供する契約」を「役務提供契約」に、「携帯電話端末若しくはPHS端末」を「役務提供契約に係る携帯電話端末等」に改め、同条第二項を削り、第四章中同条を第十五条とし、同条の前に次の二条を加える。

(携帯電話インターネット接続役務提供者等の青少年確認義務)

第十三条 携帯電話インターネット接続役務提供者及び携帯電話インターネット接続役務提供事業者の携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約(以下「役務提供契約」という。)の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者(以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。)は、役務提供契約既に締結されている役務提供契約(以下この項において「既契約」という。)の変更を内容とする契約又は既契約の更新を内容とする契約にあつては、当該既契約の相手方又は当該既契約に係る携帯電話端末等の変更を伴うものに限る。以下この条及び次条において同じ。の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、あらかじめ、当該役務提供契約を締結しようとする相手方が青少年であるかどうかを確認しなければならない。

2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の規定により役務提供契約を締結しようとする相手方が青少年でないことを確認したときは、当該相手方に対し、当該役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であるかどうかを確認しなければならない。

3 携帯電話端末等を青少年に使用させるために役務提供契約を締結しようとする者は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が前項

の規定による確認を行う場合において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、その旨を申し出なければならない。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務)

第十四条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、役務提供契約を締結しようとする相手方が青少年である場合にあつては当該青少年に対し、役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であり、かつ、当該役務提供契約を締結しようとする相手方がその青少年の保護者である場合にあつては当該保護者に対し、次に掲げる事項について、説明しなければならない。

一 携帯電話端末等からのインターネットの利用により青少年が青少年有害情報の閲覧をすることがある旨

二 青少年有害情報フィルタリングサービスの利用の必要性及び内容並びに第十六条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置の必要性及び内容

第十八条を第十七条とし、同条の前に次の一条を加える。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の青少年有害情報フィルタリング有効化措置実施義務)

第十六条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、携帯電話端末等(青少年有害情報フィルタリング有効化措置(インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するため、インターネットと接続する機能を有する機器に組み込まれたプログラムの機能を制限する措置をいう。以下この条及び第十九条において同じ。))を講ずる必要性が低いものとして総務省令・経済産業省令で定めるものを除く。)であつて、その販売が携帯電話インターネット接続役務の提供と関連性を有するものとして総務

省令・経済産業省令で定めるもの(以下この条において「特定携帯電話端末等」という。)を販売する場合において、当該特定携帯電話端末等に係る役務提供契約の相手方又は当該特定携帯電話端末等の使用者が青少年であるときは、当該特定携帯電話端末等について、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

第十九条の見出し中「インターネットと接続する機能を有する機器」を「インターネット接続機器」に改め、同条中「携帯電話端末及びPHS端末を除く」を「以下この条及び次条において「インターネット接続機器」という」に、「当該機器」を「インターネット接続機器」に改め、同条を第十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(インターネット接続機器の動作を直接制御する機能を有するプログラムを開発する事業者の努力義務)

第十九条 プログラムの実行をするためにインターネット接続機器の動作を直接制御する機能を有するプログラムを開発する事業者は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の青少年有害情報フィルタリング有効化措置及び当該インターネット接続機器を製造する事業者の青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置が円滑に講ぜられるように、当該プログラムを開発するよう努めなければならない。

第二十四条第二項及び第六項、第二十五条第一項並びに第二十九条(見出しを含む。)中「総務省令及び経済産業省令」を「総務省令・経済産業省令」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(携帯電話インターネット接続業務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(以下「新法」という。)第十五条の規定は、この法律の施行の際現に締結されている新法第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続業務の提供に関する契約であつて、この法律による改正前の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続業務の提供に関する契約でないもの(以下この条において「特定業務提供契約」という。)に基づく新法第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続業務の提供については、適用しない。ただし、この法律の施行の日(次条において「施行日」という。)以後に、特定業務提供契約の変更を内容とする契約又は特定業務提供契約の更新を内容とする契約であつて、当該特定業務提供契約の相手方又は当該特定業務提供契約に係る携帯電話端末等(同項に規定する携帯電話端末等をいう。)の変更を伴うものが締結された場合は、この限りでない。

(携帯電話端末又はP H S端末の製造事業者の義務に関する経過措置)

第三条 施行日前に製造された携帯電話端末又はP H S端末及び当該携帯電話端末又はP H S端末と同一の型式に属する携帯電話端末又はP H S端末であつて施行日以後に製造されるものの販売については、施行日から起算して一年を経

過する日までの間は、新法第十八条本文の規定は、適用しない。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年以内に、新法第十三条から第十六条までに規定する義務の範囲の拡大を含め、青少年(新法第二条第一項に規定する青少年をいう。)が青少年有害情報(新法第二条第三項に規定する青少年有害情報をいう。)の閲覧(同項に規定する閲覧をいう。)をすることを防止するための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(内閣府設置法の一部改正)

第五条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二十六号の二中「第十二条第一項を」を「第八條第一項」に改める。

理由

青少年によるインターネットの利用の状況の変化に鑑み、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービスの利用の促進を図るため、携帯電話インターネット接続業務提供事業者等の青少年確認義務、説明義務及び青少年有害情報フィルタリング有効化措置実施義務を新設するとともに、インターネット接続機器の製造事業者の義務の対象となる機器の範囲の拡大等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公職選挙法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成二十九年六月七日

提出者

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関

する特別委員長

竹本 直一

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案

農業災害補償法の一部を改正する法律案

公職選挙法

平成二十九年六月八日

衆議院会議録第三十二号

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四百二十二条第一項中「並びに第一号から第三号まで」及び「第五号から第七号までに規定する」を削り、同項第四号中「八千枚の下に」を「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 一万六千枚」を加え、同項第五号中「四千枚の下に」を「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 八千枚」を加え、同項第六号中「二千枚の下に」を「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 四千枚」を加え、同条第六項中「第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで」を「第一項並びに第三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同条第七項中「第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで並びに」を「第一項及び」に改め、同条第八項中「第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで」を「第一項」に改め、同条第九項中「第一項第一号から第三号まで及び第五号から第七号まで」を「第二項並びに第三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同条第十一項中「都道府県知事」を「都道府県の議員又は市長」に、「市長」を「市の議会の議員又は市長」に、「第五号及び第六号」を「から第六号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成三十一年三月一日から施行する。

(適用区分)

2 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を告示される都道府県又は市の議会の議員の選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を告示された都道府県又は市の議会の議員の選挙については、なお従前の例による。

理由

都道府県又は市の議会の議員の選挙において、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、候補者が選挙運動のためのビラを頒布することができるとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業災害補償法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十九年三月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

農業災害補償法の一部を改正する法律

農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

農業保険法

目次

第一章 総則(第一条―第十九条)

第二章 農業共済団体の組織

第一節 組合員(第二十条―第二十五条)

第二節 設立(第二十六条―第三十六条)

第三節 管理(第三十七条―第六十四条)

第四節 解散及び清算(第六十五条―第九十条)

第五章 特定合併及び事業譲渡(第九十一条―第九十六条)

第三章 農業共済事業等

第一節 農業共済事業

第一款 通則(第九十七条―第一百三十四条)

第二款 農作物共済(第一百三十五条―第一百三十九条)

第三款 家畜共済(第一百四十条―第一百四十六条)

第四款 果樹共済(第四百七条—第四百五十一條)	もつて農業の健全な発展に資することを目的とする。	の組合員、第二十條第四項の規定による全国連合会(全国の区域をその区域とする農業共済組合連合会をいう。以下同じ)の組合員又は第七百七条第一項に規定する共済事業を行う市町村との間に当該共済事業に係る共済関係の存する者(以下「組合員等」という)の支払うべき共済掛金のうち、当該組合員等に係る共済金額に、当該組合員等に係る第七百三十七條第一項の基準共済掛金率を乗じて得た金額の二分の一に相当する金額を負担する。	「第五十三條の二第四項の特定組合」を「第七十三條第四項に規定する特定組合及び全国連合会」に、「属する農業共済組合連合会」を「属する都道府県連合会(全国連合会以外の農業共済組合連合会をいう。以下同じ)」に、「当該農業共済組合連合会」を「当該都道府県連合会」に改め、同条第三項中「第五十三條の二第四項の特定組合」を「第七十三條第四項に規定する特定組合又は全国連合会」に改め、「当該特定組合」の下に「又は全国連合会」を加え、同条を第十一條とする。
第五款 畑作物共済(第四百五十二條—第四百五十六條)	第二條に見出しとして「(農業共済)」を付し、同条中「農業災害補償は、農業共済組合」を「農業共済組合若しくは農業共済組合連合会」に、「共済事業、農業共済組合連合会」の行う保険事業を、農業共済事業若しくは農業共済責任保険事業又は農業経営収入保険事業に改める。	第十二條第二項中「第六百六條第一項第一号の農作物共済の共済目的の種類等」と及び第七百七条第一項の農作物共済の共済事故等による種別」とを「第六百三十七條第一項に規定する共済目的の種類」とに、「その者が組合員となつて共済事業に係る同項の農作物共済掛金率及びその農業共済組合又は市町村に係る」を「当該組合員等に係る第七百三十七條第一項の基準共済掛金率及び」に改め、同条第三項中「第六百六條第一項第一号の農作物共済の共済目的の種類等」と及び第七百七条第一項の農作物共済の共済事故等による種別」とに、「農業共済組合又は第八十五條の六第一項の共済事業を行う市町村(以下組合等と総称する。以下に「組合等」という。以下に改め、同条第二項中「第六百七条第一項の農作物共済掛金率をそれぞれ次表を」第六百三十七條第一項に規定する共済掛金率区分」とに、同条第二項の共済掛金標準率を次の表に、「各級に区分して通次に当該を」部分に区分し、それぞれ同表の「に、農作物共済掛金率」を「共済掛金標準率」に改め、「商に相当する」を削り、同条を第十條とする。	「第五十三條の二」に見出しとして「(新規開田地等)」を付し、同条第一項本文中「新規開田地等」を「新規開田地等」に、「行なう」を「行なう」に、「第十五條第一項第一号及び第十六條第二項ただし書」を「第二十條第一項第一号に、かんがみ」を「鑑み」に改め、同項ただし書中「都道府県知事」を「行政庁」に、「やむをえない」を「やむを得ない」に、「行なう」を「行なう」に改め、同項第二号中「行なわれた」を「行われた」に改め、同条第二項中「第四條又は第四條の二第三項の場合において、これら」を「第六百三十五條」に、「都道府県知事」を「行政庁」に、「すべてを」を「かんがみ」を「鑑み」に、「は、存しないものとする」を「を」を成立させてはならない」に改め、同条を附則第二條とする。
第六款 園芸施設共済(第四百五十七條—第四百六十一條)	第三條に見出しとして「(法人格)」を付し、同条中「農業共済団体」を「農業共済団体」に改める。	第十三條に見出しとして「(共済掛金の交付の方法)」を付し、同条第一項中「が組合等」を「が農業共済組合、第六百条第一項から第三項までの規定により共済事業を行う全国連合会又は第七百七条第一項に規定する共済事業を行う市町村(以下「組合等」という。以下に改め、同条第二項中「第六百七条第一項に規定する共済事業を行う市町村」	「第五十三條の二」に見出しとして「(家畜共済の共済掛金の負担)」を付し、同条中「うち、牛若しくは牛の胎児又は馬に係るものにあつてはその二分の一、」を「二分の一(に、その五分の二を、五分の二)に改め、同条を第十二條とする。
第七款 任意共済(第四百六十二條—第四百六十三條)	第四條に見出しとして「(名称)」を付し、同条中「なる」を「という」に改める。	第十三條の二に見出しとして「(家畜共済の共済掛金の負担)」を付し、同条中「うち、牛若しくは牛の胎児又は馬に係るものにあつてはその二分の一、」を「二分の一(に、その五分の二を、五分の二)に改め、同条を第十二條とする。	「第五十三條の二」に見出しとして「(家畜共済の共済掛金の負担)」を付し、同条中「うち、牛若しくは牛の胎児又は馬に係るものにあつてはその二分の一、」を「二分の一(に、その五分の二を、五分の二)に改め、同条を第十二條とする。
第二章 農業共済責任保険事業(第四百六十四條—第四百七十四條)	第五條に見出しとして「(区域)」を付し、同条第一項中「第五十三條の二第四項の」を「第七十三條第四項に規定する」に、「の特定組合にあつては」を「に規定する特定組合にあつては」又は「二以上の」に改め、同条第二項中「都道府県」の下に「又は全国」を加える。	第十三條の二に見出しとして「(家畜共済の共済掛金の負担)」を付し、同条中「うち、牛若しくは牛の胎児又は馬に係るものにあつてはその二分の一、」を「二分の一(に、その五分の二を、五分の二)に改め、同条を第十二條とする。	「第五十三條の二」に見出しとして「(家畜共済の共済掛金の負担)」を付し、同条中「うち、牛若しくは牛の胎児又は馬に係るものにあつてはその二分の一、」を「二分の一(に、その五分の二を、五分の二)に改め、同条を第十二條とする。
第三章 農業経営収入保険事業に係る再保険事業(第四百七十五條—第四百九十九條)	第六條に見出しとして「(住所)」を付する。	第十三條の二に見出しとして「(家畜共済の共済掛金の負担)」を付し、同条中「うち、牛若しくは牛の胎児又は馬に係るものにあつてはその二分の一、」を「二分の一(に、その五分の二を、五分の二)に改め、同条を第十二條とする。	「第五十三條の二」に見出しとして「(家畜共済の共済掛金の負担)」を付し、同条中「うち、牛若しくは牛の胎児又は馬に係るものにあつてはその二分の一、」を「二分の一(に、その五分の二を、五分の二)に改め、同条を第十二條とする。
第四章 政府の再保険事業等	第七條に見出しとして「(登記)」を付し、同条中「この法律を」前項に、「これを以て」を、「これを」もつて」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。	第十三條の二に見出しとして「(家畜共済の共済掛金の負担)」を付し、同条中「うち、牛若しくは牛の胎児又は馬に係るものにあつてはその二分の一、」を「二分の一(に、その五分の二を、五分の二)に改め、同条を第十二條とする。	「第五十三條の二」に見出しとして「(家畜共済の共済掛金の負担)」を付し、同条中「うち、牛若しくは牛の胎児又は馬に係るものにあつてはその二分の一、」を「二分の一(に、その五分の二を、五分の二)に改め、同条を第十二條とする。
第五章 農業共済責任保険事業に係る再保険事業(第四百九十九條—第五百三十三條)	第八條に見出しとして「(事業年度)」を付する。	第十三條の二に見出しとして「(家畜共済の共済掛金の負担)」を付し、同条中「うち、牛若しくは牛の胎児又は馬に係るものにあつてはその二分の一、」を「二分の一(に、その五分の二を、五分の二)に改め、同条を第十二條とする。	「第五十三條の二」に見出しとして「(家畜共済の共済掛金の負担)」を付し、同条中「うち、牛若しくは牛の胎児又は馬に係るものにあつてはその二分の一、」を「二分の一(に、その五分の二を、五分の二)に改め、同条を第十二條とする。
第六章 監督(第五百三十四條—第五百三十七條)	第九條及び第十條を削る。	第十三條の二に見出しとして「(家畜共済の共済掛金の負担)」を付し、同条中「うち、牛若しくは牛の胎児又は馬に係るものにあつてはその二分の一、」を「二分の一(に、その五分の二を、五分の二)に改め、同条を第十二條とする。	「第五十三條の二」に見出しとして「(家畜共済の共済掛金の負担)」を付し、同条中「うち、牛若しくは牛の胎児又は馬に係るものにあつてはその二分の一、」を「二分の一(に、その五分の二を、五分の二)に改め、同条を第十二條とする。
第七章 独立行政法人農林漁業信用基金の農業保険関係業務(第五百三十四條—第五百三十七條)	第十條に見出しとして「(印紙税の非課税)」を付し、同条中「農業災害補償」を「農業共済」に改め、同条を第九條とする。	第十三條の二に見出しとして「(家畜共済の共済掛金の負担)」を付し、同条中「うち、牛若しくは牛の胎児又は馬に係るものにあつてはその二分の一、」を「二分の一(に、その五分の二を、五分の二)に改め、同条を第十二條とする。	「第五十三條の二」に見出しとして「(家畜共済の共済掛金の負担)」を付し、同条中「うち、牛若しくは牛の胎児又は馬に係るものにあつてはその二分の一、」を「二分の一(に、その五分の二を、五分の二)に改め、同条を第十二條とする。
第八章 補則(第五百三十一條—第五百三十七條)	第十一條に見出しとして「(農作物共済の共済掛金の負担)」を付し、同条第一項を次のように改める。	第十三條の二に見出しとして「(家畜共済の共済掛金の負担)」を付し、同条中「うち、牛若しくは牛の胎児又は馬に係るものにあつてはその二分の一、」を「二分の一(に、その五分の二を、五分の二)に改め、同条を第十二條とする。	「第五十三條の二」に見出しとして「(家畜共済の共済掛金の負担)」を付し、同条中「うち、牛若しくは牛の胎児又は馬に係るものにあつてはその二分の一、」を「二分の一(に、その五分の二を、五分の二)に改め、同条を第十二條とする。
第九章 罰則(第五百三十七條—第五百三十一條)	第十二條に見出しとして「(農作物共済の共済掛金の負担)」を付し、同条第一項を次のように改める。	第十三條の二に見出しとして「(家畜共済の共済掛金の負担)」を付し、同条中「うち、牛若しくは牛の胎児又は馬に係るものにあつてはその二分の一、」を「二分の一(に、その五分の二を、五分の二)に改め、同条を第十二條とする。	「第五十三條の二」に見出しとして「(家畜共済の共済掛金の負担)」を付し、同条中「うち、牛若しくは牛の胎児又は馬に係るものにあつてはその二分の一、」を「二分の一(に、その五分の二を、五分の二)に改め、同条を第十二條とする。
附則	第十三條に見出しとして「(農作物共済の共済掛金の負担)」を付し、同条第一項を次のように改める。	第十三條の二に見出しとして「(家畜共済の共済掛金の負担)」を付し、同条中「うち、牛若しくは牛の胎児又は馬に係るものにあつてはその二分の一、」を「二分の一(に、その五分の二を、五分の二)に改め、同条を第十二條とする。	「第五十三條の二」に見出しとして「(家畜共済の共済掛金の負担)」を付し、同条中「うち、牛若しくは牛の胎児又は馬に係るものにあつてはその二分の一、」を「二分の一(に、その五分の二を、五分の二)に改め、同条を第十二條とする。
第一条 この法律は、農業経営の安定を図るため、災害その他の不慮の事故によつて農業者が受けることのある損失を補填する共済の事業並びにこれらの事故及び農産物の需給の変動その他の事情によつて農業者が受けることのある農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険の事業を行う農業共済の制度を確立し、	第十四條に見出しとして「(農作物共済の共済掛金の負担)」を付し、同条第一項を次のように改める。	第十三條の二に見出しとして「(家畜共済の共済掛金の負担)」を付し、同条中「うち、牛若しくは牛の胎児又は馬に係るものにあつてはその二分の一、」を「二分の一(に、その五分の二を、五分の二)に改め、同条を第十二條とする。	「第五十三條の二」に見出しとして「(家畜共済の共済掛金の負担)」を付し、同条中「うち、牛若しくは牛の胎児又は馬に係るものにあつてはその二分の一、」を「二分の一(に、その五分の二を、五分の二)に改め、同条を第十二條とする。

林水産大臣が「つき第九十五条」を「つき第二百二十六条」に改め、「第九十二条において準用する場合を含む。」に改め、「第九十二条第一項において準用する第九十五条の規定による指示をした」を削り、「これらの」を「当該」に改め、同条第二項中「の定める」を「で定める」に改め、同条を附則第三条とする。

第二百五十条の三の二から第六十条までを削る。

第四百四十八条中「これを」を削り、本則中同条を第二百三十一条とする。

第四百四十七条中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条の次に次の一号を加える。

三 第七条第一項の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

第四百四十七條第四号中「第三十三條」を「第四十條」に改め、同条第五号中「第三十五條第一項、第三十六條第一項又は第三十七條」を「第四十八條第一項、第四十九條第一項又は第五十條」に改め、同条第六号中「第三十九條第一項若しくは第四十條第一項」を「第五十二條第一項若しくは第五十三條第一項」に、「第三十九條第二項若しくは第四十條第二項」を「第五十二條第二項若しくは第五十三條第二項」に改め、同条第七号中「第四十一條第四項(第四十五條第四項)を「第五十四條第四項(第六十一條第四項)に、「第四十二條の三第四項」を「第五十七條第四項」に改め、同条第十五号を削り、同条第十四号中「第九十一條(第九十三條第二項第一項)を「第二百二十一条(第二百二十二條)に改め、同条第十五号を削り、同条第十二号中「第五十五條の四第一項」を「第八十二條第一項」に改め、同条を同条第十四号とし、同条第十一号中「第五十五條の二第一項又は第五十五條の四第一項」を「第八十條第一項又は第八十二條第一項」に改め、同条を同条第十三号とし、同条第十号中「第五十五條の二第二項」を「第八十條

第一項に改め、同条を同条第十二号とし、同条第九号中「第五十五條又は第五十七條に掲げる」を「第七十九條又は第八十五條に規定する」に改め、同条を同条第十一号とし、同条第八号中「第四十九條又は第五十條第二項」を「第六十八條又は第六十九條第二項(これらの規定を第九十三條及び第九十四條第三項において準用する場合を含む。)」に、「農業共済組合の合併」を「合併又は事業譲渡」に改め、同条を同条第十号とし、同条第七号の二中「第四十三條第四項」を「第五十八條第四項」に改め、同条を同条第八号とし、同条の次に次の一号を加える。

九 第六十二條から第六十四條までの規定に違反したとき。

第四百四十七條第十六号を削り、同条第十七号中「第四百四十二條の五」を「第二百三十條」に改め、同条を同条第十六号とし、同条第十八号を同条第十七号とし、同条を第二百三十條とし、同条の前に次の一号を加える。

第二百二十九條 農業共済団体又は受託者の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その農業共済団体の業務又は受託者の受託した業務に關して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その農業共済団体又は受託者に対して、同条の刑を科する。

第四百四十六條第一項中「第四百四十二條の二」を「第二百八條」に、「同条、第四百四十二條の三若しくは第四百四十二條の四」を「第二百九條第一項から第三項まで」に、「これを二十万円」を「五十万円」に改め、同条第二項を削り、同条を第二百二十八條とし、第七章中同条の前に次の一号を加える。

第二百二十七條 第八十九條第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第七章を第九章とする。

第四百四十五條の三に見出しとして「事務の区分」を付し、同条中「第八十五條第四項(第八十五條の七において準用する場合を含む。)、第三百三十一條第一項及び第四百四十三條の二第二項」を「第七十一條第一項及び第二百二十二條第二項」に改め、「地方自治法の下に(昭和二十二年法律第六十七號)」を加え、第六章中同条を第二百二十五條とし、同条の次に次の一号を加える。

(農林水産省令への委任)
第二百二十六條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第四百四十五條の二に見出しとして「(行政庁)を付し、同条中「第二章及び第五章の二」を「この法律に、「第五十三條及び第五十三條の二第一項」を第七十二條及び第七十三條第一項に、「組合等を農業共済組合(都道府県の区域を超える区域をその区域とするものを除く。)及び共済事業を行う市町村」に、「農業共済組合連合会」を「第二百二十九條第一項の規定による検査に關する事項については、都道府県知事の要請があり、かつ、農林水産大臣が必要であると認める場合には、農林水産大臣及び都道府県知事、その他の農業共済団体」に改め、同条を第二百二十四條とする。

第四百四十五條を削る。

第四百四十四條に見出しとして「(農漁業保險審査會)を付し、同条第二項中「第四百四十一條第一項(第四百四十二條)を「第九十八條第一項(第二百三十一條及び第二百三十七條)に改め、同条を第二百二十三條とする。

第四百四十三條の二に見出しとして「(都道府県農業共済保險審査會)を付し、同条第一項ただし書中「農業共済組合連合會」を「都道府県連合會」に改め、同条第二項中「第三百三十一條第一項」を「第七十一條第一項」に改め、同項第二号中「(政府と特定組合との間に存する保險關係に係るものを除く。)」を「(うち都道府県の区域の全部又は一部を

その区域とする農業共済団体等が行う共済事業又は保險事業に係るもの」に改め、同条を第二百二十二條とする。

第四百四十三條に見出しとして「(損害評價會)を付し、同条第一項中「農業共済組合連合會」を「都道府県連合會」に改め、同条第二項及び第三項中「共済規程等又は保險規程の」を「事業規程等」に改め、同条第四項中「の外」を「のほか」に改め、同条を第二百二十一條とする。

第六章を第八章とする。

第五章の三の章名中「農業災害補償關係業務」を「農業保險關係業務」に改める。

第四百四十二條の十四に見出しとして「(獨立行政法人農林漁業信用基金法の特例)を付し、同条中「農業災害補償關係業務」を「農業保險關係業務」に、「については」を「ついての」に改め、「第五條第六項」の下に、「第十六條第一項、第二十條第一項」を、「第二十三條第一項」の下に「の規定の適用については、同法第五條第六項を加え、農業災害補償法を農業保險法」と、同法第二十二條第二項及び第二十三條第一項中「第十五條各号に掲げる業務」とあるのは「第十五條各号に掲げる業務及び農業保險關係業務」に改め、第五章の三中同条を第二百二十條とする。

第四百四十二條の十三に見出しとして「(財務大臣との協議)を付し、同条第一号中「第四百四十二條の九第一項の指定をしよう」を「第二百十五條第一項の農林水産省令を定めよう」に改め、同条第二号中「農業災害補償關係業務」を「農業保險關係業務」に改め、同条を第二百十九條とする。

第四百四十二條の十二に見出しとして「(農業保險關係資金)を付し、同条第一項中「農業災害補償關係業務」を「農業保險關係業務」に、「農業災害補償關係資金」を「農業保險關係資金」に改め、同条第二項及び第三項中「農業災害補償關係資金」を「農業保險關係資金」に改め、同条を第二百十八條とする。

第四百二十二条の十一に見出しとして「(区分経理)」を付し、同条中「農業災害補償関係業務」を「農業保険関係業務」に、「農業災害補償関係勘定」を「農業保険関係勘定」に改め、同条を第二百七条とする。

第四百二十二条の十に見出しとして「(貸付金等の使用)」を付し、同条第一項中「農業共済組合連合会又は組合等」を「農業共済団体等」に改め、「資金」の下に「(次項において「貸付金」という。)」を加え、「又は園芸施設共済に係る保険金又は共済金の支払」を「若しくは園芸施設共済若しくは農業経営収入保険に係る共済金若しくは保険金の支払又は第二百七十五条第二項第二号の資金の貸付け」に改め、同条第二項中「農業共済組合連合会又は組合等」を「農業共済団体等」に、「同項の資金又は」を「貸付金又は同項の」に改め、同条を第二百十六条とする。

第四百二十二条の九に見出しとして「(業務の委託)」を付し、同条第一項中「農業災害補償関係業務」を「農業保険関係業務」に、「農林水産大臣の指定する」を「農林水産省令で定める」に改め、同条第二項中「組合等」を「農業共済団体等」に改め、同条第四項中、第二百二十一条の規定による保険事業及び第二百三十二条の二第一項の規定による共済事業のほかを削り、同条を第二百十五条とする。

第四百二十二条の八に見出しとして「(独立行政法人農林漁業信用基金の業務)」を付し、同条第一項中「農業共済組合連合会が行う保険事業及び組合等が行う共済事業」を「農業共済団体等が行う共済事業及び保険事業」に、「係る保険金又は共済金の支払に必要な」を「必要な」に改め、同条第一号中「農業共済組合連合会又は組合等」を「農業共済団体等」に、「保険金又は共済金」を「共済金又は保険金」に改め、同条第三号中「前二号の」を「前各号に掲げる」に改め、同条を同項第五号とし、同条第二号中「農業共済組合連合会又は組合等」を「農業共済団体等」に改め、同条を同項第三号まで」に改め、

共済団体等」に、「保険金又は共済金」を「共済金又は保険金」に改め、同条を同項第三号とし、同条の次に次の一号を加える。

四 全国連合会が農業経営収入保険に係る保険金の支払又は第二百七十五条第二項第二号の資金の貸付けに關して金融機関に対し負担する債務の保証

第四百二十二条の八第一項第一号の次に次の一号を加える。

二 全国連合会が農業経営収入保険に係る保険金の支払又は第二百七十五条第二項第二号の資金の貸付けに關して必要とする資金の貸付け

第四百二十二条の八第二項中「農業共済組合連合会又は組合等」を「農業共済団体等」に改め、同条を第二百十四条とする。

第五章の三を第七章とする。

第四百二十二条の七に見出しとして「(決議等の取消し)」を付し、同条中「基いて」を「基づいて」に、「箇月」を「月」に、「取消」を「取消し」に改め、第五章の二中間条を第二百十三条とする。

第四百二十二条の六に見出しとして「(役員の変更等の命令)」を付し、同条第一項及び第三項中「第四百二十二条の五」を「第二百十條」に改め、同条を第二百十二条とする。

第四百二十二条の五の二に見出しとして「(必要な措置等の指示)」を付し、同条第一項中「第四百二十二条の二」を「第二百八条」に、「徴し」を「求め」に、「同条若しくは第四百二十二条の三」を「第二百九条第一項若しくは第二項」に、「当該共済事業に係る」を「又は受託者の」に改め、「当該市町村」の下に「又は当該受託者に業務を委託した共済事業を行う市町村」を加え、「採るべき」を「とるべき」に改め、同条を第二百十一條とする。

第四百二十二条の五に見出しとして「(必要な措置等の命令)」を付し、同条第一項中「第四百二十二条の二」を「第二百八条」に、「徴し、又は前三条を「求め、又は前条第一項から第三項まで」に改め、

「農業共済団体」の下に「又は受託者」を加え、「定款又は共済規程若しくは保険規程」を「又は定款等」に改め、「当該農業共済団体」の下に「又は当該受託者に業務を委託した農業共済団体」を加え、「採るべき」を「とるべき」に改め、同条を第二百十條とする。

第四百二十二条の四に見出しとして「(検査)」を付し、同条中「農業共済団体」の下に「又は受託者」を加え、「定款又は共済規程若しくは保険規程」を「又は定款等」に改め、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

行政庁は、農業共済団体等が法令、法令に基づいて行政庁の処分又は定款等若しくは共済事業の実施に關する条例を守つていゝかどうかを知るために必要があるときは、農業共済団体等又は受託者の業務又は会計の状況を検査することができる。

行政庁は、農業共済団体等の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査しなければならない。

第四百二十二条の四に次の二項を加える。

前三項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第一項から第三項までの規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四百二十二条の四を第二百九条とする。

第四百二十二条の三を削る。

第四百二十二条の二に見出しとして「(報告)」を付し、同条中「組合等又は農業共済組合連合会」を「農業共済団体又は共済事業を行う市町村(以下「農業共済団体等」という。)」に、「定款又は共済規程等若しくは保険規程」を「又は定款等若しくは共済事業の実施に關する条例」に、「組合等若しくは農業共済組合連合会からその業務若しくは」を「農業共済団体等又は受託者(第四百十四條第一項又は

は第二百八十八条第一項の規定により農業共済団体等から業務の委託を受けた者をいう。以下同じ。」「若しくは会計。以下この条及び次条において」を「又は会計に、受託者にあつてはその委託された業務又はこれに係る会計に限る。以下に、」徴し、又は組合等若しくは農業共済組合連合会の業務若しくは会計の状況を検査する」を「求める」に改め、同条を第二百八条とする。

第五章の二を第六章とする。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 政府の再保険事業等

第二節 農業共済事業に係る保険事業

第四百二十二条に見出しとして「(準用)」を付し、同条中「第二百九条第三号及び第三百七条の二から第四百一条の二まで」を「第二百七条(第三号に係る部分に限る。及び第四百九十四條から第四百九十九條まで)」に改め、後段を次のように改める。

この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

第五章第二節中第四百二十二条を第二百三条とする。

第四百四十一条の五から第四百四十一条の七までを削る。

第四百四十一条の四に見出しとして「(保険関係の成立)」を付し、同条第一項中「特定組合を(特定組合等」に、「に農作物共済」を「に第九十七條第一項第一号から第五号までに掲げる共済事業」に、「共済目的の種類」と及び「農作物共済の共済事故等による種別」とを「政令で定めるところにより」に改め、「当該共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき」を削り、同条第二項から第五項までを削り、同条を第二百一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(保険金額等)

第二百二条 前条の保険関係に係る保険金額、保険料及び保険金に關し必要な事項は、政令で定める。

第四百四十一条の三に見出しとして「政府の保険事業」を付し、同条中「が第八十三条第一項第一号及び第三号から第六号まで」を「又は全国連合会(次条において「特定組合等」という。)が第九十七条第一項第一号から第五号まで」に改め、同条を第二百条とする。

第五章第一節の節名を次のように改める。

第一節 農業共済責任保険事業に係る再保険事業

第四百四十一条の二に見出しとして「(準用)」を付し、同条中「政府」を「この節の規定による政府」に、「第八十七条の二第六項及び第八十八条から第九十条まで」を「第九十九条及び第二百二十条」に改め、後段を次のように改める。

この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五章第一節中第四百四十一条の二を第九十九条とする。

第四百四十一条に見出しとして「(審査の申立て)」を付し、同条第一項中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に改め、同条第二項中「第三十一条第二項」を「第七十一条第二項」に改め、同条を第九十九条とする。

第四百四十条に見出しとして「(免責事由)」を付し、同条中「の定める」を「定める」に、「責め」を「責任」に改め、同条第一号中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に、「保険規程」を「事業規程」に改め、同条第二号及び第三号中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に改め、同条第四号中「農業共済組合連合会が第九十八条又は前条」を「都道府県連合会が前二条」に改め、同条を第九十九条とする。

第三百三十九条中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に、「の定める」を「定める」に、「そ

の」を「その」に改め、同条を第九十九条とする。

第三百三十八条中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に、「の定める」を「定める」に改め、同条を第九十九条とし、同条の前に見出しとして「(通知義務)」を付する。

第三百三十七条の二に見出しとして「(再保険料の分割支払)」を付し、同条中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に、「保険規程」を「事業規程」に、「の定める」を「定める」に改め、同条を第九十九条とする。

第三百三十五条から第三百三十七条までを削る。

第三百三十四条に見出しとして「(再保険関係の成立)」を付し、同条第一項中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に、「に農作物共済」を「に第九十七条第一項第一号から第五号までに掲げる共済事業」に、「共済目的の種類ごと及び農作物共済の共済事故等による種別ごと」を「政令で定めるところにより」に改め、「当該保険関係に係る保険責任を一体としてこれにつき」を削り、同条第二項から第四項までを削り、同条を第九十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(再保険金額等)
第九十九条 前条の再保険関係に係る再保険金額、再保険料及び再保険金に關し必要な事項は、政令で定める。

第三百三十三条に見出しとして「(政府の再保険事業)」を付し、同条中「農業共済組合連合会が農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済」を「都道府県連合会が第九十七条第一項第一号から第五号までに掲げる共済事業」に改め、同条を第九十九条とする。

第五章に次の一節を加える。

第三節 農業経営収入保険事業に係る再保険事業

(政府の再保険事業)
第二百四十四条 政府は、全国連合会が農業経営収入

保険によつて被保険者に対して負う保険責任を再保険するものとする。

(再保険関係の成立)

第二百五条 全国連合会と保険資格者との間に農業経営収入保険の保険関係が存するときは、政令で定めるところにより、政府と全国連合会との間に、農業経営収入保険に係る再保険事業の再保険関係が存するものとする。

(再保険金額等)

第二百六条 前条の再保険関係に係る再保険金額、再保険料及び再保険金に關し必要な事項は、政令で定める。

(準用)

第二百七条 この節の規定による政府の再保険事業には、第二百二十条、第七十条(第三号に係る部分に限る。)及び第九十四条から第九十八条まで並びに保険法第十一条及び第九十五条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四章 農業経営収入保険事業

(農業経営収入保険事業)

第二百七十五条 全国連合会は、農業経営収入保険事業を行うことができる。

農業経営収入保険事業は、次に掲げる事業とする。

一 被保険者の農業収入の減少について、当該被保険者に対し保険金(第八十二条第一項の特約をした場合にあつては、同項第二号の特約補填金を含む。次号及び第八十六条において同じ。)を交付する事業

二 前号に掲げる事業の被保険者で保険金の支払が見込まれるものに對し、その見込額の範囲内で、当該被保険者の農業経営の安定に必要な資金を貸し付ける事業

(保険資格者)
第二百七十六条 全国連合会との間に農業経営収入

保険の保険関係を成立させることができる者は、農業を営む者であつて、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの(以下「保険資格者」という。)とする。

一 農林水産省令で定める期間を通じて所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二十一条第四十号に規定する青色申告書である同項第三十七号に規定する確定申告書を提出する個人(農林水産省令で定める基準に従い、農業の経営管理の合理化を図る上で必要な措置を講じている者に限る。)であること。

二 農林水産省令で定める期間を通じて法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二十三条第七号に規定する青色申告書である同条第三十一号に規定する確定申告書を提出する法人(農林水産省令で定める基準に従い、農業の経営管理の合理化を図る上で必要な措置を講じている者に限る。)であること。

三 農林水産省令で定める期間を通じて法人税法第二十三条第二十二号に規定する連結確定申告書を提出する同条第十二号の六の七に規定する連結親法人(当該連結親法人による同条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係にある同条第十二号の七に規定する連結子法人を含み、これらのうち農林水産省令で定める基準に従い、農業の経営管理の合理化を図る上で必要な措置を講じている者に限る。)であること。

前項の規定にかかわらず、保険期間において、組合等との間に、第九十七条第一項第一号から第五号までに掲げる共済事業(農林水産省令で定めるものを除く。)の共済関係の存する者その他農業収入の減少について補填を行う事業であつて農林水産省令で定めるものを利用する者は、保険資格者に該当しないものとする。

(保険関係の成立)

第二百七十七条 農業経営収入保険の保険関係は、

保険期間ごとに、保険資格者が、農林水産省令で定めるところにより、当該保険関係の成立について申し込み、全国連合会がこれを承諾することによつて、成立するものとする。

全国連合会は、前項の規定による申込みを受けたときは、当該申込みをした者が第八十七条において準用する保険法第三十条の規定により農業経営収入保険の保険関係を解除されたことがある者である場合その他の農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除いては、その承諾を拒んではならない。

(保険料の支払)

第七十八條 被保険者は、全国連合会との間に保険関係が成立したときは、農林水産省令で定める支払期限までに、事業規程で定めるところにより、保険料を全国連合会に支払わなければならない。

(保険金額)

第七十九條 農業経営収入保険の保険金額は、保険限度額を超えない範囲内において農林水産省令で定めるところにより保険資格者が申し出た金額とする。

前項の保険限度額は、基準収入金額に農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額とする。

前項の基準収入金額は、保険資格者の農林水産省令で定める期間における農業収入金額及び保険期間中に見込まれる農業収入金額を基礎として、農林水産省令で定めるところにより全国連合会が定める金額とする。

前項の農業収入金額(以下「農業収入金額」という。)は、対象農産物等(農作物、家畜及び農産物並びに農産物に簡易な加工を施したものとして農林水産省令で定めるものをいい、他の農業者が生産したもののその他の農林水産省令で定めるものを除く。以下同じ。)に係る収入金額として農林水産省令で定めるところにより算出した金額とする。

被保険者が生産する対象農産物等の種類の変更その他農林水産省令で定める事由がある場合は、保険期間の中途においても、農林水産省令で定めるところにより、第一項の保険限度額及び保険金額を変更するものとする。

(保険料率)

第八十條 農業経営収入保険の保険料率は、保険事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて全国連合会が定める区分(次項において「危険段階」という。)ごとに、基準保険料率を下回らない範囲内において事業規程で定める。

前項の基準保険料率は、その率を危険段階ごとの保険金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率が保険料標準率に一致するように、全国連合会が危険段階ごとに定める。

前項の保険料標準率は、過去一定年間における被害率を基礎として、農林水産大臣が定める。

第二項の保険料標準率は、三年ごとに一般に改定する。

(保険金)

第八十一條 全国連合会は、被保険者の保険期間中の農業収入金額が第七十九條第一項の保険限度額に達しないときに、当該保険限度額と当該農業収入金額との差額に、保険金額の保険限度額に対する割合を乗じて得た金額を保険金として支払うものとする。

(特約)

第八十二條 農業経営収入保険の保険関係が成立する場合には、農林水産省令で定めるところにより、これと併せて次に掲げる内容の特約をすることができ、

一 被保険者が、農業収入の減少がその農業経営に及ぼす影響を緩和するための積立金を全国連合会に積み立てるものであること。
二 全国連合会が、被保険者の保険期間中の農

業収入金額が補填限度額に達しないときに、当該被保険者に対し、特約補填金を支払うものであること。

三 全国連合会が、保険期間の満了後、第一号の積立金(以下この条において「積立金」という。)の額に残余があるときは、その残余の額を当該被保険者に払い戻すものであること。

積立金は、その額、その積立ての方法その他の事項が、農林水産省令で定める基準に適合するものとする。

第一項第二号の補填限度額(次項において「補填限度額」という。)は、次に掲げる金額を合計して得た金額とする。

一 第七十九條第一項の保険限度額

二 第七十九條第二項の基準収入金額に、農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額(次項において「基準補填金額」という。)

第一項第二号の特約補填金(次項において「特約補填金」という。)の金額は、補填限度額と当該被保険者の保険期間中の農業収入金額との差額に、補填対象金額(基準補填金額の範囲内において、農林水産省令で定めるところにより被保険者が申し出た金額をいう。第一号において同じ。)の基準補填金額に対する割合を乗じて得た金額とする。ただし、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額を限度とする。

一 補填対象金額

二 積立金の額に四を乗じて得た金額

前項の場合において、特約補填金の金額のうち、その四分の一に相当する金額は積立金をもつて充て、その四分の三に相当する金額は第十八條の交付金をもつて充てるものとする。

保険期間の満了日の翌日に開始する保険期間において第一項の特約を継続する場合には、同項第三号の規定にかかわらず、積立金の残余の額を当該保険期間における積立金の全部又は一部に充てることができる。

(保険期間)

第八十三條 農業経営収入保険の保険期間は、課税期間その他の事情を考慮して農林水産省令で定める基準に従い事業規程で定める期間とする。

(死亡、解散等の場合の権利義務の承継)

第八十四條 被保険者が死亡し、又は合併により解散し、若しくは分割(農業経営収入保険の保険関係に係る農業経営の全部を承継させるものに限る。)をした場合には、その包括承継人は、全国連合会の承諾を受けて、農業経営収入保険の保険関係に関し被保険者の有していた権利義務を承継することができる。被保険者が、農林水産省令で定める方法により、農業経営収入保険の保険関係に係る農業経営の全部を一体として譲り渡した場合におけるその譲受人についても、同様とする。

全国連合会は、前項の包括承継人が第七十六條第一項各号に掲げる要件を満たしていないことその他の正当な理由がなければ、前項の承諾を拒むことができる。

(被保険者の遵守すべき事項)

第八十五條 全国連合会は、被保険者が、帳簿を備えて農作業の状況その他のその農業経営に関する事項を記入すべきこと、保険金額を変更すべき事由が生じた場合に全国連合会に通知すべきことその他の被保険者の遵守すべき事項として農林水産省令で定める事項を事業規程において定めなければならない。

(免責事由)

第八十六條 次の場合には、全国連合会は、保険金の全部又は一部につき、その支払の責任を免れることができる。

一 第七十七條第一項の規定による申込みをした被保険者が、当該申込みの際、当該申込みに係る農業収入金額に関する農林水産省令で定める重要な事実又は事項につき、悪意又

は重大な過失によつてこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき(全国連合会がこれを知つたとき、及び過失によつてこれを知らなかつたときを除く。)

二 被保険者が正当な理由がないのに保険料の払込みを遅滞したとき。

三 被保険者が前条の規定により事業規程で定められる被保険者の遵守すべき事項を遵守しなかつたとき。

四 被保険者が次条において準用する第二百二十五条第一項の規定による義務を怠つたとき。

五 被保険者が次条において準用する第二百二十六条の規定による指示に従わなかつたとき。

六 被保険者が次条において準用する第二百三十条(第一号を除く。)の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

七 その他政令で定める事由があるとき。

(準用)

第百八十七條 農業経営収入保険には、第百八十八條第一項及び第二項、第百二十條、第百二十五條から第百二十七條まで、第百二十九條、第百三十條(第一号を除く。)、第百三十一條第一項並びに第百三十二條第三項並びに保険法第四條、第六條、第十一條、第十七條第一項、第二十條、第二十一條、第二十五條、第二十七條、第二十八條、第三十條、第三十一條第一項及び第二項(第二号を除く。)、第三十二條(第一号に係る部分に限る。、並びに第九十五條の規定を準用する。この場合において、第百八十八條第一項中「賦課する」とあるのは「負担させる」と、同条第二項中「賦課金の賦課」とあるのは「事務費の負担」と、第百二十條中「賦課金」とあるのは「事務費」と、第百二十五條第一項中「共済目的について通常すべき管理その他損害防止」とあるのは「通常の農業者の行う農業経営に係る努力その他保険事故の発生防止」と、同条第二項中

「管理その他損害防止」とあるのは「努力その他保険事故の発生防止」と、第百二十六條及び第百二十七條中「損害防止」とあるのは「保険事故の発生防止」と、第百二十九條中「損害の防止」とあるのは「保険事故の発生防止又は保険事故」と、共済目的のある土地又は工作物」とあるのは「被保険者の事務所その他の施設」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(業務の委託)

第百八十八條 全国連合会は、農業経営収入保険事業に係る業務のうち、保険料の徴収に係るもの、資金の貸付けに係るもの(貸付けの決定を除く。その他農林水産省令で定めるものを次に掲げる者に委託することができる。

一 農業共済組合、都道府県連合会又は共済事業を行う市町村

二 農業協同組合又は農業協同組合連合会その他農林水産省令で定める金融機関

三 その他農林水産省令で定める法人

前項第一号に掲げる者は、同項の規定による委託を受けて同項に規定する業務を行うことができる。

第一項第二号に掲げる者は、農業協同組合法第十條の規定その他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受けて同項に規定する業務を行うことができる。

(秘密保持義務)

第百八十九條 全国連合会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、農業経営収入保険に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

前項の規定は、前条第一項の規定により委託を受けて行う農業経営収入保険に係る業務に従事する者又はこれらの者であつた者について準用する。

(連携及び技術的協力の確保等)

第百九十條 全国連合会は、農業経営収入保険事

業の効率的かつ円滑な実施を図るため、全国連合会の行う事業と同種の事業を行う者との連携及び技術的協力の確保に努めるものとする。

全国連合会は、農業経営収入保険事業の実施に關して必要があるときは、国、独立行政法人、地方公共団体及び対象農産物等の販売の事業を行う者その他の関係者に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 農業共済事業等

第百二十條の二十八に見出しとして「共済金を交付する事業」を付し、同条第一項中「第八十三條の規定による」を「第九十九條第一項又は第六項の規定により行う」に、「第八十四條第五項に掲げる」を「第九十八條第五項に規定する」に改め、同条第二項中「前項の」を「前三項の規定による」に、「第百十一條の四」を「第百十五條」に改め、「第十八條第二項」の下に、「第二十條」を加え、同条第一項の次に次の二項を加える。

都道府県連合会は、総会の議決を経て、その組合員たる農業共済組合、その組合員たる共済事業を行う市町村に係る共済資格者又は当該都道府県連合会の区域内に住所を有する農業協同組合若しくは農業協同組合連合会から共済掛金の支払を受け、第九十八條第五項に規定する損害と同種の損害について、共済金を交付する事業を行うことができる。

全国連合会は、第百條第一項から第三項までの規定により行う共済事業のほか、総会の議決を経て、特定区域内に住所を有する農業協同組合又は農業協同組合連合会から共済掛金の支払を受け、第九十八條第五項に規定する損害と同種の損害について、共済金を交付する事業を行うことができる。

第三章第七節中第百二十條の二十八を第百六十三條とする。

第百二十條の二十七を削る。

第百二十條の二十六に見出しとして「共済金額の最高額の制限」を付し、同条を第百六十二條とする。

第百二十條の二十五及び第三章第七節の節名を削る。

第百二十條の二十四に見出しとして「共済金」を付し、同条第一項中「超える」を「超えた」に改め、「に相当する金額」及び「当該組合員等」を削り、同条第二項中「の定める」を「で定める」に、「共済規程等」を「事業規程等」に改め、同条を第百六十一條とし、同条の次に次の款名を付する。

第七款 任意共済

第百二十條の二十三に見出しとして「共済掛金率」を付し、同条第一項を次のように改める。

園芸施設共済の共済掛金率は、特定園芸施設の種類その他の農林水産省令で定める共済関係の区分(以下この条において「共済掛金区分」という。)ごと及び危険段階ごとに、基準共済掛金率を下回らない範囲内において事業規程等で定める。

第百二十條の二十三第二項中「園芸施設基準共済掛金率は、施設区分ごと及び園芸施設共済の共済目的等による種別を「共済掛金標準率は、共済掛金区分」に、「農林水産省令で定める」を「過去」に改め、「地域別の」及び「当該地域別に」を削り、同条第四項中「第一項の園芸施設基準共済掛金率」を「第二項の共済掛金標準率」に改め、同条第三項を削り、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の基準共済掛金率は、その率を危険段階ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率が共済掛金標準率に一致するように、組合等が共済掛金区分ごと及び危険段階ごとに定める。

第百二十條の二十三を第百六十條とする。

第百二十條の二十二に見出しとして「共済金額」を付し、同条第一項中「共済規程等で定め

る最低割合を乗じて得た金額を下らず、共済価額の百分の八十を削り、「共済規程等の」を「農林水産省令で」に改め、「農業共済組合の」を削り、「園芸施設共済資格者」を「共済資格者」に改め、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「農林水産大臣が定める準則に従ひ」及び「共済責任期間開始の時に」を削り、「勸業して」の下に「農林水産省令で定めるところにより」を加え、同条第二項を削り、同条を第百五十九条とする。

第百二十条の二十一に見出しとして「(共済責任期間)」を付し、同条中「共済規程等の」を「事業規程等で」に改め、同条ただし書中「ただし」の下に「農林水産省令で定めるところを加え、共済規程等を」事業規程等に」に改め、同条を第百五十八条とする。

第百二十条の二十及び第百二十条の二十の二を削る。

第百二十条の十九に見出しとして「(共済関係の成立)」を付し、同条第一項中「農業共済組合の組合員又は次条の園芸施設共済資格者が、その者が所有し」を「組合員又は共済資格者が、事業規程等で定めるところにより、その所有し」に改め、同条第二項を次のように改める。

組合員又は共済資格者が特定園芸施設の所有者である場合における当該特定園芸施設についての前項の規定の適用については、同項中「所有し、又は管理する特定園芸施設を」とあるのは、「所有する特定園芸施設(園芸施設共済の共済関係を成立させないことを相当とする農林水産省令で定める事由に該当するもの及び園芸施設共済に付されたものを除く)の全てを」とする。

第百二十条の十九を第百五十七条とする。

第百二十条の十五から第百二十条の十八まで及び第三章第六節の節名を削る。

第百二十条の十四に見出しとして「(共済金額)」

を付し、同条第一項を次のように改める。

畑作物共済の共済金額は、共済目的の種類(農林水産大臣が特定の共済目的の種類につき品種、栽培方法、蜜期等に応じて区分を定めたときは、その共済目的の種類については、その定めた区分。以下この款において同じ。)ごとに、次に掲げるいずれかの金額とする。

一 当該共済目的の種類に係る基準収穫量(蜜蘭にあつては、基準収穫量)に農林水産省令で定める割合を乗じて得た数量に、単位当たり共済金額を乗じて得た金額

二 当該共済目的の種類に係る共済限度額を超えない範囲内において農林水産省令で定めるところにより組合員又は共済資格者が申し出た金額

第百二十条の十四第二項中「前項各号」を「前項第一号の基準収穫量及び基準収穫量は、組合員又は共済資格者ごとに、農林水産省令で定めるところにより組合員等が定める数量とし、同号」に、「畑作物共済の共済目的の種類等」と及び「農林水産大臣が定める地域ごとに、当該畑作物共済の共済目的の種類等」を「共済目的の種類」に改め、「農林水産大臣が定める二以上の金額につき」を削り、「組合員又は共済規程等で定めるところ」を「組合員又は共済資格者が申し出た」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

第一項第二号の共済限度額は、基準生産金額に農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額とする。

前項の基準生産金額は、組合員又は共済資格者ごとに、過去一定年間に於いて収穫され、又は収穫された共済目的の種類ごとの農作物又は蜜蘭の生産金額(当該農作物又は蜜蘭に係る収入金額で農林水産省令で定めるものを含む。第百五十五条第二項において同じ。)を基礎として、農林水産省令で定めるところにより組合員等が定める金額とする。

第百二十条の十四を第百五十三条とし、同条の次に次の三条及び款名を加える。

(共済掛金率)

第百五十四条 畑作物共済の共済掛金率は、共済目的の種類その他の農林水産省令で定める共済関係の区分(以下この条において「共済掛金区分」という。)ごと及び危険段階ごとに、基準共済掛金率を下回らない範囲内において事業規程等で定める。

前項の基準共済掛金率は、その率を危険段階ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率が共済掛金標準率に一致するように、組合員等が共済掛金区分ごと及び危険段階ごとに定める。

前項の共済掛金標準率は、共済掛金区分ごとに、過去一定年間に於ける被害率を基礎として、農林水産大臣が定める。

第二項の共済掛金標準率は、三年ごとに一般に改定する。

(共済金)

第百五十五条 組合等は、第百五十三条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済については、共済目的の種類ごとに、共済事故による農作物又は蜜蘭の減収量が農林水産省令で定める数量を超えた場合に、その超えた部分の数量に同号の単位当たり共済金額を乗じて得た金額を共済金として支払うものとする。

組合等は、第百五十三条第一項第二号に掲げる金額を共済金額とする畑作物共済については、共済目的の種類ごとに、共済事故による農作物又は蜜蘭の減収又は品質の低下(これらのうち農林水産省令で定めるものに限る。)がある場合において、その年産の農作物又は蜜蘭の生産金額が同号の共済限度額に達しないときに、当該共済限度額と当該生産金額との差額に、共済金額の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額を共済金として支払うものとする。

第一項の減収量は、第百五十三条第一項第一号の基準収穫量又は基準収穫量及びその年産の農作物の収穫量又は蜜蘭の収穫量を基礎として、農林水産省令で定めるところにより算定するものとする。

(共済責任期間)

第百五十六条 畑作物共済の共済責任期間は、共済目的の種類たる農作物又は桑の発芽期、共済事故の発生態様その他の事情を考慮して農林水産省令で定める基準に従ひ事業規程等で定める期間とする。

第六款 園芸施設共済

第百二十条の十三を削る。

第百二十条の十二に見出しとして「(共済関係の成立)」を付し、同条第一項中「農業共済組合の組合員又は次条の畑作物共済資格者が、その者」を「組合員又は共済資格者が、事業規程等で定めるところにより、当該組合員又は共済資格者」に、「第八十四条第一項第六号の」を「畑作物共済の共済目的たる」に、「で、組合等が現に行っている畑作物共済においてその共済目的の種類として」を「次に掲げる農作物又は蜜蘭を除く。以下この条において「対象農作物等」という。のすべてを組合等の」を「(畑作物共済の共済関係を成立させないことを相当とする農林水産省令で定める事由に該当するものを除く)の全てを」に改め、各号を削り、同条第三項中「共済規程等で対象農作物等」を「事業規程等で畑作物共済の共済目的たる農作物又は蜜蘭」に、「ときは、当該対象農作物等について」を「場合における」に、「すべての種類の対象農作物等について」を「共済目的の種類ごと」に改め、「に、当該区分に係る対象農作物等のすべてについて」を削り、同条第二項を削り、同条を第百五十二条とする。

第百二十条の十、第百二十条の十一及び第三章第五節の節名を削る。

第百二十条の九に見出しとして「(共済責任期間)」を付し、同条第一号を次のように改める。

第百二十条の九第二号中「共済規程等」を「事業規程等」に改め、同条を第百五十一条とし、同条の次に次の款名を付する。

第二百十條の八に見出しとして「共済金」を付し、同條第一項を次のように改める。

組合等は、第四百八十八条第一項第一号に掲げる金額を共済金額とする收穫共済については、收穫共済の共済目的の種類ごとに、共済事故による果実の減収量が農林水産省令で定める数量を超えた場合に、共済金額に、当該減収量の基準收穫量に対する割合に応じて農林水産省令で定める率を乗じて得た金額を共済金として支払うものとする。

第百二十条の八第三項中「特定収穫共済については、収穫共済の共済目的の種類等」と及び組合員等ごとに、第八十四条第一項第四号に規定する」を「第百四十八条第一項第二号に掲げる金額を

共済金額とする收穫共済については、收穫共済の共済目的の種類ごとに、共済事故によるに改め、「低下」の下に「これらのうち」を加え、「第九十八条の二の準則に従ひ認定された当該組合員等の当該收穫共済の共済目的の種類等に係る」を削り、「その特定收穫共済限度額に」を同号の共済限度額に」に、「その特定收穫共済限度額から当該生産金額を差し引いて得た金額を」を「当該共済限度額と当該生産金額との差額に」、「特定收穫共済限度額に対する」を「共済限度額に対する」に改め、「に相当する金額」及び「当該組合員等に」を削り、同条第四項中「及び第二項」を「の減収量は、農林水産省令で定めるところにより算定するものとし、同項」に、「組合等が第百二十条の六第三項の規定により定められた」を「第百四十八条第一項第

第四百十八条第五項の規定により細区分が定

められた收穫共済の共済目的の種類についての第一項の規定の適用については、同項中「果実の減収量」とあるのは、收穫共済の共済目的の種類の細区分ごとの果実の減収量にそれぞれ当該細区分に係る果実の単位当たり価額を乗じて得た金額の合計金額」と、「数量」とあるのは「金額」と、「減収量の基準收穫量」とあるのは、合計金額の基準收穫金額（当該細区分ごとの果実の基準收穫量にそれぞれ当該細区分に係る果実の単位当たり価額を乗じて得た金額の合計金額をいう。）に等しい。

第二百十條の八第六項中「樹体共済の共済目的の種類等」と及び組合員等」とを「樹体共済の共済目的の種類等」に改め、「に相当する金額」及び「当該組合員等に」を削り、同条第七項中の定める」を「で定める」に、「共済規程等」を「事業規程等」に改め、同条第二項を削り、同条を第五百五十条とする。

第二百二十条の七を削る。

第二百二十条の六に見出しとして「(共済金額)」を
付し、同条第一項を次のように改める。

收穫共済の共済金額は、收穫共済の共済目的の種類（農林水産大臣が特定の共済目的の種類につき品種、栽培方法等に応じて区分を定めたときは、その共済目的の種類については、その定めた区分。以下この款において同じ。）ごとに、次に掲げるいずれかの金額とする。

一 当該収獲共済の共済目的の種類に係る標準収獲量に果実の単位当たり価額を乗じて得た金額を超えない範囲内において農林水産省令で定めるところにより組合員又は共済資格者が申し出た金額

二 当該收穫共済の共済目的の種類に係る共済

第二百二十条の六第二項中「及び第二号」を「の標

準收穫量は、組合員又は共済資格者ごとに、農林水産省令で定めるところにより組合等が定める数量とし、同号に、「收穫共済の共済目的の種類等」と及び農林水産大臣の定める地域」とを「收穫共済の共済目的の種類」とに改め、同条第三項を次のように改める。

第二項第二号の共済限度額は、基準生産金額に農林水産省令で定める割合を乗じて得た金額とする。

第二百十條の六第四項中「第一項第三号を」前項に改め、「收穫共済の共済目的の種類等」と及び農業共済組合の」を削り、「果樹共済資格者」を「共済資格者」に改め、「農林水産大臣が定める準

則に従ひ、その者が、削り、「収穫した当該収穫
共済の共済目的の種類等に係る」を「収穫された収
穫共済の共済目的の種類」とのに、「第二百十條
の八第三項」を「第百五十條第二項」に改め、「とし
て」の下に「農林水産省令で定めるところにより」

を加え、同条第五項中「の收穫共済の共済目的の種類等」を「の收穫共済の共済目的の種類」に、「当該收穫共済の共済目的の種類等」を、「当該

收穫共済の共済目的の種類に、「第二号、第二項並びに第三項」を「第二項」に、「第一項第一号及び第二号中「標準收穫金額」を「同号中「收穫共済の共済目的の種類に係る標準收穫量」に、「標準收穫金額」を「該收穫共済の共済目的の種類等を「收穫共済の共済目的の種類に、「に」と、「当該収

「穫共済の共済目的の種類等」とあるのは、当該細区分を「標準収穫量にそれぞれ当該細区分に係る」に改め、「数を乗じて」を削り、「合計額」と、第二項及び第三項中「収穫共済の共済目的の種類等」を「合計金額」と、同項中「収穫共済の共済目的の種類」に、「収穫共済の共済目的の種類等の細区

前項の共済価額は、樹体共済の共済目的の種類ごと及び組合員又は共済資格者ごとに、樹体共済の共済関係に係る果樹及び支持物の価額を基礎として、農林水産省令で定めるところにより組合等が定める金額とする。

第二百二十条の六第八項を削り、同条を第四百十八条とし、同条の次に次の一条を加える。
(共済掛金率)

第四百四十九条 果樹共済の共済掛金率は、收穫共済にあつては收穫共済の共済目的の種類その他の農林水産省令で定める共済關係の区分（以下この条において「收穫共済掛金区分」という。）ごと及び危険段階ごとに、樹体共済にあつては樹体共済の共済目的の種類その他の農林水産省令で定める共済關係の区分（以下この条において「樹体共済掛金区分」という。）ごと及び危険段階ごとに、それぞれ基準共済掛金率を下回らない範圍内において事業規程等で定める。

前項の基準共済掛金率は、その率を危険段階ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率が共済掛金標準率に一致するように、收穫共済にあつては收穫共済掛金区分ごと及び危険段階ごとに、樹体共済にあつては樹体共済掛金区分ごと及び危険段階ごとに、それぞれ組合等が定める。

前項の共済掛金標準率は、收穫共済にあつては收穫共済掛金区分ごとに、樹体共済にあつては樹体共済掛金区分ごとに、それぞれ過去一定年間における被害率を基礎として、農林水産大臣が定める。

第二項の共済掛金標準率は、三年ごとに一般に改定する。

第百八条から第百二十条まで、第三章第四節の節名及び第百二十条の二から第百二十条の五までを削る。

第百十七条に見出しとして「共済金の支払とみなされる場合」を付し、同条中「家畜共済」を「疾病傷害共済」に改め、「疾病又は傷害の」を削り、「組合等」の下に「又は都道府県連合会」を、「当該組合等」の下に「又は当該都道府県連合会の組合員たる組合等」を加え、同条を第百四十六条とし、同条の次に次の款名及び一条を加える。

第四款 果樹共済

(共済関係の成立)

第百四十七条 果樹共済の共済関係は、收穫共済にあつてはその共済目的の種類ごと及び果実の年産ごと、樹体共済にあつてはその共済目的の種類ごと及び共済責任期間ごとに、組合員又は共済資格者が、事業規程等で定めるところにより、当該組合員又は共済資格者が現に栽培している收穫共済又は樹体共済の共済目的たる果樹(收穫共済又は樹体共済の共済関係を成立させないことを相当とする農林水産省令で定める事由に該当するものを除く)の全てを收穫共済又は樹体共済に付することを申し込み、組合等がこれを承諾することによつて、成立するものとする。

第百十三条から第百十六条までを削る。

第百十二条に見出しとして「共済責任の開始日及び共済掛金期間」を付し、同条第一項中「共済規程等に」を「事業規程等に」に、「第八十六条第一

項の共済規程等の」を「事業規程等で」に改め、ただし書を削り、同条第二項中「(肉豚)」を「(農林水産省令で定める家畜に、」第八十四条第一項第三号に規定する肉豚に係る期間に相当する」を「一年未満で農林水産省令で定める」に改め、同項ただし書中「ただし、」の下に「(農林水産省令で定める)」を加え、「共済規程等」を「事業規程等」に改め、同条第三項中「(肉豚に係る家畜共済にあつては、当該家畜共済に係る共済掛金期間。第百十四条第一項において同じ。)」は、第一項本文を「は、第一項」に改め、同条を第百四十二条とし、同条の次に次の三条を加える。

(共済金額)

第百四十三条 死亡廃用共済の共済金額は、共済掛金期間(農林水産省令で定める家畜に係るものにあつては、農林水産省令で定める飼養区分。次項において同じ。)ごとに、共済価額を超えない範囲内において農林水産省令で定めるところにより組合員又は共済資格者が申し出た金額とする。

疾病傷害共済の共済金額は、共済掛金期間ごとに、支払限度額を超えない範囲内において農林水産省令で定めるところにより組合員又は共済資格者が申し出た金額とする。

第一項の共済価額は死亡廃用共済の共済関係に係る家畜の価額を基礎として、前項の支払限度額は疾病傷害共済の共済関係に係る家畜の価額及び家畜の診療に要する標準的な費用を基礎として、農林水産省令で定めるところにより、それぞれ組合等が定める金額とする。

農林水産省令で定める事由により包括共済関係に係る家畜の価額の合計金額に変更が生じたときは、共済掛金期間の中途においても、農林水産省令で定めるところにより、死亡廃用共済にあつては第一項の共済価額及び共済金額を、疾病傷害共済にあつては第二項の支払限度額及び共済金額を、それぞれ変更するものとする。

(共済掛金率)

第百四十四条 死亡廃用共済の共済掛金率は、共済目的の種類、農林水産大臣が特定の共済目的の種類につき共済事故の発生態様の類似性を勘案して区分を定めたときは、その共済目的の種類については、その定めた区分。以下この条において同じ。)ごと及び危険段階ごとに、基準共済掛金率を下回らない範囲内において事業規程等で定める。

疾病傷害共済の共済掛金率は、共済目的の種類ごと及び危険段階ごとに、次に掲げる率を合計して得た率とする。

一 疾病及び傷害による損害(次号に規定する診療技術料等を除く)に対応する基準共済掛金率を下回らない範囲内において事業規程等で定める率

二 診療技術料等(疾病及び傷害による損害のうち診療に要する費用で農林水産省令で定めるところをいう。)に対応する基準共済掛金率を下回らず、農林水産省令で定める率を超えない範囲内において事業規程等で定める率

前二項の基準共済掛金率は、その率を危険段階ごとの共済金額の合計金額の見込額により加重平均して得た率が共済掛金標準率に一致するように、死亡廃用共済にあつては共済目的の種類ごと及び危険段階ごとに、疾病傷害共済にあつては共済目的の種類ごと、前項各号に規定する損害の区分ごと及び危険段階ごとに、それぞれ組合等が定める。

前項の共済掛金標準率は、死亡廃用共済にあつては共済目的の種類ごとに、疾病傷害共済にあつては共済目的の種類ごと及び第二項各号に規定する損害の区分ごとに、それぞれ過去一定年間における被害率を基礎として、農林水産大臣が定める。

前項の共済掛金標準率は、三年ごとに一般に改定する。

(共済金)

第百四十五条 死亡廃用共済に係る共済金は、共済事故に係る家畜の価額を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定された損害の額に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額とする。ただし、農林水産省令で定める死亡廃用共済の共済関係にあつては、農林水産大臣が定める金額を限度とする。

疾病傷害共済に係る共済金は、農林水産省令で定めるところにより、共済事故によつて組合員等が被る損害の額として算定された額とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第百十一条の六から第百十一条の九までを削る。

第百十一条の五に見出しとして「共済関係の消滅」を付し、同条中「第百十一条第一項を」前条第一項に、「包括共済関係と」を「包括共済関係」とに、「家畜共済に」を「死亡廃用共済に」に、「同条第三項の規定により家畜共済を」他の死亡廃用共済に、「成立していたときは、当該を」存するときは、新たに成立する」に、「その成立していた」を「既に存する死亡廃用共済の」に改め、同条に次の一項を加える。

疾病傷害共済については、前項の規定を準用する。

第百十一条の五を第百四十一条とする。

第百十一条の二から第百十一条の四までを削る。

第百十一条に見出しとして「共済関係の成立」を付し、同条第一項を次のように改める。

家畜共済の共済関係は、農林水産省令で定める家畜の区分ごとに、組合員又は共済資格者が、事業規程等で定めるところにより、当該組合員又は共済資格者の飼養する当該区分に係る家畜共済の共済目的たる家畜(牛の胎児を含む。以下同じ。)を一体として死亡廃用共済又は

第九十九条第三項中「第六十六条第一項第一号、第二百二十条の六第一項第一号又は第二百二十条の十二第一項第一号」を「第三百三十六条第一項、第四百十八条第一項又は第五百三十三条第一項」に改め、同条第二項を削り、同条を第三百三十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(協力依頼)

第三百三十三条 組合等は、共済金額の決定又は支払うべき共済金に係る損害の額の認定に関し必要があるときは、組合員等からその生産した農産物の加工若しくは販売の委託を受け、若しくは当該農産物の売渡しを受けた者又は組合員等に資材の売渡しをした者に対し、当該委託又は売渡しに係る農産物又は資材の数量、品質又は価格に関する資料の提供につき、その協力を求めることができる。

第九十八条の二に見出しとして「損害認定」を付し、同条中「農林水産大臣が定める準則」を「農林水産省令で定める基準」に改め、同条に次の一項を加える。

組合等は、その支払うべき農作物共済、収穫共済又は畑作物共済の共済金に係る損害の額を認定するに当たっては、事業規程等で定めるところにより、あらかじめ当該組合等の損害評価会の意見を聴かなければならない。

第九十八条の二を第三百三十一条とする。

第九十八条に見出しとして「(通知義務)」を付し、同条第一項中「共済事故が発生したときは」を「次に掲げる場合は、事業規程等で定めるところにより」に、「その」を「その」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 共済目的に農林水産省令で定める異動を生じたとき。
 - 二 共済事故が発生したとき。
 - 三 共済金の支払を受けるべき損害があると認めるとき。
- 第九十八条第二項を削り、同条を第三百三十条と

する。

第九十七条に見出しとして「調査」を付し、同条中「何時でも」を「いつでも」に、「出来る」を「できる」に改め、同条を第二百二十九条とする。

第九十六条の二に見出しとして「(家畜診療施設)」を付し、同条中「共済規程等の」を「事業規程等」に改め、同条を第二百二十八条とする。

第九十六条に見出しとして「(損害防止施設)」を付し、同条中「共済規程等の」を「事業規程等」に改め、同条を第二百二十七条とする。

第九十五条に見出しとして「(損害防止の処置の指示)」を付し、同条を第二百二十六条とする。

第九十四条に見出しとして「(通常すべき管理等の義務)」を付し、同条を第二百二十五条とする。

第九十三条に見出しとして「(共済関係に関する権利義務の承継)」を付し、同条第一項中「農作物共済の」を「当該農業共済資格団体の行う耕作に係る」及び「以下この項及び第四項において同じ。」を削り、「共済関係」を「組合等の承諾を受けて、共済関係」に改め、「承継する」の下に「ことができる」を加え、ただし書を削り、同条第五項中「前四項」を「前二項」に改め、同条第二項及び第四項を削り、同条を第二百二十四条とする。

第九十二条に見出しとして「(共済金額の削減)」を付し、同条中「政令の」を「政令で」に改め、同条を第二百二十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(共済関係の存続)
第二百二十三条 組合等との間に共済事業の共済関係の存する者が、住所を移転したこと(農業共済資格団体にあっては、その構成員が住所を移転したこと)により組合員又は共済資格者でなくなつた場合において、その者が当該共済関係を存続させることについてその移転前に当該組合等の承諾を受けていたときは、当該共済関係は、なお存続するものとする。

組合等は、正当な理由がなければ、前項の承諾を拒むことができない。

第九十一条に見出しとして「(共済金の額の下限)」を付し、同条中「下つて」を「下回つて」に改め、同条を第二百二十一条とする。

第九十条に見出しとして「(共済掛金等の相殺の制限)」を付し、同条中「第八十七条第一項」を「第一百八条第一項」に、「以て」を「もつて」に改め、同条を第二百二十条とする。

第八十九条を削る。

第八十八条に見出しとして「(共済掛金等に関する権利の消滅時効)」を付し、同条中「第八十七条第一項」を「前条第一項」に、「払戻」を「払戻し」に、「因つて」を「よつて」に改め、同条を第一百九条とする。

第八十七条の二を削る。

第八十七条に見出しとして「(事務費の賦課)」を付し、同条第一項中「共済規程等の」を「事業規程等」に、「第十四条」を「第十九条」に改め、同条第二項中「政令の」を「政令で」に改め、同条第三項中「第二百三十二条第一項」を「第七十二条及び第七十四条」に改め、「また」を削り、同条を第一百八条とする。

第八十六条に見出しとして「(共済掛金の支払)」を付し、同条第一項中「共済規程」を「組合等との間に共済関係が成立したときは、農林水産省令で定める支払期限までに、事業規程」に、「共済規程等」と総称する。の」を「事業規程等」という。に改め、「定額」を削り、同条第二項を削り、同条を第一百六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(共済事故としない旨の申出)
第一百七十七条 組合員等は、政令で定めるところにより、組合等に対し、第九十八条第一項各号に掲げる共済事故の一部を共済事故としない旨の申出をすることができる。

前項の申出があつたときは、当該申出に係る共済事業の共済関係(家畜共済の共済関係にあつては、当該申出に係る共済掛金期間)においては、第九十八条第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる共済事故のうち当該申出に係るものを共済事故としないものとする。

組合等は、第一項の申出に係る共済関係については、農林水産省令で定めるところにより、共済掛金を引き下げるものとする。この場合において、第十条第一項及び第二項、第十三条並びに第十四条の規定の適用については、これらの規定中「基準共済掛金率」とあるのは、「基準共済掛金率を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される率」とする。

第八十五条の二に見出しとして「(業務の委託)」を付し、同条第一項中「行なう」を「行う」に、「事務」を「業務」に改め、「(第八十七条の二の規定による督促及び滞納処分を除く。)」を削り、「農業協同組合又は農業協同組合連合会」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 農業協同組合又は農業協同組合連合会その他農林水産省令で定める金融機関
- 二 その他農林水産省令で定める法人

第八十五条の十二第二項中「農業協同組合及び農業協同組合連合会」を「前項第一号に掲げる者」に改め、「第十條の規定」の下に「その他の法律の規定」を加え、「前項」を「同項」に、「事務を行なう」を「業務を行なう」に改め、同条を第一百四十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(申込みに応ずる義務)

第一百五十五条 組合等は、その行う共済事業の共済関係の成立について組合員又は共済資格者から申込みを受けたときは、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除いては、その承諾を拒んではならない。

第八十五条の十一に見出しとして「(市町村の廃置分合の場合の取扱ひ)」を付し、同条を第一百三十三条とする。

第八十五条の十に見出しとして「(共済事業の実

施に関する条例の変更」を付し、同条第二項中「第二十五条」を「第三十一条」に、「第二十六条」を「第三十二条」に、「定款、共済規程若しくは保険規程」を「定款等」に改め、同条を第百十二条とする。

第八十五条の九に見出しとして「市町村による共済事業の全部の廃止」を付し、同条第三項中「第二十六条」を「第三十二条」に改め、同条第四項中「第四十七条」を「第六十六条」に改め、同条を第百十一条とする。

第八十五条の八に見出しとして「市町村による共済事業に関する経過措置」を付し、同条第一項中「第八十三条並びに第八十五条第一項及び第十一項」を「第九十九条第一項及び第四項」に、「第八十五条の四第一項」を「第百五条第一項」に、「同項第一号」を「同項第一号に掲げる」に、「同項第四号」を「同項第四号に掲げる」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条を第百九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(区分経理)

第百十条 共済事業を行う市町村は、当該共済事業の経理については、政令で定めるところにより特別会計を設けてこれを行い、その経費は、当該共済事業による収入をもつて充てなければならぬ。

共済事業を行う市町村は、特別の事由により必要があるときは、予算で定めるところにより、一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入をもつて当該共済事業の経費に充てることができる。

前項の規定による繰入金に相当する金額は、翌年度以降において、予算で定めるところにより、当該繰入金繰り入れた一般会計又は他の特別会計に繰り入れなければならない。ただし、一般会計又は他の特別会計において支出すべきものを当該共済事業の特別会計において支出したことによる繰入金その他特別の事由による繰入金については、議会の議決を経て、当該繰入金繰り入れた一般会計又は他の特別会計に繰り入れないことができる。

共済事業を行う市町村の経理については、第六十三条及び第六十四条の規定を準用する。

第八十五条の七を削る。

第八十五条の六に見出しとして「市町村による共済事業の実施区域の特例」を付し、同条第一項中「第八十五条の三第一項」を「第百二条第一項」に、「共済事業を行う市町村」を「共済事業を行う市町村」に、「且つ」を「かつ」に、「本章の規定により」を「第九十七条第一号から第五号までに掲げる」に改め、同条第三項中「二箇月」を「二月」に、「の定める」を「で定める」に改め、同条第四項中「第八十五条の三第四項」を「第百二条第四項」に改め、同条を第百七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(市町村による共済事業の実施)

第百八条 共済事業を行う市町村については、第九十九条第一項から第四項までの規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十五条の五に見出しとして「(政令への委任)」を付し、同条中「外、第八十五条の二第一項」を「ほか、第百一条第一項」に改め、同条を第百六条とする。

第八十五条の四に見出しとして「農業共済組合による共済事業に関する経過措置」を付し、同条第一項中「第八十五条の三第三項」を「第百二条第三項」に、「の公示」を「の規定による公示」に、「本条」を「この条」に、「第八十三条及び第八十五条」を「第九十九条」に改め、同項第六号中「の外」を「のほか」に改め、同条第二項中「第八十五条の三第三項」を「第百二条第三項の規定による」に改め、同条第五項中「の農作物共済」を「に掲げる農作物共済」に、「の果樹共済」を「に掲げる果樹共済」に、「すべて」を「全て」に、「第八十五条の三第三項」を「第百二条第三項の規定による」に、「二箇月」を「二月」に改め、同条を第百五条とする。

第三項の「を」第百二条第三項の規定による「に」、「二箇月」を「二月」に改め、同条を第百五条とする。

第八十五条の三の二に見出しとして「共済事業の実施に関する条例」を付し、同条中「第二十九条第一項第六号」を「第三十五条第一項第六号」に、「第三十条第一項各号」を「第三十六条第一項第一号から第六号まで及び第八号」に改め、同条を第百三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(共済資格者)

第百四条 第百七条第一項に規定する共済事業を行う市町村との間に当該共済事業の共済関係を成立させることができる者は、当該市町村が行う第二十号第一項第一号から第五号までに掲げる共済事業の種類に応じ、当該各号に定める者で、当該共済事業の実施区域内に住所を有するもの(農林水産省令で定める基準に従い共済事業の実施に関する条例で定める者を除く)とする。

前項に規定する共済関係を成立させることができる者(以下「共済資格者」という。)については、第二十号第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「農業共済組合の区域」とあるのは、「共済事業の実施区域」と読み替えるものとする。

第百七条第一項に規定する共済事業を行う市町村との間に当該共済事業の共済関係の存する者が、共済資格者でなくなつたときは、その時に、当該共済関係は、消滅するものとする。

第八十五条の三に見出しとして「(市町村による共済事業の実施の認可)」を付し、同条第一項中「第八十五条第一項」を「第九十九条第一項」に、「二箇月以上」を「二箇月以上」に、「すべて」を「全て」に、「基き」を「基づき」に、「且つ」を「かつ」に、「本章の規定により」を「第九十七条第一項第一号から第五号までに掲げる」に改め、同条第二項中「第八十五条の六第一項」を「第百七条第一項」に規定する「に」改め、同条第三項中「二箇月」を「二月」に改め、同条を第百七条とし、同条の次に次の一条を加える。

「の定める」を「で定める」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第四項中「第二十五条」を「第三十一条」に、「第二十六条第二項」を「第三十二条第二項」に、「定款、共済規程若しくは保険規程」を「定款等」に改め、同条第五項中「第二十六条第二項」を「第三十二条第二項」に、「の定める」を「で定める」に改め、同条を第百二条とする。

第八十五条の二に見出しとして「(市町村に対する共済事業の実施の申出)」を付し、同条第一項中「本章の規定により」を「第九十七条第一項第一号から第五号までに掲げる」に改め、同条第二項中「その」を「その」に改め、同条第三項中「第四十条の二」を「第六十条」に改め、同条を第百一条とする。

第八十五条に見出しとして「(農業共済組合による共済事業の実施)」を付し、同条第一項中「第八十三条第一項第一号及び第三号」を「第九十七条第一項第一号及び第二号」に、「行わなければならない」を「行う」に改め、同条第二項後段を削り、同条第十項を次のように改める。

家畜共済には、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「当該農業共済組合の組合員の営む当該種類についての耕作の業務の総体としての規模が農林水産大臣の定める基準に達しないことその他当該種類とあるのは、当該種類」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十五条第十一項中「第十三項」を「次項」に、「農業共済組合連合会が第百二十一條第二項」を「都道府県連合会が第百六十四條第二項」に、「第八十三条第一項第四号から第六号まで」を「第九十七条第一項第三号から第五号まで」に改め、同条第十三項中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に、「第百二十一條第二項」を「第百六十四條第二項」に、「第八十三条第一項第七号」を「第九十七条第一項第六号」に改め、同条第三項から第九項まで及び第十二項を削り、同条に次の一項を加える。

特定組合は、第九十七条第一項第三号から第六号までに掲げる共済事業を行うことができる。

第八十五条を第九十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(全国連合会による共済事業の実施)

第百条 全国連合会は、農林水産省令で定めるところにより、特定区域(当該全国連合会と特定合併をした特定組合又は都道府県連合会の区域に相当する区域をいう。以下同じ。)を実施区域として、第九十七条第一項第一号及び第二号に掲げる共済事業を行う。

全国連合会は、農林水産省令で定めるところにより、特定区域を実施区域として、第九十七条第一項第三号から第六号までに掲げる共済事業を行うことができる。

前二項に規定するもののほか、全国連合会は、農林水産省令で定めるところにより、特定区域以外の区域(以下この項において「特定区域外区域」という。)を実施区域として、共済事業を行うことができる。この場合において、全国連合会は、特定区域外区域において農業共済組合又は第九十七条第一項に規定する共済事業を行う市町村が行う共済事業の共済目的の種類とされているものを、共済事業の共済目的の種類とすることができない。

第一項の規定により全国連合会が共済事業を行う場合には、前条第二項の規定を準用する。この場合において、必要な技術的統替えは、政令で定める。

第八十四条に見出しとして「(共済事業の内容)」を付し、同条第一項中「農業共済組合」を「共済事業」に改め、「家畜共済」の下に「のうち死亡廃用共済にあつては第二号、家畜共済のうち疾病傷害共済」を加え、「組合員」を「組合員等」に、「ものとする」を「事業とする」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 共済目的

牛、馬及び豚で出生後経過した期間が農林水産省令で定める基準に適合するもの

共済事故
牛、馬及び種豚にあつては死亡(と殺による死亡及び家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五十八条第一項(第四号に係る部分に限る。))の規定による手当金、同条第二項の規定による特別手当金又は同法第六十条の二第一項の規定による補償金の交付の原因となる死亡を除く。以下この条において同じ。及び廃用、種豚以外の豚にあつては死亡

三 共済目的

前号に掲げる牛、馬及び豚(種豚に限る。)

共済事故
疾病及び傷害

第八十四条第一項第四号中「による果実の減収及び品質の低下(第百二十条の六第一項第三号に掲げる金額を共済金額とする収穫共済以下「特定収穫共済」という。)にあつては、果実」を「(果実」に、「生産金額の減少」を「ものに限る。」に改め、同項第五号中「前号の」を「前号に掲げる」に改め、「除く」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「による枯死」を「(果樹の枯死」に、「及び損傷」を「又は損傷を伴うものに限る。」に改め、同項第六号中「第一号の」を「第一号に掲げる」に改め、「による農作物の減収(てん菜その他政令で定める農作物にあつては、農作物の減収及び糖度の低下)及び」による減収」を削り、同項第七号中「調節」を「調節し」に改め、「以下同じ」を削り、「(以下)を」(第四項第一号において)に改め、同条第二項中「子牛等(前項第三号)を」前項第二号に、「胎児をいい」を「胎児(これらのうち)」に改め、「以下同じ」を削り、「共済規程の」を「事業規程(第百七条第一項に規定する共済事業を行

う市町村にあつては、共済事業の実施に関する条例。第四項において同じ。で」に改め、「家畜共済」の下に「(牛の胎児にあつては、死亡廃用共済に限る。)」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、牛の胎児に係る共済事故は、死亡とする。

第八十四条第三項中「第一項第三号」を「第一項第二号」に改め、「これを」を削り、同条第四項中「共済規程を」事業規程」に改め、同条第五項中「農業共済組合」を「共済事業」に、「の農作物、同項第四号の果樹、同項第六号の」を「に掲げる農作物、同項第四号に掲げる果樹、同項第六号に掲げる」に、「組合員」を「組合員等」に、「ものとする」を「事業とする」に改め、同条を第九十八条とする。

第八十三条に見出しとして「(共済事業の種類)」を付し、同条第一項中「農業共済組合の行う共済事業」を「共済事業の種類」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを二号ずつ繰り上げ、同項の次に次の一項を加える。

家畜共済は、死亡廃用共済及び疾病傷害共済とする。

第八十三条を第九十七条とし、同条の前に次の款名を付する。

第一款 通則

第三章第一節の節名を次のように改める。

第一節 農業共済事業

第三章に次の一節を加える。

第二節 農業共済責任保険事業

(都道府県連合会の保険事業)

第百六十四条 都道府県連合会は、その組合員たる組合等が第九十七条第一項第一号及び第二号に掲げる共済事業によつてその組合員等に対しを負う共済責任を相互に保険する事業を行う。都道府県連合会は、前項の規定による事業の

ほか、その組合員たる組合等が第九十七条第一項第三号から第六号までに掲げる共済事業によつてその組合員等に対して負う共済責任を相互に保険する事業を行うことができる。

(保険関係の成立)

第百六十五条 都道府県連合会の組合員たる組合等とその組合員等との間に共済事業の共済関係が存するときは、政令で定めるところにより、当該都道府県連合会と当該組合等との間に、当該共済事業に係る保険事業の保険関係が存するものとする。

(保険金額等)

第百六十六条 前条の保険関係に係る保険金額、保険料及び保険金に關し必要な事項は、政令で定める。

(保険金の支払とみなされる場合)

第百六十七条 都道府県連合会の組合員たる組合等の疾病傷害共済に付された家畜につき共済事故が発生した場合において、都道府県連合会が診療その他の行為をし、又はその費用を負担したときは、当該都道府県連合会は、当該診療その他の行為に要した費用の額の限度において保険金を当該組合等に支払つたものとみなす。

(通知義務)

第百六十八条 都道府県連合会の組合員は、農林水産省令で定めるところにより、定期に、都道府県連合会に対し、当該組合員たる組合等とその組合員等との間に存する共済関係に關し必要な事項を通知しなければならない。

前項の規定により通知した事項に変更を生じたときは、都道府県連合会の組合員は、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県連合会に通知しなければならない。

(損害防止の指導)

第百六十九条 都道府県連合会の組合員は、第百二十五条第一項の管理その他損害防止について指導しなければならない。

(免責事由)

第七十條 次の場合には、都道府県連合会は、保険金の全部又は一部につき、その支払の責任を免れることができる。

一 組合員が法令又は事業規程等に違反して共済金を支払つたとき。

二 組合員が損害額を不当に認定して共済金を支払つたとき。

三 組合員が事業規程等に違反して共済関係を成立させ、又は消滅させなかつたとき。

四 組合員が第六十八條の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

五 組合員が正当な理由がないのに保険料の払込みを遅滞したとき。

六 組合員が前条の規定による指導を怠つたとき。

七 組合員が第七十二條において準用する第七十六條の規定による指示に従わなかつたとき。

八 組合員が第七十二條において準用する第七十三條(第一号を除く。)の規定による通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

(審査の申立て)

第七十一條 都道府県連合会の組合員は、保険に関する事項について不服があるときは、都道府県農業共済保険審査会に審査を申し立てることができる。

前項の審査の申立ては、時効の中断に關しては、これを裁判上の請求とみなす。

(準用)

第七十二條 都道府県連合会の保険事業には、第七十八條第一項及び第二項、第七十九條から第八十一條まで、第七十六條から第七十九條まで、第七十三條(第一号を除く。)、第七十一條並びに第七十三條第三項並びに保険法第六條及び第七十一條の規定を準用する。

(全国連合会の保険事業等)

第七十三條 全国連合会は、次に掲げる事業を行うことができる。

一 特定組合が第九十七條第一項第六号に掲げる共済事業によつてその組合員に対して負う共済責任を相互に保険する事業

二 特定組合が第六十三條第一項の規定による事業によつて同項の農業協同組合又は農業協同組合連合会に対して負う共済責任を相互に保険する事業

三 都道府県連合会が第六十三條第二項の規定による事業によつて同項の農業共済組合、共済資格者又は農業協同組合若しくは農業協同組合連合会に対して負う共済責任を相互に保険する事業

四 都道府県連合会が第九十七條第一項第六号に掲げる共済事業に係る保険事業によつてその組合員たる農業共済組合に対して負う保険責任を相互に再保険する事業

(準用)
第七十四條 前条各号に掲げる事業には、第七十八條第一項及び第二項、第七十九條、第八十條、第七十六條、第七十七條、第七十八條、第七十九條(第一号を除く。)、第七十三條第一項、第七十三條第三項並びに第七十六條から第七十七條まで並びに保険法第六條及び第七十一條の規定を準用する。

第二章第五節を次のように改める。
第五節 特定合併及び事業譲渡
第九十一條 全国連合会と特定組合とは、合併を行うことができる。

全国連合会と都道府県連合会及びその組合員たる全ての農業共済組合とは、合併を行うことができる。
前二項の場合において、合併後存続する法人は、全国連合会とする。

第九十二條 前条第一項又は第二項の合併(以下「特定合併」という。)の際現に存する特定組合と政府との間の保険関係又は都道府県連合会と政府との間の再保険関係については、当該保険関係又は再保険関係に係る共済責任期間(家畜共済に係るものにあつては、共済掛金期間)が終了するまでの間は、全国連合会を当該特定組合又は都道府県連合会とみなして、この法律の規定を適用する。

第九十三條 特定合併については、第六十條、第六十五條第一項、第六十七條から第六十九條まで、第七十一條及び第七十二條の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「農業共済組合」とあるのは、「農業共済団体」と読み替へるものとする。

(事業譲渡)
第九十四條 農業共済組合は、共済事業の全部又は一部を全国連合会に譲り渡すことができる。全国連合会は、農業共済組合から共済事業の全部又は一部を譲り受けることができる。

前二項の規定による共済事業の全部又は一部の譲渡し又は譲受け(以下「事業譲渡」という。)については、第六十條及び第六十七條から第六十九條までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「農業共済組合」とあるのは、「農業共済団体」と読み替へるものとする。

(共済事業の効率化)
第九十五條 農業共済団体は、共済事業の効率化を図るため、相互に連携し、合併の推進その他共済事業の実施体制の改善に努めるものとする。

(政令への委任)
第九十六條 この節に規定するもののほか、農業共済団体が特定合併又は事業譲渡をした場合における共済関係、保険関係又は再保険関係に係る経過措置その他特定合併又は事業譲渡に關し必要な事項は、政令で定める。

第五十八條の五に見出しとして「検査役の選任」を付し、同条第二項中「前二條の規定は、」を削り、「ついで」の下に「は、前二條の規定を」を加え、第二章第四節中同条を第九十條とする。

第五十八條の四に見出しとして「裁判所の選任する清算人の報酬」を付し、同条中「第五十四條の二を」第七十六條に改め、同条を第八十九條とする。

第五十八條の三に見出しとして「不服申立ての制限」を付し、同条を第八十八條とする。

第五十八條の二に見出しとして「解散及び清算の監督等に関する事件の管轄」を付し、同条を第八十七條とする。

第五十八條に見出しとして「清算終了の届出」を付し、同条を第八十六條とする。

第五十七條に見出しとして「決算報告書」を付し、同条中「終つたを」終つたに、「遅滞なく」を「遅滞なく、」に改め、同条を第八十五條とする。

第五十六條の二に見出しとして「裁判所による監督」を付し、同条を第八十四條とする。

第五十六條を削る。

第五十五條の四に見出しとして「清算中の農業共済団体についての破算手続の開始」を付し、同条を第八十二條とし、同条の次に次の一条を加える。

(残余財産の帰属)
第八十三條 解散した農業共済団体の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、第八十六條の規定による届出の時において、定款で指定した農業共済団体に帰属する。

前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

第五十五條の三に見出しとして「期間経過後の債権の申出」を付し、同条を第八十一條とする。第五十五條の二に見出しとして「債権の申出の

催告等」を付し、同条第二項中「二箇月」を「二月」に改め、同条を第八十条とする。

第五十五条に見出しとして「清算人の財産調査義務」を付し、同条を第七十九条とする。

第五十四条の四に見出しとして「清算人の職務及び権限」を付し、同条を第七十八条とする。

第五十四条の三に見出しとして「清算人の解任」を付し、同条を第七十七条とする。

第五十四条の二に見出しとして「裁判所による清算人の選任」を付し、同条を第七十六条とする。

第五十四条に見出しとして「清算人の就任」を付し、同条中「第四十六条第四項」を「第六十五条第四項」に改め、同条を第七十五条とする。

第五十三条の三に見出しとして「清算中の農業共済団体の能力」を付し、同条中「なお」を「なお」に改め、同条を第七十四条とする。

第五十三条の二に見出しとして「特定組合による権利義務の承継」を付し、同条第一項中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に、「他に」を「ほか」に、「又は」を「又は」に、「すべて」を「全て」に、「次項」を「以下この条」に改め、同条第二項中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に改め、同条第三項中「第十五条第三項及び第十六条第四項」を「第二十条第三項及び第二十一条第一項」に、「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に改め、同条第四項中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に、「特定組合」を「特定組合」に改め、同条第五項中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に改め、同条を第七十三条とする。

第五十三条に見出しとして「合併による権利義務の承継」を付し、同条中「因つて」を「よつて」に、「基いて」を「基つて」に改め、同条を第七十二条とする。

第五十二条に見出しとして「合併の時期」を付し、同条中「因つて」を「よつて」に改め、「第六十一条」を「第六十

四条に規定する」を削り、同条を第七十一条とする。

第五十一条第一項中「定款及び共済規程」を「定款等」に改め、同条第二項を次のように改める。

前項の規定による役員のうち理事の選任には、第三十七条第十一項本文の規定を準用する。

第五十一条第三項中「第四十四条の二」を「第六十条」に改め、同条を第七十条とし、第五十条を第六十九条とする。

第四十九条第二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「二箇月」を「一月」に改め、同条を第六十八条とする。

第四十八条第三項中「第二十五条及び第二十六条」を「第三十一条及び第三十二条」に改め、同条を第六十七条とし、同条の前に見出しとして「合併の手續」を付する。

第四十七条に見出しとして「解散による共済関係等の終了」を付し、同条を第六十六条とする。

第四十六条に見出しとして「解散事由」を付し、同条第一項第二号中「合併」の下に「合併により当該農業共済組合が消滅する場合に限る。」を加え、同項第四号中「第四百二十二条の六第三項」を「第二百二十二条第三項」に改め、同条第三項中「二十六条」を「第三十二条」に改め、同条第四項中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に、「第五十三条の二第二項」を「第七十三条第二項」に改め、同条を第六十五条とする。

第四十五条に見出しとして「総代会」を付し、同条第一項中「は、定款の」を「及び全国連合会は、農林水産省令で定める基準に従い定款で」に改め、同条第三項中「農業共済組合」を「当該農業共済組合又は全国連合会」に改め、同条第四項中「第三十一条第三項」を「第三十七条第三項」に、「第三十二条及び第四十一条」を「第三十八条及び第五十四条」に改め、第二章第三節中同条を第六十一条とし、同条の次に次の三条を加える。

(区分経理)
第六十二条 農業共済団体は、その会計を農林水産省令で定める勘定区分ごとに経理しなければならない。

(責任準備金の積立て)
第六十三条 農業共済団体は、毎事業年度の終わりにおいて存する共済責任又は保険責任につき、農林水産省令で定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。

(準備金の積立て)
第六十四条 農業共済団体は、不足金の補填に備えるため、農林水産省令で定めるところにより、毎事業年度の剰余金の中から準備金を積み立てなければならない。

第四十四条の二に見出しとして「特別の議決」を付し、同条を第六十条とする。

第四十四条に見出しとして「総会の議事」を付し、同条第一項中「定」を「定め」に改め、同条第四項中「第三十八条第三項」を「第五十一条第三項」に改め、同条を第五十九条とする。

第四十三条に見出しとして「総会の議決事項」を付し、同条第一項第一号中「定款」を「定款等」に改め、同項第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項中「定款又は共済規程若しくは保険規程」を「定款等」に改め、同条第三項中「第二十五条及び第二十六条」を「第三十一条及び第三十二条」に改め、同条第四項中「定款又は共済規程若しくは保険規程」を「定款等」に改め、同条を第五十八条とし、第四十二条の三を第五十七条とする。

第四十二条の二第二項中「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条を第五十六条とし、同条の前に見出しとして「参事」を付する。

第四十二条に見出しとして「準用」を付し、同条を第五十五条とする。

第四十一条に見出しとして「役員の改選の請求」を付し、同条第一項中「因り」を「より」に改

め、同条第二項ただし書中「定款又は共済規程若しくは保険規程」を「又は定款等」に改め、同条第四項中「且つ」を「かつ」に改め、同条を第五十四条とする。

第四十条に見出しとして「決算関係書類の提出、備付け及び閲覧」を付し、同条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第二項中「掲げる」を「規定する」に改め、同条第三項中「掲げる」を「規定する」に、「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条を第五十三条とする。

第三十九条に見出しとして「定款その他の書類の備付け及び閲覧」を付し、同条第一項中「定款、共済規程又は保険規程」を「定款等」に、「の定める」を「で定める」に改め、同条第二項中「掲げる」を「規定する」に改め、同条を第五十二条とする。

第三十八条に見出しとして「組合員に対する通知又は催告」を付し、同条第一項中「あて」を「宛てる」に改め、同条を第五十一条とし、第三十七条を第五十条とする。

第三十六条第一項中「また」を削り、同条を第四十九条とする。

第三十五条第二項中「何時でも」を「いつでも」に改め、同条を第四十八条とし、同条の前に見出しとして「総会の招集」を付する。

第三十四条の二に見出しとして「監事の職務」を付し、同条第三号中「定款」を「定款等」に改め、同条を第四十七条とする。

第三十四条に見出しとして「理事の自己契約等の禁止」を付し、同条中「また」を削り、同条を第四十六条とする。

第三十三条の六に見出しとして「仮理事」を付し、同条を第四十五条とする。

第三十三条の五に見出しとして「理事の代理行為の委任」を付し、同条を第四十四条とする。

第三十三条の四に見出しとして「理事の代表権の制限」を付し、同条を第四十三条とする。

第三十三条の三に見出しとして「代表」を付し、同条中「すべて」を「全て」に改め、同条を第四十二条とする。

第三十三条の二に見出しとして「業務の決定」を付し、同条を第四十一条とする。

第三十三条に見出しとして「役員（兼職禁止）」を付し、同条中「兼ねては」を「兼ねては」に改め、同条を第四十条とする。

第三十二条の二に見出しとして「役員（忠実義務）」を付し、同条第一項中「定款、共済規程又は保険規程」を「定款等」に改め、同条第二項中「責任を負う」に改め、同条第三項中「責任を負う」に改め、同条第四項第一項に掲げる「を」を「第五十三条第一項に規定する」に改め、「また」を削り、同条を第三十九条とする。

第三十二条に見出しとして「役員（任期）」を付し、同条第二項中「場合は」を「場合にあっては」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「第三十三条の六」を「第四十五条」に改め、同条を第三十八条とする。

第三十一条に見出しとして「役員（定数及び選挙又は選任）」を付し、同条第三項本文中「定款の一」を「定款」に改め、「は創立総会を」に「あつては、創立総会」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「農業共済組合の下に」又は「全国連合会」を加え、「定款の一」を「定款」に改め、同条第四項ただし書中「定款の一」を「定款」に改め、同条第五項中「第十七条第二項」を「第二十二條第二項又は第三項」に改め、同条第十項中「定款の一」を「定款」に改め、「役員は」を「役員にあつては」に改め、同条第十一項本文中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に、「組合等の組合員等」を「法人等の業務を執行する」を「農業共済組合の一」に改め、「職員」の下に「とし、全国連合会」に「あつては組合員たる農業共済団体の役員又は組合員たる個人若しくは組合員たる法人等（農業共済団体

を除く。）の業務を執行する役員」を加え、同項ただし書中「理事」の下に「の定数の少なくとも四分の三」を加え、「組合等の組合員等」を「法人等でないもの、同意者たる組合等の組合員等である法人等の業務を執行する」を「農業共済団体の」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十条に見出しとして「事業規程」を付し、同条第一項中「共済規程」を「事業規程」に、「の事項」を「に掲げる事項（第七号に掲げる事項にあつては、第七十三条第四項に規定する特定組合に限る。）」に改め、同項中第六号を第八号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。
七 第六十三条第一項の規定による事業に関する事項
第三十条第一項第四号の次に次の一号を加える。

五 業務の委託に関する事項
第三十条第二項中「農業共済組合連合会は、保険規程」を「都道府県連合会は、事業規程」に、「次の」を「次に掲げる」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第六十三条第二項の規定による事業に関する事項
第三十条第三項中「模範共済規程例又は模範保険規程例」を「模範事業規程例」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

全国連合会は、事業規程をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない。

- 一 共済事業に関する次に掲げる事項
- イ 共済事業の種類別の共済目的の種類及び実施区域に関する事項
- ロ 第一項第二号から第六号までに掲げる事項
- ハ 第六十三条第三項の規定による事業に関する事項
- 二 第六十三条各号に掲げる事業に関する事項

三 農業経営収入保険事業に関する次に掲げる事項

イ 前項第一号から第三号までに掲げる事項
ロ 第六十五條第二項第二号に掲げる事業に関する事項

ハ 第八十二條第一項の特約に関する事項
二 業務の委託に関する事項
四 前三号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

第二章第二節第三十条を第三十六条とする。
第二十九条に見出しとして「定款」を付し、同条第一項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第六号中「共済事業又は保険事業」を「事業」に改め、同条第二項中「農業共済組合」を「農業共済団体」に、「前項の事項の外」を「前項各号に掲げる事項のほか」に改め、同条を第三十五条とする。

第二十八条に見出しとして「（成立の時期）」を付し、同条中「因つて」を「よつて」に改め、同条を第三十四条とする。

第二十七条に見出しとして「（理事への事務引渡し）」を付し、同条中「第二十四条第一項」を「第三十条第一項」に、「その」を「その」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十六条に見出しとして「（認可の期間）」を付し、同条第一項中「第二十四条第一項」を「第三十条第一項の規定による」に、「二箇月」を「二月」に改め、同条第二項中「第二十四条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条第三項中「第二十四条第二項」を「第三十条第二項」に改め、同条第五項中「第二十四条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十五条に見出しとして「（認可の基準）」を付し、同条中「前条第一項の一の下に規定による」を加え、「定款、共済規程若しくは保険規程」を「定款等」に改め、同条を第三十一条とする。
第二十四条に見出しとして「（認可の申請）」を付し、同条第一項中「定款、共済規程又は保険規程」

を「定款等」に改め、同条を第三十条とする。
第二十三条に見出しとして「（創立総会）」を付し、同条第一項中「定款及び共済規程又は保険規程」を「定款等」に改め、ただし書を削り、同条第三項及び第四項中「定款及び共済規程又は保険規程」を「定款等」に改め、同条第七項中「第十七條第一項」を「第二十二條第一項」に、「第十八條第二項」を「第二十三條第二項」に、「第十八條の二」を「第二十四條」に、「第二十三條第六項」を「第二十九條第六項」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十二條に見出しとして「（定款等作成委員の選任等）」を付し、同条第一項中「農業共済組合の一」を「農業共済団体の」に、「共済規程又は保険規程の」を「事業規程（以下「定款等」という。）の」に改め、同条第二項中「を」を「以上でなければ」に改め、同条第三項中「以て」を「もつて」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十一条に見出しとして「（設立準備会）」を付し、同条第一項中「予め」を「あらかじめ」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十条に見出しとして「（発起人）」を付し、同条中「第十五條第一項」を「第二十条第一項」に、「農業共済組合連合会を設立しようとする二以上の組合等」を「同条第三項の規定によりその組合員たる資格を有する者で農業共済組合連合会を設立しようとするもの二以上」に改め、同条を第二十六条とする。

第十九條に見出しとして「（脱退）」を付し、同条第一項中「左の事由に因つて」を「次に掲げる事由によつて」に改め、同項第二号中「第八十五條の六第一項の一」を「第七十七條第一項に規定する」に改め、同条第二項中「は、前項の事由に因る外」を「又は第二十条第四項の規定による全国連合会の組合員は、前項各号に掲げる事由によるほか」に、「第四十七條第一項」を「第六十六條第一項」に、「因つて」を「よつて」に改め、同項ただし書中

「但し」を「ただし」に、「の定めるところにより」を「で定める基準に従い」に、「定を」を「定めを」に改め、同条第三項中「で、前項但書を」又は第二十條第四項の規定による全国連合会の組合員で、前項ただし書に改め、「当該農業共済組合」の下に「又は全国連合会」を加え、「定款の」を「定款で」に改め、第二章第一節同条を第二十五條とする。

第十八條の二に見出しとして「議決権のない場合」を付し、同条を第二十四條とする。

第十八條第一項中「定款の」を「定款で」に、「第三十八條第三項」を「第五十一條第三項」に改め、同条第二項中「定款の」を「定款で」に改め、同条を第二十三條とする。

第十七條第一項中「各々一箇を」を「各一個」に改め、「農業共済組合」の下に「及び全国連合会」を加え、同条第二項中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に、「定款の」を「定款で」に改め、同条に次の一項を加える。

全国連合会は、第一項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い定款で定めるところにより、その組合員に対して、当該組合員たる第七十三條第四項に規定する特定組合の組合員の数又は当該組合員たる都道府県連合会の組合員たる組合等の組合員等の数に基づき、二個以上の議決権並びに役員及び総代の選挙権を与えることができる。

第十七條を第二十二條とし、同条の前に見出しとして「議決権及び選挙権」を付する。

第十六條に見出しとして「加入」を付し、同条第四項中「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に、「すべて」を「全て」に、「第八十五條の第三項」を「第二百二條第一項」に改め、「また」を削り、同条第五項中「農業共済組合は、」を「農業共済組合及び全国連合会は、前条第一項又は第四項の規定により」に、「当該農業共済組合」を「これら」に、「申込」を「申込み」に改め、同条第四項の次に次の一項を加える。

全国連合会が成立したときは、第七十三條第四項に規定する特定組合及び都道府県連合会は、その時に、全て、当該全国連合会の組合員となる。全国連合会が成立した後に、同項に規定する特定組合又は都道府県連合会が成立したときは、当該特定組合又は都道府県連合会についても、同様とする。

第十六條第一項から第三項までを削り、同条を第二十一條とする。

第十五條に見出しとして「組合員たる資格」を付し、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる」を「当該農業共済組合が行う次の各号に掲げる共済事業の種類に応じ、当該各号に定める」に改め、「第一号及び第三号から第七号までに掲げる者にあつては」及び「第八号に掲げる者にあつては」の構成員はすべてが当該農業共済組合の区域内に住所を有するものを削り、「ところにより」を「基準に従い」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 農作物共済 農作物共済において共済目的の種類とされている農作物につき耕作の業務を営む者
- 二 家畜共済 死亡廃用共済又は疾病傷害共済において共済目的の種類とされている家畜につき養育の業務を営む者
- 三 果樹共済 収穫共済又は樹体共済において共済目的の種類とされている果樹につき栽培の業務を営む者
- 四 畑作物共済 畑作物共済において共済目的の種類とされている農作物又は蚕繭につき栽培又は養蚕の業務を営む者
- 五 園芸施設共済 第九十八條第一項第七号に規定する特定園芸施設を所有し、又は管理する者で農業を営むもの
- 六 任意共済 任意共済において共済目的の種類とされている農作物の耕作若しくは栽培の業務を営む者又は当該任意共済において共済

目的の種類とされている農産物、建物若しくは農機具等を所有する者で農業に従事するもの

第十五條第二項を次のように改める。

前項第一号、第三号又は第四号に定める者のみが構成員となつていては、法人を除くものとし、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法、代表者その他の農林水産省令で定める事項について農林水産省令で定める基準に従つた規約を定めているものに限る。以下「農業共済資格団体」という。で、その構成員の全てが一の農業共済組合の区域内に住所を有するものについては、当該農業共済資格団体を同項第一号、第三号又は第四号に定める者で当該農業共済組合の区域内に住所を有する者と、当該農業共済資格団体の構成員が営む同項第一号、第三号又は第四号に規定する業務を当該農業共済資格団体の業務とそれぞれみなして、この法律の規定を適用する。

第十五條第三項中「当該農業共済組合連合会を」を「都道府県連合会にあつては当該都道府県連合会」に改め、「組合等」の下に「とし」、全国連合会にあつては第七十三條第四項に規定する特定組合及び都道府県連合会を加え、同条に次の二項を加える。

第二百二條第一項から第三項までの規定により共済事業を行う全国連合会の組合員たる資格を有する者は、前項の規定により組合員たる資格を有する者のほか、当該全国連合会が行う第一項各号に掲げる共済事業の種類に応じ、当該各号に定める者で、当該共済事業の実施区域内に住所を有するもの（農林水産省令で定める基準に従い定款で定める者を除く。）とする。

前項の規定により同項の全国連合会の組合員たる資格を有する者については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「農業共済組合の区域」とあるのは、「共済事業の実施

区域」と読み替へるものとする。

第十五條を第二十條とする。

第十四條に見出しとして「事務費の負担」を付し、同条中「政令の」を「政令で」に、「組合等及び農業共済組合連合会」を「農業共済団体及び第七十三條第一項に規定する共済事業を行う市町村」に改め、第一章同条を第十九條とする。

第十三條の六に見出しとして「準用」を付し、同条中「第十三條の二から前条までの」を「第十二條から前条までの規定による」に、「第十二條第四項及び第十三條の規定」を「第十條第四項及び第十一條の規定（前条の規定による負担金にあつては、第十一條第二項の規定を除く。）」に改め、後段を削り、同条を第十七條とし、同条の次に次の一項を加える。

（特約補填金に係る交付金の交付）

第十八條 国庫は、政令で定めるところにより、全国連合会に対し、第八十二條第一項第二号の特約補填金の交付に要する費用に充てるため、交付金を交付する。

第十三條の五に見出しとして「園芸施設共済の共済掛金の負担」を付し、同条を第十五條とし、同条の次に次の一項を加える。

（農業経営収入保険の保険料の負担）

第十六條 国庫は、農業経営収入保険につき、被保険者の支払うべき保険料のうち、当該被保険者に係る保険金額に、当該被保険者に係る第八十條第一項の基準保険料率を乗じて得た金額の二分の一に相当する金額を負担する。

第十三條の三に見出しとして「果樹共済の共済掛金の負担」を付し、同条第一項中「収穫共済につき、第二百二條の六第一項第一号の収穫共済の共済目的の種類等」と及び「第二百二條の七第一項の収穫共済の共済事故等による種別」とを「果樹共済につき、収穫共済にあつては第二百四十八條第一項に規定する収穫共済の共済目的の種類」と

に、樹体共済にあつては同条第六項に規定する樹体共済の共済目的の種類ごと」に、「次の各号の区分により当該各号に掲げる率」を「当該組合員等に係る第四百九十九条第一項の基準共済掛金率」に改め、同項各号及び同条第二項を削り、同条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(畑作物共済の共済掛金の負担)

第十四条 国庫は、畑作物共済につき、第五百五十三条第一項に規定する共済目的の種類ごとに、組合員等の支払うべき共済掛金のうち、当該組合員等に係る共済金額に、当該組合員等に係る第五百五十四条第一項の基準共済掛金率を乗じて得た金額の百分の五十五(蚕繭に係るものにあつては、二分の一)に相当する金額を負担する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条、第四条及び第二十五条の規定 公布の日(次号において「公布日」という。)

二 附則第二十三条の規定 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十九年法律第 号)の公布の日又は公布日のいずれか遅い日

(登記に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の農業災害補償法(以下「旧法」という。)の規定による登記に係る処分、手続その他の行為は、この法律による改正後の農業保険法(以下「新法」という。)第七條第一項の規定に基づく政令の相当規定によりしたものとみなす。

2 旧法第七十条の規定による登記簿は、新法第七條第一項の規定に基づく政令の相当規定による登記簿とみなす。

(全国連合会の設立に関する経過措置)

第三条 新法第十條第一項に規定する全国連合会(以下この条において「全国連合会」という。)の発起人になろうとする者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、新法第二章(第三十條から第三十二條までを除く。)の規定の例により、定款及び事業規程の作成、創立総会の開催その他全国連合会の設立に必要な行為をすることができ。

2 全国連合会の発起人は、施行日前においても、新法第三十條から第三十二條までの規定の例により、全国連合会の設立の認可の申請をし、農林水産大臣の認可を受けることができる。この場合において、認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

(農業共済組合の設立又は合併に関する経過措置)

第四条 その設立又は合併の日が施行日以後である農業共済組合の設立又は合併をしようとする場合において、施行日前に当該設立又は合併に必要な行為を行うときは、旧法第二十二條第一項、第二十三條、第二十四條第一項、第二十五条、第三十條第一項、第三十一條第一項ただし書及び第五十一條第二項の規定にかかわらず、新法第二十八條第一項、第二十九條、第三十條第一項、第三十一條、第三十六條第一項、第三十七條第十一項ただし書及び第七十條第二項の規定の例によりこれを行わなければならない。

(共済規程及び保険規程に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧法第二章第二節の規定により定められている農業共済組合の共済規程及び農業共済組合連合会の保険規程は、新法第二章第二節の規定により定められた事業規程とみなす。

(農業共済組合連合会の役員に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に存する農業共済

組合連合会については、新法第三十七條第十一項本文の規定は、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例による。

(農作物共済に関する経過措置)

第七条 農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係に関する新法の規定は、平成三十一年産の農作物に係る農作物共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

(家畜共済に関する経過措置)

第八条 家畜共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係に関する新法の規定は、平成三十一年一月一日以後に共済責任が始まる死亡廃用共済及び疾病傷害共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係並びに当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に共済責任が始まる家畜共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、平成三十一年十二月三十一日の属する共済掛金期間の満了の時(その時までに当該共済関係に係る共済目的たる家畜が死亡廃用共済又は疾病傷害共済に付されたときは、当該家畜について、その共済責任が始まる時)までは、なお従前の例による。

(果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済に関する経過措置)

第九条 果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係並びに当該保険関係に係る再保険関係に関する新法の規定は、平成三十一年一月一日以後に共済責任

任期間が開始するこれらの共済事業の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間が開始するこれらの共済事業の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

(共済掛金及び保険料の払戻しに関する経過措置)

第十条 農業共済組合又は新法第七條第一項に規定する共済事業を行う市町村は、平成三十三年三月三十一日までに共済責任期間(家畜共済にあつては、共済掛金期間)の満了する共済事業の共済関係に係る共済掛金について、平成三十四年三月三十一日までの間に限り、旧法第二十二條の規定の例により、その一部を払い戻すことができる。

2 前項の規定は、同項に規定する共済関係に係る新法第十一條第二項に規定する都道府県連合会(附則第十二條において「都道府県連合会」という。)の保険事業の保険関係に係る保険料について準用する。

(農業経営収入保険に関する経過措置)

第十一條 農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係に関する新法の規定は、平成三十一年一月一日以後に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用する。

(独立行政法人農林漁業信用基金に対してされた出資に関する経過措置)

第十二條 施行日前に政府、農業共済組合連合会及び旧法第五十三條の二第四項に規定する特定組合から独立行政法人農林漁業信用基金に対し旧法第四百二十二條の十二第一項の農業災害補償関係資金に充てるべきものとして示して出資された額に相当する額は、それぞれ、政府、都道府県連合会及び新法第七十三條第四項に規定す

る特定組合から独立行政法人農林漁業信用基金に対し新法第二百八十八条第一項の農業保険関係資金に充てるべきものとして示して出資されたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第十四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行状況その他の事情を勘案し、農業経営収入保険事業その他の農業保険の制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第十五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一「農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)」の項中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第八十五条第四項(第八十五条の七において準用する場合を含む)」、第百三十一条第一項及び第百四十三条の二第二項を「第百七十一条第一項及び第百二十二条第二項」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十六条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項中「農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)第百三十一条第一項に規定する肉用牛等及び乳牛の雌等(政令で定めるものを除く。)」を「次に掲げる牛以外の牛」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 種雄牛
- 二 乳牛の雌のうち子牛の生産の用に供され
たもの

第六十七条の三第二項中「農業災害補償法第百三十一条第一項に規定する肉用牛等及び乳牛の雌等(政令で定めるものを除く。)」を「次に掲げる牛以外の牛」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 種雄牛
- 二 乳牛の雌のうち子牛の生産の用に供され
たもの

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 前条の規定による改正後の租税特別措置法(次項において「新租税特別措置法」という。)

第二十五条の規定は、平成三十年分以後の所得税について適用し、平成二十九年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十七条の三及び第六十八条の百一の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。以下この項において同じ。)

分の法人税及び連結親法人(法人税法第十二条の七の六の七に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)

又は当該連結親法人による連結完全支配関係(法人税法第十二条の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。以下この項において同じ。)

にある連結子法人(法人税法第十二条の七に規定する連結子法人をいう。以下この項において同じ。)

の施行日以後に終了する連結事業年度(法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)

分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に終了した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(所得税法等の一部改正)

第十八条 次に掲げる法律の規定中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改める。

一 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表第一「農業共済組合及び農業共済組合連合会の項」

二 法人税法別表第二「農業共済組合及び農業共済組合連合会の項」

三 消費税法(昭和六十三年法律第八号)別表第三第一号の表「農業共済組合及び農業共済組合連合会の項」

(登録免許税法の一部改正)

第十九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の二十三の項の第二欄中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改め、同項の第三欄の第二号中「農業災害補償法第九十八条の二損害認定の準則(同法第三百三十二条第一項(損害認定)(同法第七十二条(準用)、第百七十四条(準用)及び第百八十七条(準用))に改める。

(独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正)

第二十条 独立行政法人農林漁業信用基金法(平成十四年法律第二百八十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「保険事業等に係る保険金等の支払」を「共済事業等に係る共済金等の支払等」に改める。

第十一条の二第一項中「農業災害補償関係業務」を「農業保険関係業務」に改める。

第十二条第二項中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第百四十二条の八」を「第百二十四条」に、「農業災害補償関係業務」を「農業保険関係業務」に改める。

第二十四条第一項中「農業災害補償関係業務」を「農業保険関係業務」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第二十一条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第百二十四条第一項中「農業共済再保険事業等」を「農業再保険事業等」に改め、同条第四項中「農業共済再保険事業等」を「農業再保険事業等」に、「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第百三十四条」を「第百九十二条及び第二百五条」に、「及び同法第百四十一条の四」を並びに同法第二百一条に改める。

第百二十六条中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改める。

第百二十七条第三項中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改め、同項第一号イ中「農業共済再保険事業等」を「農業再保険事業等」に、「農業災害補償法第百三十六条」を「農業保険法第百九十三条及び第百二十六条」に、「及び同法第百四十一条の六」を並びに同法第二百二条に改め、同項第二号イ中「農業共済再保険事業等」を「農業再保険事業等」に、「農業災害補償法第百九十三条及び第百四十一条の七」を並びに同法第二百二条に改め、同号ロ中「農業災害補償法第十三条(同法第十三条の六を「農業保険法第十三条(同法第十三条)に改め、同号ハ中「農業共済再保険事業等」を「農業再保険事業等」に改め、同条第六項第一号ハ中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改め、同項第二号イ中「農業共済再保険事業等」を「農業再保険事業等」に改める。

第百二十九条第三項中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改め、同項第一号イ中「農業共済再保険事業等」を「農業再保険事業等」に、「農業災害補償法第十二条第一項」を「農業保険法第十条第一項」に、「第十三条の二から第十三条の五まで」を「第十二条から第十六条まで」に改め、同項第二号中「農業共済再保険事業等」を「農業再保険事業等」に改める。

第三百三十条第二項中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改める。

第三百三十四条第一項中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改め、同項第一号中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に、「農業共済再保険事業等」を「農業再保険事業等」に改め、同条第二項中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改める。

第三百三十六条第三項中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改め、同項第一号及び同条第四項第一号中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に、「農業共済再保険事業等」を「農業再保険事業等」に改める。

第三百三十七条第六項中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改める。

附則第四十一条の見出し中「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改め、同条中「農業災害補償法第五十条の第三項」を「農業保険法附則第三項第一項」に、「農業共済再保険勘定」を「農業再保険勘定」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 前条の規定による改正後の特別会計に関する法律(以下この条において「新特別会計法」という。)の規定は、平成三十年度の予算から適用し、前条の規定による改正前の特別会計に関する法律に基づく食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定(以下この条において「旧農業共済再保険勘定」という。)の平成二十九年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に關しては、なお従前の例による。この場合において、旧農業共済再保険勘定の平成三十年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、新特別会計法に基づく食料安定供給特別会計の農業再保険勘定(以下この条において「新農業再保険勘定」という。)の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧農業共済再保険勘定の平成二十九年度の出

平成二十九年六月八日 衆議院会議録第三十二号

納の完結の際、旧農業共済再保険勘定に所属する積立金は、新特別会計法第三百三十四条第一項の規定により、新農業再保険勘定に所属する積立金として積み立てられたものとみなす。

3 この法律の施行の際、旧農業共済再保険勘定に所属する権利義務は、新農業再保険勘定に帰属するものとする。

4 前項の規定により新農業再保険勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、新農業再保険勘定の歳入及び歳出とする。

5 附則第七条から第九条までの規定によりなお従前の例によることとされる旧法第三百三十四条の規定による再保険事業及び旧法第四百一条の四の規定による保険事業に関する経理は、新特別会計法第二百二十四条第一項の規定にかかわらず、食料安定供給特別会計において行うものとする。この場合における同条第四項並びに新特別会計法第二百二十七条第三項第一号及び第二号、第二百二十九条第三項第一号並びに附則第四十一条の規定の適用については、新特別会計法第二百二十四条第四項中「保険事業」とあるのは「保険事業並びに農業災害補償法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第 号)附則第七条から第九条までの規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号。以下「旧農業災害補償法」という。)第三百三十四条の規定による再保険事業及び旧農業災害補償法第四百一条の四の規定による保険事業」と、新特別会計法第二百二十七条第三項第一号イ中「保険料」とあるのは「保険料並びに旧農業災害補償法第三百三十六条の再保険料及び旧農業災害補償法第四百一条の六の保険料」と、同項第二号イ中「保険金」とあるのは「保険金並びに旧農業災害補償法第三百三十七条の再保険金及び旧農業災害補償法第四百一条の七の保険金」と、同号ロ中「交付金」とあるのは「交付金及び旧農業災害補償法第十三条(旧農業災害補償法第十三条の六)において準用する場合を含む。」と、新特別会計法第二百二十九条第三項第一号中「もの」とあるのは「もの及び旧農業災害補償法第十二条第一項若しくは第二項又は第十三条の二から第十三条の五までの規定により国庫が負担するもの」と、新特別会計法附則第四十一条中「交付金」とあるのは「交付金及び旧農業災害補償法第五十条の第三項の交付金」とする。

(民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二十三条 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二百四十一条(見出しを含む。)中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改め、同条のうち、農業災害補償法第八十七条の二第六項の改正規定を削り、同法第八十八条の改正規定中「第十八条中「払戻」を「払戻し」に、」を「第十九条中」に改め、「一因つて」を「よつて」に」を削り、同法第三百三十一條第二項の改正規定中「第三百三十一條第二項」を「第七十一條第二項」に改める。

第二百四十二條の見出し中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改め、同条中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「旧農業災害補償法」を「旧農業保険法」に、「第八十七條の二第六項(旧農業災害補償法第三百三十二條第一項及び第四百一条の二)において準用する場合を含む。」又は「第三百三十一條第二項(旧農業災害補償法第四百一条第二項)を「第七十一條第二項(旧農業保険法第九十八條第二項)に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)

第二十四条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

農業災害補償法の一部を改正する法律案及び同報告書

償法第十三条の六において準用する場合を含む。の)の規定による交付金と、新特別会計法第二百二十九条第三項第一号中「もの」とあるのは「もの及び旧農業災害補償法第十二条第一項若しくは第二項又は第十三条の二から第十三条の五までの規定により国庫が負担するもの」と、新特別会計法附則第四十一条中「交付金」とあるのは「交付金及び旧農業災害補償法第五十条の第三項の交付金」とする。

(民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二十三条 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二百四十一条(見出しを含む。)中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改め、同条のうち、農業災害補償法第八十七条の二第六項の改正規定を削り、同法第八十八条の改正規定中「第十八条中「払戻」を「払戻し」に、」を「第十九条中」に改め、「一因つて」を「よつて」に」を削り、同法第三百三十一條第二項の改正規定中「第三百三十一條第二項」を「第七十一條第二項」に改める。

第二百四十二條の見出し中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改め、同条中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「旧農業災害補償法」を「旧農業保険法」に、「第八十七條の二第六項(旧農業災害補償法第三百三十二條第一項及び第四百一条の二)において準用する場合を含む。」又は「第三百三十一條第二項(旧農業災害補償法第四百一条第二項)を「第七十一條第二項(旧農業保険法第九十八條第二項)に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)

第二十四条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

最近における農業をめぐる状況の変化に鑑み、農業経営の安定を図るため、農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険の事業を創設するとともに、農業共済事業に創設するにとともに、農業共済事業について共済関係の成立に係る方式の変更その他の見直しを行うほか、全国を区域とする農業共済組合連合会の事業及び組織に関する規定の整備等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における農業をめぐる状況の変化に鑑み、農業経営の安定を図るため、農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険の事業を創設するとともに、農業共済事業について共済関係の成立に係る方式の変更その他の見直しを行うほか、全国を区域とする農業共済組合連合会の事業及び組織に関する規定の整備等を行うおうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第四条第一項第三十三号中「農業災害補償」を「農業保険」に改める。

第六条第二項の表農漁業保険審査会の項中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改める。(政令への委任)

第二十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

理由

最近における農業をめぐる状況の変化に鑑み、農業経営の安定を図るため、農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険の事業を創設するとともに、農業共済事業に創設するにとともに、農業共済事業について共済関係の成立に係る方式の変更その他の見直しを行うほか、全国を区域とする農業共済組合連合会の事業及び組織に関する規定の整備等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における農業をめぐる状況の変化に鑑み、農業経営の安定を図るため、農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険の事業を創設するとともに、農業共済事業について共済関係の成立に係る方式の変更その他の見直しを行うほか、全国を区域とする農業共済組合連合会の事業及び組織に関する規定の整備等を行うおうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 題名の改正

2 法律の題名を「農業保険法」とすること。

し、被保険者が自ら生産した農産物(農産物に簡易な加工を施したものを含む。)に係る収入の減少について保険金を交付する仕組みとすること。

(三) 特約により、保険料に基づく保険金のほか、農業者の積立てに基づく補填を受けることができるものとすること。

(四) 国は、保険料の二分の一及び積立方式による補填の四分の三をそれぞれ負担すること。

(五) 農業経営収入保険に係る保険責任について政府の再保険を措置すること。

3 農業共済事業の見直し

(一) 農作物共済の当然加入制を廃止し、他の共済事業と同様の任意加入制に移行すること。

(二) 家畜共済を死亡廃用共済と疾病傷害共済に分離し、農業者の経営事情に応じて別々に加入できるようにすること。

(三) 農業者の被害率に応じて共済掛金率を設定する仕組みを全ての農業共済組合に導入すること。

4 全国連合会の設立

農業共済団体は、全国を区域とする農業共済組合連合会を設立し、農業経営収入保険事業のほか、農業共済団体の事業を補完するための共済事業等を行うことができるものとすること。

5 施行期日等

(一) この法律は、平成三十年四月一日から施行すること。

(二) 農業経営収入保険の実施及び農業共済の新制度への切替は、平成三十一年産からとすること。

(三) 政府は、この法律の施行後五年を目途として、農業経営収入保険事業その他の農業保険の制度の在り方等について検討を加

え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、最近における農業をめぐる状況の変化に鑑み、農業経営の安定を図るための措置として、おおむね妥当なものと認め、国は、農業者の農業保険への加入が促進されるよう、農業者の適切な選択に資する情報の提供等に努めるものとする規定を追加すること、行政庁は、農業共済事業や農業経営収入保険事業の実施主体に対し、それらの事業の効率的かつ円滑な実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言を行うよう努めるものとする規定を追加すること等の修正を行うことが適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成二十九年六月七日

衆議院議長 大島 理森殿
農林水産委員長 北村 茂男

(別紙)

(小字及び一は修正)

第二条に見出しとして「(農業保険)」を付し、同条中「農業災害補償は、農業共済組合」を「農業保険は、農業共済組合若しくは農業共済組合連合会」に、「共済事業、農業共済組合連合会の行う保険事業」を「農業共済事業若しくは農業共済責任保険事業又は農業経営収入保険事業」に改め、同条に次の一項を加える。

国は、農業者の農業保険への加入が促進されるよう、農業者の適切な選択に資する情報の提供等に努めるものとする。

第四章 農業経営収入保険事業

(農業経営収入保険事業)
第百七十五条 (略)

(保険資格者)
第百七十六条 (略)

(保険関係の成立)
第百七十七条 (略)

(保険料の支払)
第百七十八条 (略)

(保険金額)
第百七十九条 (略)

(保険料率)
第百八十条 (略)

(保険金)
第百八十一条 (略)

(特約)
第百八十二条 (略)

(保険期間)
第百八十三条 (略)

(死亡、解散等の場合の権利義務の承継)
第百八十四条 (略)

(被保険者の遵守すべき事項)
第百八十五条 (略)

(免責事由)
第百八十六条 (略)

(準用)
第百八十七条 (略)

(業務の委託)
第百八十八条 (略)

(秘密保持義務)
第百八十九条 (略)

(運搬及び技術的な協力の確保等)
第百九十条 (略)

(全国連合会は、農業経営収入保険事業の効率的かつ円滑な実施を図るため、全国連合会の行う事業と同種の事業を行う者〇との連

携及び技術的な協力の確保に努めるものとする事業その他の農業収入の減少について補填を行う事業を行う者を含む。)

全国連合会は、農業経営収入保険事業の実施に必要があるときは、国、独立行政法人、地方公共団体及び対象農産物等の販売の事業を行う者その他の関係者に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

行政庁は、全国連合会に対し、農業経営収入保険事業の効率的かつ円滑な実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言を行うよう努めるものとする。

第九十九条第三項中「第百六条第一項第一号、第百二十条の六第一項第一号又は第百二十条の十二第一項第一号」を「第百三十六条第一項、第百四十八条第一項又は第百五十三条第一項」に改め、同条第二項を削り、同条を第百三十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(協力依頼)〇等

第百三十三条 組合等は、共済金額の決定又は支払うべき共済金に係る損害の額の認定に関し必要があるときは、組合員等からその生産した農産物の加工若しくは販売の委託を受け、若しくは当該農産物の売渡しを受けた者又は組合員等に資料の売渡しをした者に対し、当該委託又は売渡しに係る農産物又は資料の数量、品質又は価格に関する資料の提供につき、その協力を求めることができる。

行政庁は、組合等に対し、共済事業の効率的かつ円滑な実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言を行うよう努めるものとする。

附則

(検討)

第十四条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行状況その他の事情を勘案し、農業経営収入保険事業その他の農業保険の制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(別紙)

農業災害補償法の一部を改正する法律案に
対する附帯決議

農業災害補償制度は、制度発足以来、七十年以上の長きにわたり、災害によって農業者が被る損失を補填することにより農業経営の安定に大きく貢献してきた。しかしながら、同制度は、価格低下等は対象となっておらず、対象品目が限定されているといった問題が指摘されている。このため、自由な経営判断に基づき経営の発展に取り組み農業経営者のセーフティネットとして、個々の農業者ごとに農業収入全体を対象に総合的に対応し得る新たな保険制度の創設等が喫緊の課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、農業経営の安定を図るため、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 新たに創設される農業経営収入保険事業及び従来からの収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)をはじめとした収入減少を補填する機能を有する制度が農業者の自由な経営判断により適切に選択されるよう、国と全国を区域とする農業共済組合連合会(全国連合会)等は緊密に連携し相互に協力して制度の効率的かつ円滑な実施を図ること。その際、農業者が負担する保険料と補填金との関係についてのモデルケースを示すなど、農業者の制度理解に資する分かりやすい説明を行い加入の促進に努めること。

二 農業経営収入保険事業を安定的に運用するためには、一定の加入者数を確保することが望ましいこと等に鑑み、全国連合会が事業を支援なく実施することができるよう必要な情報及び資料を提供することともに、適時適切な指導及び助言を行うこと。

三 保険金及び特約補填金については、農業者はこれらを含めた当年の収入を翌年の作付等に必要経費に充てることから、当該年への算入や

つなぎ融資の無利子化など、可能な限り農業者が利用しやすい仕組みとすること。また、保険金及び特約補填金は、保険期間の翌年の税負担に影響を及ぼさないよう、税務上、保険期間の総収入金額に算入されるよう適切な運用を行うこと。

四 保険金及び特約補填金の支払いの基礎となる基準収入金額については、当年の経営面積が拡大する場合や農業収入金額に一定の上昇傾向が確認できる場合等、農業者が経営の発展に取り組んでいるときは、これらの動向を適切に反映すること。また、基準収入金額の算定の方法と算定プロセスの透明性を確保すること。

五 農作物共済の当然加入制が廃止される中、特に、保険を必要とする農業者が無保険者となることのないよう、今回の法改正の内容を十分に説明することにより、農作物共済への引き続きの加入若しくは農業経営収入保険事業への加入を進めること。

六 法施行後の見直しに当たっては、農業経営収入保険事業、収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)等の収入減少を補填する機能を有する同趣旨の制度など関連政策全体の検証を行い、総合的かつ効果的な農業経営安定対策の在り方について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

右決議する。

刑法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成二十九年三月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

刑法の一部を改正する法律

刑法明治四十年法律第四十五号の一部を次のように改正する。

目次中「姦淫」を「強制性交等」に改める。

第三条第五号中「第百七十九条」を「第百八十一条」に、「強姦」を「強制性交等」に、「準強姦、集団強姦等、未遂罪、第百八十一条」を「準強制性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等、未遂罪」に改め、同条第十二号中「名誉毀損」を「名誉毀損」に改め、同条第十三号中「第二百四十一条」を「第二百四十条」に、「強盗強姦及び同致死」及び「第二百四十一条」を「強盗強姦及び同致死」及び「第二百四十一条」に改め、同条第二十一号中「第百七十九条」を「第百八十一条」に、「強姦」を「強制性交等」に、「準強姦、集団強姦等、未遂罪」及び「第百八十一条」を「準強制性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等」に改め、同条第六号中「及び第二百三十八条から第二百四十一条まで」を「第二百三十八条から第二百四十条まで」に、「強盗強姦」を「強盗強姦」及び「第二百四十一条」及び「第三項強盗・強制性交等」に改め、「これらの罪」の下に「(同条第一項の罪を除く。）」を加える。

第二編第二十二章の章名中「姦淫」を「強制性交等」に改める。

第百七十六条中「男女に」を「者に」に改める。

第百七十七条の見出しを「(強制性交等)」に改め、同条中「暴行」を「十三歳以上の者に對し、暴行」に、「十三歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、三年」を「性交、肛門性交又は口腔性交(以下「性交等」という。)をした者は、強制性交等の罪とし、五年」に、「女子を姦淫した」を「者に對し、性交等をした」に改める。

第百七十八条の見出し中「準強姦」を「準強制性交等」に改め、同条第二項中「女子」を「人」に、「姦淫した」を「性交等をした」に改める。

第百七十八條の二及び第百八十條を削る。

第百七十九條を第百八十條とし、第百七十八條の次に次の一條を加える。

(監護者わいせつ及び監護者性交等)

第百七十九條 十八歳未満の者に對し、その者を現に監護する者であることによる影響力がある

ことに乗じてわいせつな行為をした者は、第百七十六條の例による。

2 十八歳未満の者に對し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて性交等をした者は、第百七十七條の例による。

第百八十一条第一項中「若しくは第百七十八條第一項」を「第百七十八條第一項若しくは第百七十九條第一項」に改め、同条第二項中「若しくは第百七十八條第二項」を「第百七十八條第二項若しくは第百七十九條第二項」に、「女子」を「人」に、「五年」を「六年」に改め、同条第三項を削る。

第百八十二条中「姦淫させた」を「強制性交等させた」に改める。

第二百二十九條中「第二百二十五條の罪及びこれらを」及び同条に改め、「並びに同条第三項の罪及び」、営利又は生命若しくは身体に対する加害の目的による場合を除きを削り、同条ただし書を削る。

第二百四十一条を次のように改める。

(強盗・強制性交等及び同致死)

第二百四十一条 強盗の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強制性交等の罪第百七十九條第二項の罪を除く。以下この項において同じ。若しくはその未遂罪をも犯したとき、又は強制性交等の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強盗の罪若しくはその未遂罪をも犯したときは、無期又は七年以上の懲役に処する。

2 前項の場合のうち、その犯した罪がいずれも未遂罪であるときは、人を死傷させたときを除き、その刑を減輕することができ。ただし、自己の意思によりいづれかの犯罪を中止したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

3 第一項の罪に当たる行為により人を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処する。

第二百四十三條中「まで及び」を「まで」に、「第二百四十一条まで」を「第二百四十條まで及び第二百四十一条第三項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
(経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この法律による改正前の刑法(以下「旧法」という。)第百八十条又は第百二十九条本文の規定により告訴がなければ公訴を提起することができないとされていた罪(旧法第百二十四条の罪及び同条の罪を幫助する目的で犯した旧法第百二十七条第一項の罪並びにこれらの罪の未遂罪を除く。)であつてこの法律の施行前に犯したもののについては、この法律の施行の際既に法律上告訴がされることがなくなつてゐるものを除き、この法律の施行後は、告訴がなくても公訴を提起することができる。

3 旧法第百二十九条本文の規定により告訴がなければ公訴を提起することができないとされていた罪(旧法第百二十四条の罪及び同条の罪を幫助する目的で犯した旧法第百二十七条第一項の罪並びにこれらの罪の未遂罪を除く。)であつてこの法律の施行前に犯したもののについては、この法律の施行後に告訴は、略取され、誘拐され、又は売買された者が犯人と婚姻をしたときであつても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、この法律の施行の際既に附則第四条の規定による改正前の刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第百三十五条第二項に規定する期間が経過してゐるときは、この限りでない。

4 旧法第百二十四条の罪及び同条の罪を幫助する目的で犯した旧法第百二十七条第一項の罪並びにこれらの罪の未遂罪であつてこの法律の施行前に犯したもののについては、この法律の施行後に告訴の効力については、なお従前の例による。

(盗犯等の防止及び処分に関する法律の一部改正)

第三条 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第二百四十条前段ノ罪若ハ第二百四十一条前段ノ罪又ハ其ノ未遂罪を第二百四十条ノ罪(人ヲ傷シタルトキニ限ル)又ハ第二百四十一条第一項ノ罪に改める。」

(刑事訴訟法の一部改正)

第四條 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

第二百五十七条の四第一項第一号中「第百七十八條の二」を「第百七十九條に」、「第二百四十一条前段を第二百四十一条第一項若しくは第三項」に改める。

第二百五十五条第一項ただし書中「次に掲げる」を「刑法第二百三十二条第二項の規定により外国の代表者が行つた告訴及び日本国に派遣された外国の使節に対する同法第二百三十条又は第二百三十一条の罪につきその使節が行つた」に改め、同項各号及び同条第二項を削る。

第二百九十条の二第一項第一号中「第百七十八條の二」を「第百七十九條に」、「第二百四十一条」を「第二百四十一条第一項若しくは第三項」に改める。

第三百十六條の三十三第一項第二号中「第百七十八條」を「第百七十九條」に改める。

(刑事訴訟法の一部改正に伴う経過措置)

第五條 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第百七十八條の二の罪若しくはその未遂罪、旧法第百八十一条第三項の罪又は旧法第二百四十一条前段の罪若しくはその未遂罪の被害者は、この法律の施行の日から刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十四号。以下この項において「刑事訴訟法等一部改正法」とい

う。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(以下この項において「第四号施行日」という。)の前日までの間は、前条の規定による改正後の刑事訴訟法(次項において「新刑事訴訟法」という。)第百五十七條の四第一項の規定の適用については同項第一号に掲げる者とみなし、第四号施行日以後は、刑事訴訟法等一部改正法第二条の規定による改正後の刑事訴訟法第百五十七條の六第一項の規定の適用については同項第一号に掲げる者とみなす。

2 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法第百七十八條の二の罪若しくはその未遂罪、旧法第百八十一条第三項の罪又は旧法第二百四十一条の罪若しくはその未遂罪に係る事件は、新刑事訴訟法第二百九十条の二第一項の規定の適用については同項第一号に掲げる事件とみなす。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第六條 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二号ヨ中「第二百四十一条を」第二百四十條に、「強盗強姦及び同致死」を「第二百四十一条第一項(強盗・強姦・強姦等)若しくは第三項(強盗・強姦・強姦等致死)に改める。

(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正)

第七條 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(平成十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第一項第二号イ中「第百七十八條」を「第百七十九條」に、「強姦」を「強姦等」に、「準強姦」を「準強姦等」、監護者わいせつ及び監護者性交等に改める。

(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の一部改正)

第八條 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第百七十九條」を「第百八十条」に改める。

理 由

近年における性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、強姦罪の構成要件及び法定刑を改めて強制性交等罪とともに、監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪を新設するなどの処罰規定の整備を行い、あわせて、強姦罪等を親告罪とする規定を削除する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年における性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、強姦罪の構成要件及び法定刑を改めて強制性交等罪とするとともに、監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪を新設するなどの処罰規定の整備を行い、あわせて、強姦罪等を親告罪とする規定を削除しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等

強姦罪について、行為者及び被害者の性別を問わず、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交(以下「性交等」という。)をする行為等を現行の強姦と同様の犯罪として処罰することとした上で、法定刑を「三年以上の有期懲役」から「五年以上の有期懲役」に引き上げ、罪名を強制性交等罪とするものとする。

2 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の新設

十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為又は性交等をした場合について、強制わいせつ罪又は強制性交等罪と同様に処罰するものとする。

3 強盗強姦罪の構成要件の見直し等

強盗強姦罪について、同一の機会に強盗の罪と強制性交等の罪を犯した場合は、その行為の先後関係を問わず、現行の強盗強姦罪と同様の無期又は七年以上の懲役に処するものとし、罪名を強盗・強制性交等罪とするものとする。

4 強姦罪等の非親告罪化

強姦罪、準強姦罪、強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪を親告罪とする規定を削除するとともに、わいせつ目的・結婚目的の略取・誘拐罪等も非親告罪とするものとする。

5 施行期日

公布の日から起算して二十日を経過した日から施行するものとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、近年における性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、強姦罪の構成要件及び法定刑を改めて強制性交等罪とするとともに、監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪を新設するなどの処罰規定の整備を行い、あわせて、強姦罪等を親告罪とする規定を削除しようとするもので、その措置は妥当なものと認めるが、政府において、この法律の施行後三年を目途として、性犯罪における被害の実情、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする旨の検

討規定を追加する必要があると認め、別紙のとおり、これを修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成二十九年六月七日

衆議院議長 大島 理森殿 法務委員長 鈴木 淳司

〔別紙〕

附 則

(小字は修正)

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後二年を目途として、性犯罪における被害の実情、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

〔別紙〕

刑法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 性犯罪が、被害者の人格や尊厳を著しく侵害する悪質重大な犯罪であることはもとより、その心身に長年にわたり多大な苦痛を与え続ける犯罪であつて、厳正な対処が必要であるものと認識の下、近年の性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするための法整備を行うという本法の趣旨を踏まえ、本法が成立するに至る経緯、本法の規定内容等について、関係機関及び裁判所の職員等に対して周知すること。

二 刑法第七十六條及び第七十七條における「暴行又は脅迫」並びに刑法第七十八條における「抗拒不能」の認定について、被害者と相手方との関係性や被害者の心理をより一層適切に踏まえてなされる必要があるとの指摘がなされていることに鑑み、これらに関連する心理学的・

精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、司法警察職員、検察官及び裁判官に對して、性犯罪に直面した被害者の心理等についてこれらの知見を踏まえた研修を行うこと。

三 性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の過程において、被害者のプライバシー、生活の平穩その他の権利利益に十分な配慮がなされ、偏見に基づく不当な取扱いを受けることがないようにし、二次被害の防止に努めるとともに、被害の実態を十分に踏まえて適切な証拠保全を図り、かつ、起訴・不起訴等の処分を行うに当たっては、被害者の心情に配慮するとともに、必要に応じ、処分の理由等について丁寧な説明に努めること。

四 性犯罪被害者が潜在化しやすいことを踏まえ、第三次犯罪被害者等基本計画等に従い、性犯罪等被害に関する調査を実施し、性犯罪等被害の実態把握に努めること。

五 刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第五十四号)附則第九条第三項の規定により起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置についての検討を行うに際しては、性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の実情や、被害者の再被害のおそれに配慮すべきであるとの指摘をも踏まえて検討を行うこと。

六 性犯罪が重大かつ深刻な被害を生じさせる上、性犯罪被害者とその被害の性質上支援を求めることが困難であるという性犯罪による被害の特性を踏まえ、被害者の負担の軽減や被害の潜在化の防止等のため、第三次犯罪被害者等基本計画に従い、ワンストップ支援センターの整備を推進すること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
二番五号区虎ノ門二丁目	〒一〇五―八四四五
独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本 体	本号一部
二〇円	二六円